

株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年 9 月
(第 1 回訂正分)

サイプレス・ホールディングス株式会社

ブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 株式売出席出目論見書の訂正理由

2025年9月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し4,046,600株（引受人の買取引受による売出し3,518,800株・オーバーアロットメントによる売出し527,800株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、2025年9月24日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出席出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,744,664,000」を「2,463,160,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,744,664,000」を「2,463,160,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3 売出価額の総額は、仮条件（690円～710円）の平均価格（700円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄外注記の訂正>

1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は690円以上710円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「411,684,000」を「369,460,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「411,684,000」を「369,460,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5 売出価額の総額は、仮条件（690円～710円）の平均価格（700円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間（A）及びロックアップ期間（B）中でも、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除出来る権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月5日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出において、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請してあります。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

a. 親引け先の概要	名称	アサヒビール株式会社
	本店の所在地	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 松山 一雄
	資本金	20,000百万円
	事業の内容	ビール類、低アルコール飲料等の製造・販売及び焼酎、洋酒、ワイン等の販売
	主たる出資者及び出資比率	アサヒグループジャパン株式会社（出資比率100%）
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社子会社の主要取引先の1つであります。
c. 親引け先の選定理由	当社子会社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくために行うものであります。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、254,900株を上限として、2025年9月30日（売出価格決定日）に決定される予定。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額に必要な資金を十分に有している旨の説明を受けております。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売価決定日（2025年9月30日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（%）	引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社EAM	東京都港区麻布台1丁目3番2号	5,728,100	43.04	5,728,100	43.04
丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー11階	6,285,100	47.23	2,822,300	21.21
東 稔哉	東京都港区	820,869 (191,169)	6.17 (1.44)	820,869 (191,169)	6.17 (1.44)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	—	—	254,900	1.92
尾澤 一彦	—	105,200 (105,200)	0.79 (0.79)	105,200 (105,200)	0.79 (0.79)
稲葉 好紀	—	63,100 (63,100)	0.47 (0.47)	63,100 (63,100)	0.47 (0.47)
Marunouchi Global Fund II L.P.	P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	101,700	0.76	45,700	0.34
—	—	31,500 (31,500)	0.24 (0.24)	31,500 (31,500)	0.24 (0.24)
—	—	21,000 (21,000)	0.16 (0.16)	21,000 (21,000)	0.16 (0.16)
—	—	13,100 (13,100)	0.10 (0.10)	13,100 (13,100)	0.10 (0.10)
計	—	13,169,669 (425,069)	98.96 (3.19)	9,905,769 (425,069)	74.43 (3.19)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月9日現在のものです。

2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月9日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引け（アサヒビール株式会社254,900株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

① 役員一覧

<欄内の記載の訂正>

「代表取締役社長 東 稔哉」の「所有株式数（株）」の欄：「6,357,800」を「6,357,800 (注) 6」に訂正

<欄外注記の訂正>

6. 代表取締役社長 東稔哉の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社EAMが保有する株式数も含んでおります。

7. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

(省略)

(注) 6. の追加及び6. の番号変更

サイプレス・ホールディングス株式会社



株式売出届出目論見書

2025年9月



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式2,744,664千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式411,684千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年9月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

株式売出届出目論見書

サイプレス・ホールディングス株式会社

東京都港区六本木一丁目9番10号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

会社の経営の基本方針

当社グループは、「食の喜びをすべての人へ、特別ではなく、毎日食べる食事に感動や喜びを提供出来る事を目指す」を企業理念として掲げております。すべての人に信頼され、その地域になくてはならない一番店を目指してまいります。



事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており主に飲食事業並びにこれに付帯する業務を行っております。

現在、当社グループは、「外食企業としてより多くの人々に信頼され、地域に必要とされる店舗を創造し、社会に貢献する」というコンセプトのもと、「食の喜びをすべての人へ、特別ではなく、毎日食べる食事に感動や喜びを提供出来る事を目指す」を企業理念として、主力ブランド「築地食堂源ちゃん」の海鮮系の和食業態を基軸に、マルチブランド戦略を推進し、主に自社開発ブランドを、東京23区内を中心に東北から九州にかけ計36ブランド、126店舗の直営店舗（2025年8月末時点）にて展開しております。

また、当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

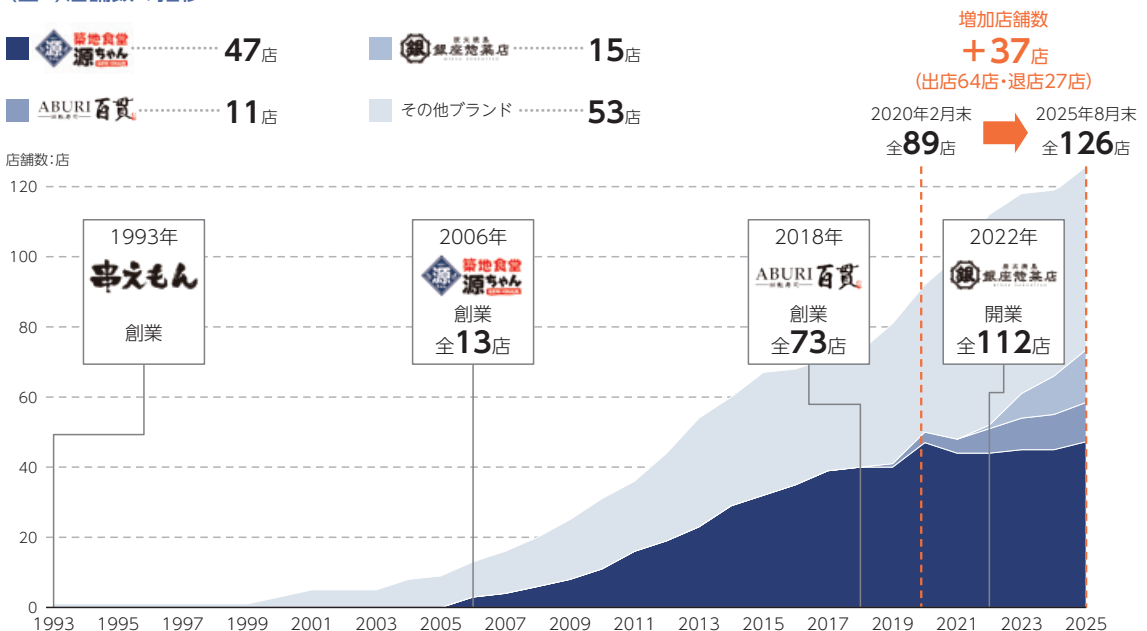
本書提出日時点における当社グループの主な店舗ブランドと各店舗数^(図1)及び過年度における店舗数の推移^(図2)は、以下になります。

(図1)当社グループの主な店舗ブランド

ブランド名	ブランドコンセプト・特徴	店舗数												
 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN	美味しく、手頃に、楽しい直球勝負の「魚河岸食堂」。豊洲・各地方市場直送の新鮮な魚介を盛り込んだ海鮮丼や定食が楽しめる種類豊富な食堂です。地域ごとの特徴に合わせた店舗設計、商品作りをマーケットインの考えをもとに出店しております。 店舗形態としては、主に「路面型」「都市複合型」^(注1)「SC・郊外型」^(注2)の3形態で展開しております。 なお、2025年8月末時点における店舗形態ごとの出店数は以下のとおりですが、コロナ禍前後の比較では「SC・郊外型」、「都市・複合型」の出店が増加しております。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2019年8月末</th><th>2025年8月末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SC・郊外型</td><td>20店</td><td>32店</td></tr> <tr> <td>都市複合型</td><td>13店</td><td>11店</td></tr> <tr> <td>路面型</td><td>7店</td><td>4店</td></tr> </tbody> </table> ※東京ビッグサイト店は都市複合型に含まれております。 ※出店店舗の増加には業態変更が含まれております。		2019年8月末	2025年8月末	SC・郊外型	20店	32店	都市複合型	13店	11店	路面型	7店	4店	47店舗
	2019年8月末	2025年8月末												
SC・郊外型	20店	32店												
都市複合型	13店	11店												
路面型	7店	4店												
 ABURI 百貫 —回転寿司—	「炙り寿司」がコンセプトのグルメ回転寿司^(注3)であり、38種類^(注4)の豊富な炙りメニューを取り揃えております。寿司職人の「技」が織り込まれ江戸前寿司を楽しむのもよし、家族とテーブルを囲みながらゆったりとお寿司を楽しむのもよし、様々なシーンでご利用いただける“グルメ回転寿司”の店舗となっております。 店舗形態としては、「都市複合型」^(注1)「SC・郊外型」^(注2)の2形態で展開しております。	11店舗												
 銀座惣菜店 炭火焼鳥	炭火焼き鳥の業態。炭火・串打ち・手焼きにこだわり、ジューシーで旨味あふれる「持ち帰りでも美味しい」焼き鳥を提供しております。なお、同ブランドはすべて(株)KSフロンティア^(注5)のフランチャイズ業態となっております。	15店舗												

- (注) 1. 都市複合型とは、都心部における商業施設、オフィス街のビル等に隣接する店舗です。
2. SC・郊外型とは、地方や郊外のショッピングセンター(SC)等の商業施設における店舗です。
3. グルメ回転寿司とは、従来の回転寿司よりも高級なネタや品質、サービスを提供する回転寿司とし、ファミリー層だけでなく大人も楽しめる店作りが特徴です。
4. 2025年5月時点の全店舗の平均メニュー数です。店舗によって炙りメニュー数は異なります。
5. 炭火焼き鳥、鶏惣菜、お弁当の専門店を運営、またのれん分けフランチャイズ方式で独立開業の支援を行っております。

(図2)店舗数の推移



当社グループの事業の特徴としては、以下が挙げられます。

a 実績豊富な店舗開発力

当社グループは、居酒屋モデル「串えもん」の創業以降、数多くの業態の店舗開発を行ってまいりました。1995年5月には鮮魚モデルの「魚屋源兵衛」、1997年11月には、宅配寿司モデル「すし屋の源さん」、2006年3月には当社主力ブランドである「築地食堂源ちゃん」を開設し、同年には、都市複合型施設、路面、商業施設等の様々な立地に出店してまいりました。

現在は、マルチブランド戦略を進める中で、和食・寿司・洋食・麺・カフェ軽食等の業態に加え、フードコートの運営や惣菜事業、ケータリングと寿司職人の出張サービスまで幅広く手掛けており、東京23区内を中心に東北から九州にかけ計36ブランド、126店舗の直営店舗にて展開しております。

特に「築地食堂源ちゃん」、「回転ずしABURI百貫」、「炭火焼鳥銀座惣菜店」を主力ブランドと位置づけて店舗開発を行っており、2020年初からのコロナ禍においても順調に店舗数を増加させております。2021年8月末時点から2025年8月末時点までの当社グループ全体の店舗数及び主力ブランドにおける店舗数の推移は以下のとおりです。

	2021年8月末	2022年8月末	2023年8月末	2024年8月末	2025年8月末
新規出店数	12店	16店	15店	7店	9店
全体の店舗数	100店	112店	118店	119店	126店
主力ブランドの店舗数	48店	52店	61店	65店	73店
築地食堂源ちゃん	44店	44店	45店	45店	47店
回転ずしABURI百貫	4店	7店	9店	10店	11店
炭火焼鳥銀座惣菜店	0店	1店	7店	10店	15店

b 幅広い顧客に受け入れられる高品質かつリーズナブルな商品提供を実現する体制

当社グループの主力である「築地食堂源ちゃん」におきましては、ショッピングセンターや商業施設であれば家族連れでの来店、路面店であれば会社員等、年齢層、性別を問わず多様な顧客に来店いただいております。また、新鮮な魚を提供出来るように各市場からの直送で店舗に仕入れる体制、そして、その日の漁獲量等に応じた仕入商品の変更、当該仕入商品に応じた日替わり商品の提供を行う体制を整備しております。

具体的には、各店舗からの発注に基づき、当社グループの仕入本部が主に東京豊洲市場、青森五所川原市場、仙台中央卸市場、名古屋市中央卸売市場北部市場、奈良県中央卸売市場、大阪市中央卸市場、岡山市中央卸市場、福岡市中央卸市場鮮魚市場、福岡魚市場大牟田魚市場、宮崎市公設地方卸売市場、熊本地方卸売市場、鹿児島市中央卸市場の各市場での買い付けを行い、都内店舗については豊洲市場に設置している自社加工場での加工、自社配送、店舗での仕込み等を行っております。豊洲市場以外での買い付けの場合は各店舗の従業員が加工・仕込み等を行う体制となっておりますが、地域にかかわらず、長年の業務経験や業務知識を備えた従業員がお客様へ美味しい食事を提供するための体制を構築出来ているものと考えております。

この体制があるため、「築地食堂源ちゃん」で提供している海鮮丼や定食は、その日に市場で競り・買い付けを行ってすぐの鮮魚を使用することが可能であり、常に新鮮な商品を提供することに加えて、その日の漁獲量や旬に応じて仕入食材を柔軟に変更し、当該仕入商品に応じて、仕入本部・商品開発本部・各店舗

が協働し店舗で日替わりのメニューを考案することで、高品質な商品をお客様へ提供することが出来ているものと考えております。

また、「築地食堂源ちゃん」やグルメ回転寿司ブランド「ABURI百貫」では海鮮を主力商品としているため、一定の仕入量を確保することによるスケールメリットや、加えて上記日替わりメニュー等仕入魚種をフレキシブルに選定出来るメニュー作りによって仕入単価を抑制し、リーズナブルな商品の提供が可能になっているものと考えております。

なお、当連結会計年度の「築地食堂源ちゃん」における日替わりメニュー売上が全体売上に占める割合は約15%程度となっており大きな割合を占めております。^(注)

これらの取り組みの結果として、当連結会計年度の原価率は33.3%と同業他社対比でも遜色ない水準で高品質な商品をお客様へ提供することが出来ていると考えております。

(注) 2025年4月実績。日替わりメニューがない東京ビッグサイト、イオンモール羽生店(フードコート)、大井競馬場L-WING(フードコート)を除く。

C 効率的な店舗オペレーション

当社グループの店舗においては、現場レベルで商品提供スピードを徹底的に管理し、稼働率の向上を日々追求しており、提供スピードが遅い商品については、原因を分析し、商品提供の方法や調理方法等について改善しております。

また、店舗スタッフの教育にも力を注いでおります。具体的には、店舗責任者をトレーナーとして定めOJTを通じて社員教育をしております。OJTでは、接客・ホール業務、レジ・会計業務、キッチン・調理業務等について、トレーナーが手順等を説明、実演、店舗スタッフが実際に業務を行い、その業務に対する適切なフィードバックや改善指導を繰り返し行っております。トレーナーのミッションとしては、以下の事項を定めており、これに基づき、“人財”教育を行っております。

- ①従業員の精神的成長を促し、自己成長力と社会人としての基礎力を教える、指導する。
- ②直接仕事に必要な作業、知識、技術、経験を教える、指導する。

教育によって育まれた店舗スタッフは、全国各地に配置されており、効率的運営のための最適シフト配置も徹底し、店舗スタッフの過不足が発生した場合は店舗間での融通に関しても対応しております。具体的には、ピークタイムとアイドルタイムを把握することで最適なシフト配置を実現しております。また、同一施設内や近隣に複数の店舗を出店することにより、店舗間での移動が比較的早く出来るため、店舗間で人材の融通を行うことにより効率的な店舗運営を行うことが可能であり、大井競馬場や東京ビッグサイト等の施設で行われる、展示会等の突発的なイベントにおいても、東京都内の店舗スタッフをヘルプとして派遣する等、当社グループとしての人員配置の効率化を行うことが可能となっております。

加えて、現場レベルでの徹底した店舗利益管理と従業員へのインセンティブ設計を行っていることが、効率的な店舗運営を可能にしております。「店長自らが経営者」との考えのもと、店長自らが店舗の損益計算書に基づき日々店舗利益の管理を行っております。その結果、タイムリーに店舗ごとの利益構造の改善活動を行うことが出来ております。また店舗利益をベースに従業員へのインセンティブが付与されるため、各従業員が店舗利益の向上に意欲的に取り組めるような仕組みが構築されております。

これらの効率的な店舗オペレーションの結果として、当連結会計年度においては、人件費率^(注1)は31.7%、人件費1万円当たりEBITDAが2,866円^(注2、注3)という生産性を実現出来ております。

(注1) 人件費率＝人件費÷売上収益

人件費＝給与手当＋役員報酬＋賞与引当金繰入額＋パート費＋雑給

(注2) 人件費1万円当たりEBITDA＝EBITDA÷人件費×10,000

(注3) 投入した労働量に対する付加価値額を表す指標として当社グループにて算出

d デベロッパーとの強固なリレーションを構築

当社グループでは、上述した「a 実績豊富な店舗開発力」に記載のとおり、これまで多種多様な店舗ブランドを開発しておりますが、当該開発力及び豊富なブランド数を活かして、商業施設のニーズに合わせた出店を店舗開発戦略として徹底しております。

上記戦略の徹底及び店舗運営実績等を踏まえ、当社グループはデベロッパーとの強固なリレーション構築が出来ていると考えており、好立地での出店依頼等、強固なリレーションを活かした出店活動を行うことが出来ております。

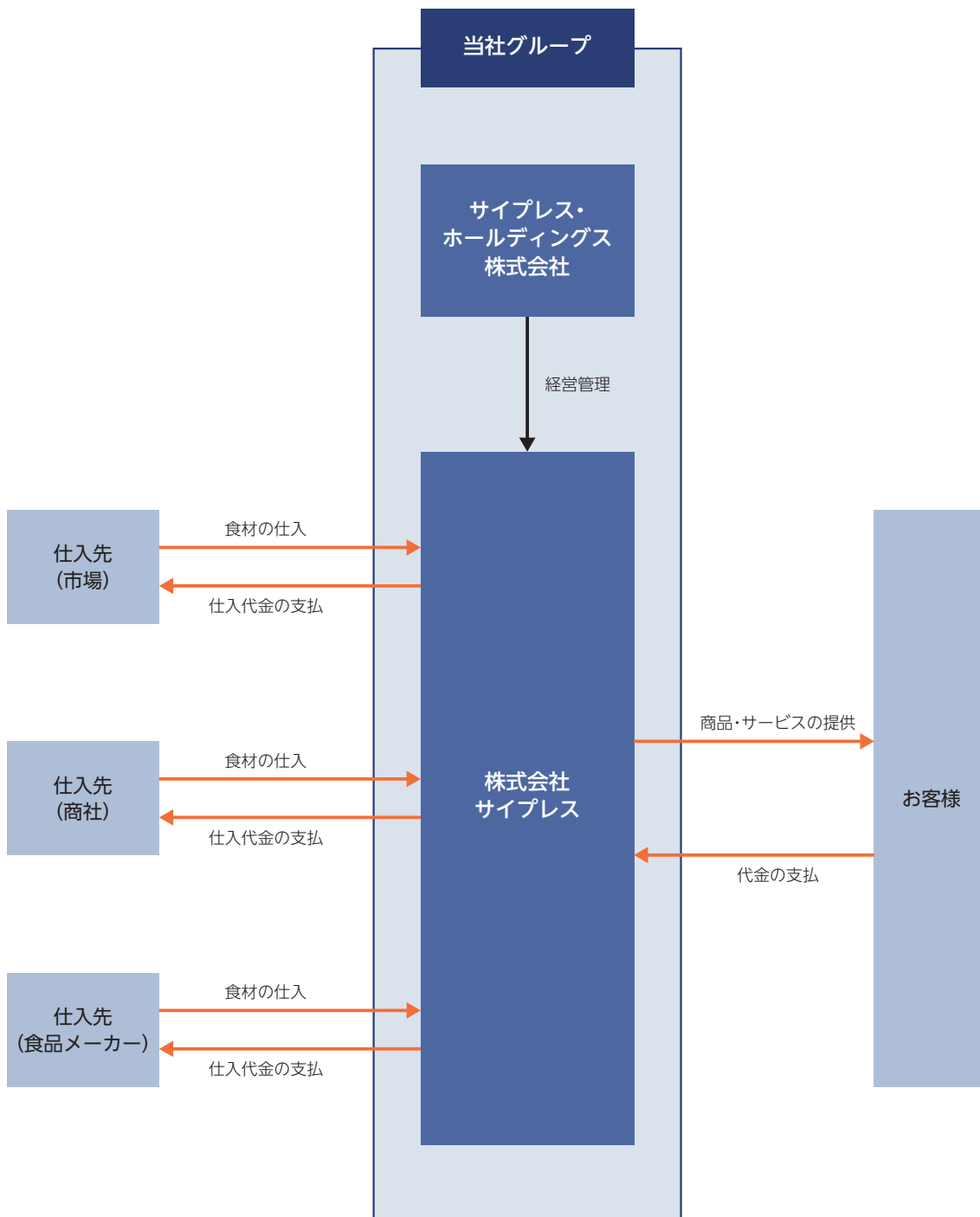
加えて、店舗開発力及び豊富なブランド数を活かして、同一の商業施設へ異なる業態を複数出店することが可能であり、これらの結果として継続的な店舗増加を実現出来ているものと考えております。

(図3) 同一施設への出店例

(2025年8月末時点)

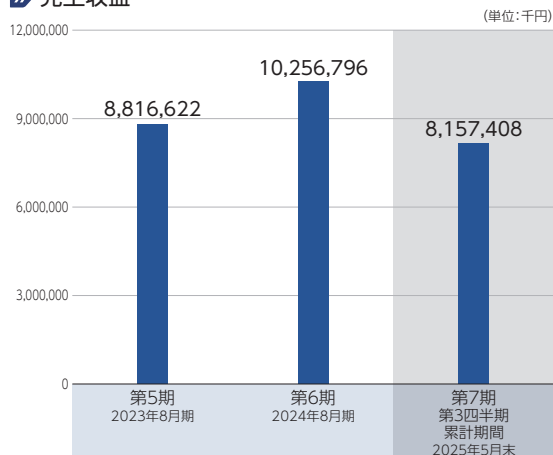
施設名	店舗ブランド
イオンモール豊川	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  うどん 伊吹や製麺  ABURI 百貫 —回転寿司—
イオンモール土岐	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  うどん 伊吹や製麺  ABURI 百貫 —回転寿司— 喜多寿ラーメン とし食堂  とんかつ  とん庵
品川シーズンテラス	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  うどん 伊吹や製麺  SHIBAURA CHARLESTON YAKITORI チャールストン
有明ガーデン	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  ABURI 百貫 —回転寿司—
晴海トリトン、 汐留シティーセンター	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  よかーい
イオンモール鹿児島／ 羽生／福岡／宮崎／ 大牟田／盛岡南、 五所川原ELM	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  銀座 炭火焼鳥 銀座惣菜店 GINZA KAKIYAKI

» 事業系統図

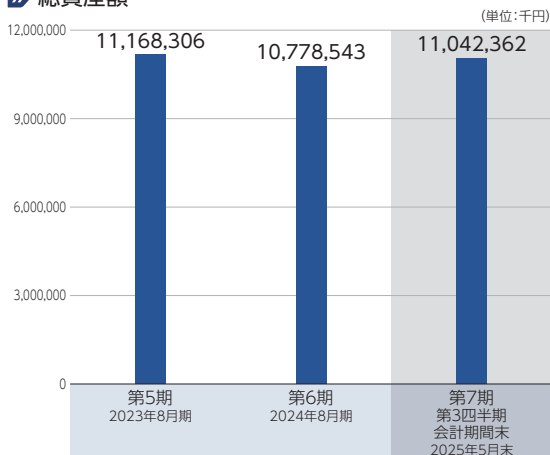


連結業績等の推移

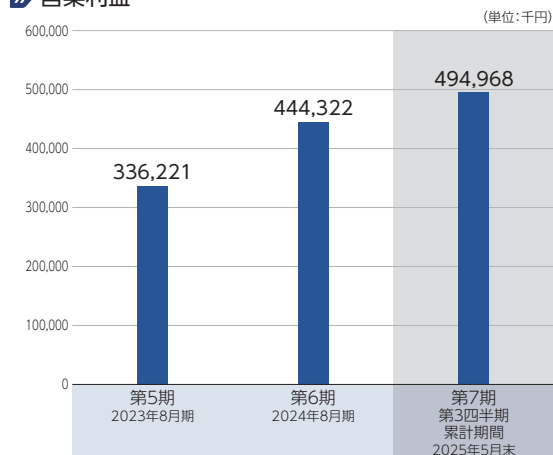
》売上収益



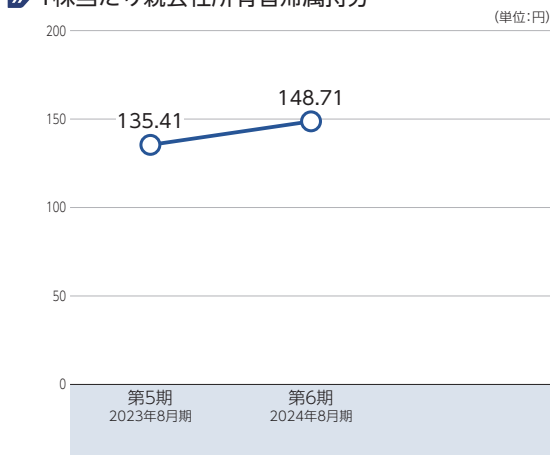
》総資産額



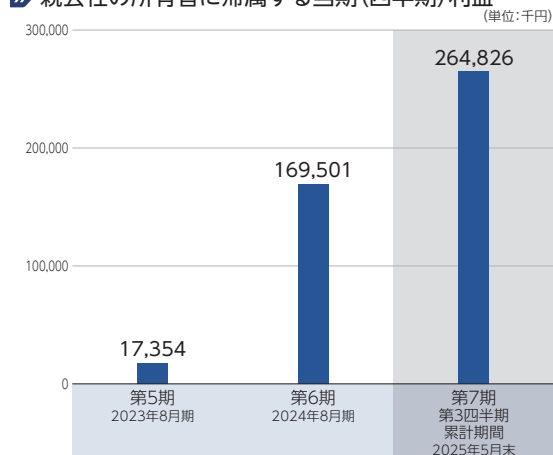
》営業利益



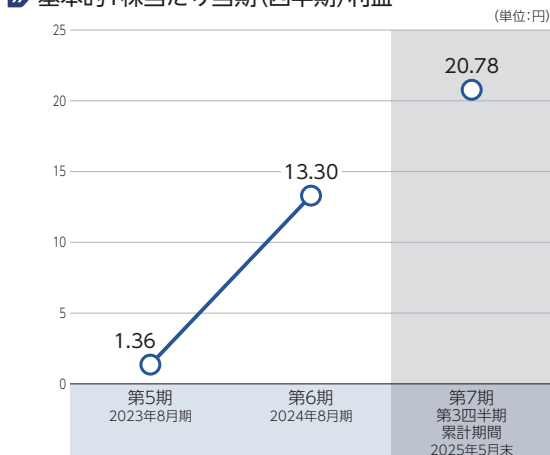
》1株当たり親会社所有者帰属持分



》親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益



》基本的1株当たり当期(四半期)利益



(注) 2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しておりますので、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期(四半期)利益につきましては、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	2
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	2
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	3
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	5
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	6
募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	9
第1 企業の概況	9
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	15
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	24
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	28
3. 事業等のリスク	30
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	39
5. 経営上の重要な契約等	48
6. 研究開発活動	48
第3 設備の状況	49
1. 設備投資等の概要	49
2. 主要な設備の状況	49
3. 設備の新設、除却等の計画	49
第4 提出会社の状況	50
1. 株式等の状況	50
2. 自己株式の取得等の状況	64
3. 配当政策	65
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	65

第5	経理の状況	79
1.	連結財務諸表等	80
(1)	連結財務諸表	80
(2)	その他	138
2.	財務諸表等	153
(1)	財務諸表	153
(2)	主な資産及び負債の内容	159
(3)	その他	159
第6	提出会社の株式事務の概要	160
第7	提出会社の参考情報	162
1.	提出会社の親会社等の情報	162
2.	その他の参考情報	162
第四部	株式公開情報	163
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	163
第2	第三者割当等の概況	164
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	164
2.	取得者の概況	165
3.	取得者の株式等の移動状況	166
第3	株主の状況	167
	〔監査報告書〕	169

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月9日
【会社名】	サイプレス・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Cypress Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 稔哉
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号
【電話番号】	03-6230-9121（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長兼経理・財務部長 永田 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号
【電話番号】	03-6230-9121
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長兼経理・財務部長 永田 哲也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 2,744,664,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 411,684,000円 （注） 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年9月30日（以下、「売出価格決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2025年10月8日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	3,518,800	2,744,664,000	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー11階 丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合 3,462,800株 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands Marunouchi Global Fund II L.P. 56,000株
計(総売出株式)	—	3,518,800	2,744,664,000	—

（注）1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（780円）で算出した見込額であります。

4 売出数等については今後変更される可能性があります。

5 引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

6 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 10月 1 日 (水) 至 2025年 10月 6 日 (月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目 9 番 1 号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 野村證券株式会社 東京都六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都港区赤坂1丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6 番21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

売出価格の決定に当たり、2025年9月24日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2025年10月8日）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込みに先立ち、2025年9月24日（水）から2025年9月29日（月）までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針で

あります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	527,800	411,684,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	527,800	411,684,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日（2025年10月8日）から2025年11月5日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプシオンとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（780円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2025年 10月 1 日 (水) 至 2025年 10月 6 日 (月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日において決定する予定です。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年10月8日）の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社普通株式は、「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2025年10月8日に東京証券取引所スタンダード市場へ上場される予定であります。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエオプション」という。）を、2025年11月5日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年11月5日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合、及びMarunouchi Global Fund II L.P.は、大和証券株式会社（以下、「主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月5日）までの期間（以下、「ロックアップ期間（A）」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社の株主である株式会社EAM及び東稔哉は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後360日目の日（2026年10月2日）までの期間（以下、「ロックアップ期間（B）」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社新株予約権を保有する、尾澤一彦、稲葉好紀、池田透、松下正、田中剛、勝山章廣及びその他5名は主幹事に対し、ロックアップ期間（A）中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間（A）中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、グリーンシュエオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限り）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間（A）及びロックアップ期間（B）終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間（A）及びロックアップ期間（B）中でも、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除出来る権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出において、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）について、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を親引け予定先から書面により取り付けます。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
アサヒビール株式会社	「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、254,900株を上限	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のためであります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

当社(サイプレス・ホールディングス㈱)は、2019年7月26日に、飲食店の経営を行う㈱サイプレス及び㈱ファンタバローレ(注)の経営管理を行うことを目的として、㈱丸の内キャピタル(三菱商事㈱及び㈱三菱UFJ銀行が出資して設立し、本書提出日時点では三菱商事㈱が100%出資する企業投資ファンド運営会社)が出資する形で設立されております。

当社設立前、㈱サイプレスでは、創業者である東稔哉(現 当社代表取締役社長)の後継人材の育成や、属人的ではない組織的な経営体制の確立等、事業成長ポテンシャルの最大化及び持続的な成長を図ることを目的として、次世代経営体制の整備をすることを経営課題として抱えておりました。社外の様々な主体から情報収集をしていく中で㈱サイプレスの抱える「事業成長ポテンシャルの最大化」と「組織的経営体制の強化による次世代経営体制の確立」を両立するためには、この領域に対して造詣が深いプライベートエクイティファンドに対して株式の多くを譲渡して、同社の成長に対してコミットいただき共に取り組む形が望ましいという考えに至り、最終的に、パートナーとして㈱丸の内キャピタルを迎えました。

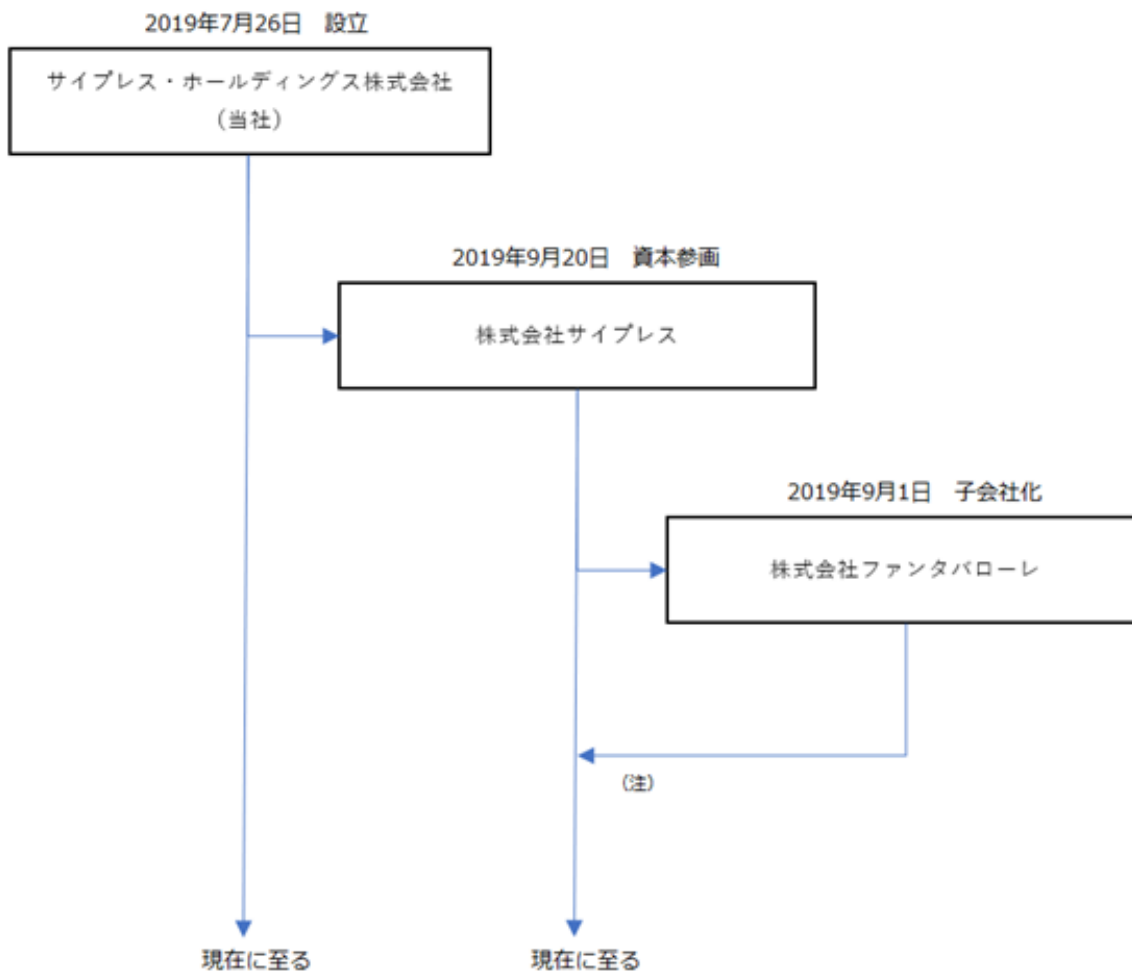
㈱丸の内キャピタルは成城石井、ジョイフル本田やエムアイフードスタイル等の小売業界に対する投資実績を有しております。当該実績を踏まえた豊富な知見を活用出来るとともに、三菱商事㈱のネットワークを保有していることで今後の出店力強化のために様々な支援を受けられる可能性があること等、他出資候補先の中で最もシナジーを感じ、そして、㈱サイプレスの企業価値の源泉である企業文化を維持・発展させることの出来る柔軟性をもち、役職員の良きパートナーとなりうる相手先であると判断したため、最終的に㈱丸の内キャピタルを選定するに至っております。 当社設立後は、㈱サイプレスとの資本提携による株式購入等のため、㈱三井住友銀行よりシニアローンとして47億5,000万円、UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合よりメザニンローンとして12億5,000万円の借入れを行い、2019年9月20日に資本参画し、2019年11月1日に株式交換により㈱サイプレスの株式を100%取得し、㈱サイプレスの子会社である㈱ファンタバローレと併せて連結子会社化しております。

その後現在に至るまで、中長期的な成長戦略の一つとしてM&Aの活用を検討していることを理由に、当社と㈱サイプレスの合併は実施せずにホールディングス体制を維持しております。

なお、当該資本提携に伴う借入金については、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。

また、当社は企業経営の健全性の観点からガバナンス体制の強化のため、2024年9月に任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の選任及び解任に関する議案や、取締役が受ける報酬等の方針の策定等について、取締役会の諮問に応じ、助言及び提言を行うこととするなど、更なるガバナンスの強化に努めております。

当社グループとしての祖業は、飲食店経営を目的に1994年4月8日に設立した㈱サイプレスが端緒となります。当社は、主に当社グループの主な事業を運営する㈱サイプレスの経営管理を行っており、主たる事業運営は㈱サイプレスが行っているため、本著に関しては主に㈱サイプレスに関する記載をしております。また、必要に応じて当社、㈱サイプレスの表記を分けて記載しております。



(注) 株式会社ファンタバローレは、当初飲食店及び美容室を事業目的としておりましたが、2019年9月に美容室事業からは撤退をしており、その後は飲食店（うどん業態）の運営を行っておりました。なお、2024年11月30日を効力発生日として株式会社サイプレスを吸収合併存続会社、株式会社ファンタバローレを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第 5 期	第 6 期
決算年月	2023年 8 月	2024年 8 月
売上収益 (千円)	8, 816, 622	10, 256, 796
売上総利益 (千円)	5, 859, 799	6, 844, 272
営業利益 (千円)	336, 221	444, 322
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	17, 354	169, 501
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	17, 354	169, 501
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	1, 725, 685	1, 895, 186
総資産額 (千円)	11, 168, 306	10, 778, 543
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	135. 41	148. 71
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	1. 36	13. 30
希薄化後 1 株当たり当期利益 (円)	1. 36	13. 30
親会社所有者帰属持分比率 (%)	15. 5	17. 6
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	2. 4	9. 4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1, 095, 352	1, 331, 153
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△495, 726	△287, 015
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1, 180, 286	△1, 156, 680
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	672, 011	559, 469
従業員数 (名)	359	393
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔425〕	〔491〕

- (注) 1. 2022年 9 月 1 日を移行日として、第 6 期より、国際会計基準（以下「I F R S」という。）により連結財務諸表を作成しています。また、第 5 期の I F R S に基づいた連結経営指標等もあわせて記載しています。
2. 希薄化後 1 株当たり当期利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため基本的 1 株当たり当期利益と同額としております。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近 1 年間の合計労働時間を平均所定労働時間で除した数値を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 第 5 期及び第 6 期の I F R S に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
6. 当社は、2024年 10 月 16 日開催の取締役会決議により、2024年 11 月 14 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を実施しております。1 株当たり親会社所有者帰属持分、基本的 1 株当たり当期利益及び希薄化後 1 株当たり当期利益につきましては、第 5 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等
(サイプレス・ホールディングス株)

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
決算年月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月	2024年 8 月
売上高 (千円)	—	—	—	—	72,000
経常損失 (△) (千円)	△181,473	△150,652	△99,892	△101,145	△67,196
当期純損失 (△) (千円)	△319,256	△158,648	△101,102	△102,357	△68,408
資本金 (千円)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数 普通株式 (株) A 種類株式	100,000 —	100,000 27,446	100,000 27,446	127,446 —	127,446 —
純資産額 (千円)	6,967,838	8,808,537	8,707,435	8,605,077	8,536,669
総資産額 (千円)	12,876,223	13,220,680	12,858,118	12,406,172	12,153,753
1 株当たり純資産額 (円)	69,678.38	67,283.98	64,606.03	675.19	669.83
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△3,481.87	△1,390.90	△793.30	△8.03	△5.37
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.1	66.6	67.7	69.4	70.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	4 〔—〕

- (注) 1. 1 株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第 5 期及び第 6 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第 2 期から第 4 期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査を受けておりません。
7. 当社は、2024 年 10 月 16 日開催の取締役会決議により、2024 年 11 月 14 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を実施しております。1 株当たり当期純損失 (△) につきましては、第 5 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
8. 当社は、2024 年 10 月 16 日開催の取締役会決議により、2024 年 11 月 14 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を実施しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)』の作成上の留意点について」(2012 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第 2 期乃至第 4 期の数値 (1 株当たり配当額についてはすべての数値) については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
決算年月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月	2024年 8 月
1 株当たり純資産額 (円)	696.78	672.84	646.06	675.19	669.83
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△34.82	△13.91	△7.93	△8.03	△5.37
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—

(参考情報)

「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、当社は、2019年11月1日に株式交換により、(株)サイプレスの株式を100%取得し、連結子会社化し、現在に至っております。

参考として、日本基準に基づいて作成された(株)サイプレスの2020年8月期から2024年8月期にかかる、主要な経営指標等の推移は以下になります。

(株)サイプレス

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
売上高 (千円)	5,299,955	3,907,934	5,985,244	8,731,471	10,162,948
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△195,572	△540,168	△520,674	322,837	579,014
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△257,049	△509,200	404,310	107,964	185,948
資本金 (千円)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数 (株)	619	619	619	619	619
純資産額 (千円)	132,775	△948,504	△544,194	△436,229	△250,280
総資産額 (千円)	2,897,179	2,594,811	3,786,061	3,637,188	3,570,623
1株当たり純資産額 (円)	214,499.34	△1,532,318.00	△879,150.84	△704,732.59	△404,330.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△415,266.09	△822,617.50	653,167.16	174,418.26	300,401.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	—
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	286 〔136〕	313 〔175〕	357 〔325〕	359 〔420〕	389 〔486〕

- (注) 1. 第27期乃至第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第27期乃至第31期の自己資本比率及び自己資本利益率については、自己資本がマイナスであるため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第28期の純資産額については、期首の繰越利益剰余金で調整した第27期の財務諸表の修正額572,079千円が含まれております。
6. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の合計労働時間を平均所定労働時間で除した数値を〔 〕内に外数で記載しております。
7. 上記指標は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき作成しております。なお、上記の各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2 【沿革】

当該項目に関しては、(株)サイプレスの前身である、「串えもん」（個人事業）設立以降の、当社グループにおける主要な事業の変遷を記載しております。店舗の出店に関しては、各店舗ブランドの第1号店の出店のみ記載しております。

年月	事業の変遷
1993年11月	居酒屋「串えもん」 開店
1994年4月	東京都北区田端において飲食店を事業目的とした(株)サイプレスを設立（現 連結子会社）
1995年5月	鮮魚居酒屋「魚屋源兵衛」東池袋店 開店
1997年11月	宅配寿司「すし屋の源さん」芝大門店 開店
1999年11月	(株)サイプレスの本店を東京都北区田端から東京都豊島区巣鴨に移転
2002年12月	高級寿司・和食のケータリング「源氏の宴」を開始
2006年3月	寿司「築地すし源本店」秋葉原店 開店 首都圏商業施設形態「築地食堂源ちゃん」秋葉原UDX店 開店 首都圏路面形態「築地食堂源ちゃん」東池袋店 開店
2006年10月	(株)サイプレスの本社を東京都豊島区巣鴨から東京都千代田区神田神保町に移転
2007年10月	郊外型SC形態「築地食堂源ちゃん」イオンモール羽生店 開店
2007年11月	郊外型SCフードコート形態「築地食堂源ちゃん」イオンモール日の出店 開店
2009年7月	御膳をメインとした和食店「和食飛賀屋」イオンレイクタウン店 開店
2009年11月	讃岐うどん「伊吹や製麺」AKIBA_ICHI店 開店
2011年3月	(株)サイプレスの本社を東京都千代田区神田神保町から東京都千代田区神田錦町に移転
2011年4月	首都圏SC形態「築地食堂源ちゃん」池袋サンシャインシティ店 開店
2012年2月	東京都千代田区神田において飲食店、美容室を事業目的とした(株)ファンタバローレ（現 (株)サイプレスに吸収合併）を設立
2012年3月	地鶏と鮮魚「地鶏と鮮魚よかたい」晴海トリトン店 開店
2013年7月	東京ビッグサイト内 フードコート「フードコート&ビア EatiT!」ビッグサイト店 開店
2013年10月	総合総菜専門店「フレッシュデリカ EatiT!」五所川原ELM店 開店
2014年3月	アメリカンダイナー「BAKER'S DINER」池袋サンシャイン店 開店
2014年7月	(株)サイプレスの本社を 東京都千代田区神田錦町から東京都千代田区有楽町へ移転
2014年11月	「築地食堂源ちゃん」とビアホールの複合型「築地食堂源ちゃん&グランドビアホフ」船橋店 開店
2015年5月	やきとん「チャールストン」品川シーズンテラス店 開店
2015年8月	とんかつ「とんかつ日和」アリオ上尾店 開店
2016年9月	東京ビッグサイト東館内「築地食堂源ちゃん」東京ビッグサイト店 開店
2017年1月	両国国技館内「肉処雷電」両国国技館店（売店） 開店
2018年5月	(株)サイプレスの本社を東京都千代田区有楽町から東京都港区六本木へ移転
2018年8月	浅草ROXまつり湯内「築地の宴源ちゃん」浅草ROX店 開店
2018年12月	「築地食堂源ちゃん」のスピノフ店「スタンド源ちゃん」サンシャインシティ店 開店 グルメ回転寿司「ABURI百貫」秋葉原UDX店 開店
2019年4月	大井競馬場L-WING内 6店舗 開店（業務委託契約）
2019年7月	当社グループの経営管理体制の強化を目的に、当社を東京都千代田区丸の内に設立

年月	事業の変遷
2019年 9 月	当社より㈱サイプレスへ資本参画し子会社化（現 連結子会社） ㈱サイプレスが㈱ファンタパローレの全株式を取得し子会社化（現 ㈱サイプレスに吸収合併）
2019年10月	東京ビッグサイト南館内「フードスクエア」ビッグサイト店 開店
2019年11月	当社と㈱サイプレスにおいて株式交換を実施し、完全子会社化
2020年10月	ラーメン「喜多方ラーメンとし食堂」FKDインターパーク店 開店
2021年 3 月	FKD宇都宮内 フードコート 3 店舗（1 オペレーション） 開店
2021年 6 月	釜たきごはんの総合和食店「築地とう庵」新百合ヶ丘エルミロード店 開店
2022年 4 月	フライドチキン&バーガー「チャーリーズ」鹿児島センテラス天文館店 開店
2022年 7 月	やきとり惣菜フランチイズ「銀座惣菜店」イオンモール新利府店 開店
2024年 6 月	当社の本社を東京都千代田区丸の内から東京都港区六本木へ移転
2024年11月	㈱サイプレスが㈱ファンタパローレを吸収合併
2024年12月	おにぎり「おむすび源ちゃん」千葉ペリエ店 開店 天ぷら惣菜「惣菜天ぷらひのき屋」千葉ペリエ店 開店

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、主に飲食事業並びにこれに付帯する業務を行っております。

現在、当社グループは、「外食企業としてより多くの人々に信頼され、地域に必要とされる店舗を創造し、社会に貢献する」というコンセプトのもと、「食の喜びをすべての人へ、特別ではなく、毎日食べる食事に感動や喜びを提供出来る事を目指す」を企業理念として、主力ブランド「築地食堂源ちゃん」の海鮮系の和食業態を基軸に、マルチブランド戦略を推進し、主に自社開発ブランドを東京23区内を中心に東北から九州にかけ計36ブランド、126店舗の直営店舗（2025年8月末時点）にて展開しております。

また、当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

本書提出日時点における当社グループの主な店舗ブランドと各店舗数（図1）及び過年度における店舗数の推移（図2）は、以下になります。

（図1） 当社グループの主な店舗ブランド

ブランド名	ブランドコンセプト・特徴	店舗数												
	美味しく、手頃に、楽しい直球勝負の「魚河岸食堂」。豊洲・各地方市場直送の新鮮な魚介を盛り込んだ海鮮丼や定食が楽しめる種類豊富な食堂です。 地域ごとの特徴に合わせた店舗設計、商品作りをマーケットインの考えをもとに出店しております。 店舗形態としては、主に「路面型」「都市複合型」（注1）「SC・郊外型」（注2）の3形態で展開しております。 なお、2025年8月末時点における店舗形態ごとの出店数は以下のとおりであります。なお、コロナ禍前後の比較では「SC・郊外型」、「都市・複合型」の出店が増加しております。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2019年8月末</th><th>2025年8月末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SC・郊外型</td><td>20店</td><td>32店</td></tr> <tr> <td>都市複合型</td><td>13店</td><td>11店</td></tr> <tr> <td>路面型</td><td>7店</td><td>4店</td></tr> </tbody> </table> ※東京ビッグサイト店は都市複合型に含まれております。 ※出店店舗の増加には業態変更が含まれております。		2019年8月末	2025年8月末	SC・郊外型	20店	32店	都市複合型	13店	11店	路面型	7店	4店	47店舗
	2019年8月末	2025年8月末												
SC・郊外型	20店	32店												
都市複合型	13店	11店												
路面型	7店	4店												
	「炙り寿司」がコンセプトのグルメ回転寿司（注3）であり、38種類（注4）の豊富な炙りメニューを取り揃えております。寿司職人の「技」が織り込まれ江戸前寿司を楽しむのもよし、家族とテーブルを囲みながらゆったりとお寿司を楽しむのもよし、様々なシーンでご利用いただける”グルメ回転寿司”の店舗となっております。 店舗形態としては、「都市複合型」（注1）「SC・郊外型」（注2）の2形態で展開しております。	11店舗												
	炭火焼き鳥の業態。炭火・串打ち・手焼きにこだわり、ジューシーで旨味あふれる「持ち帰りでも美味しい」焼き鳥を提供しております。 なお、同ブランドはすべて㈱KSフロンティア（注5）のフランチャイズ業態となっております。	15店舗												

（注）1. 都市複合型とは、都心部における商業施設、オフィス街のビル等に隣接する店舗です。

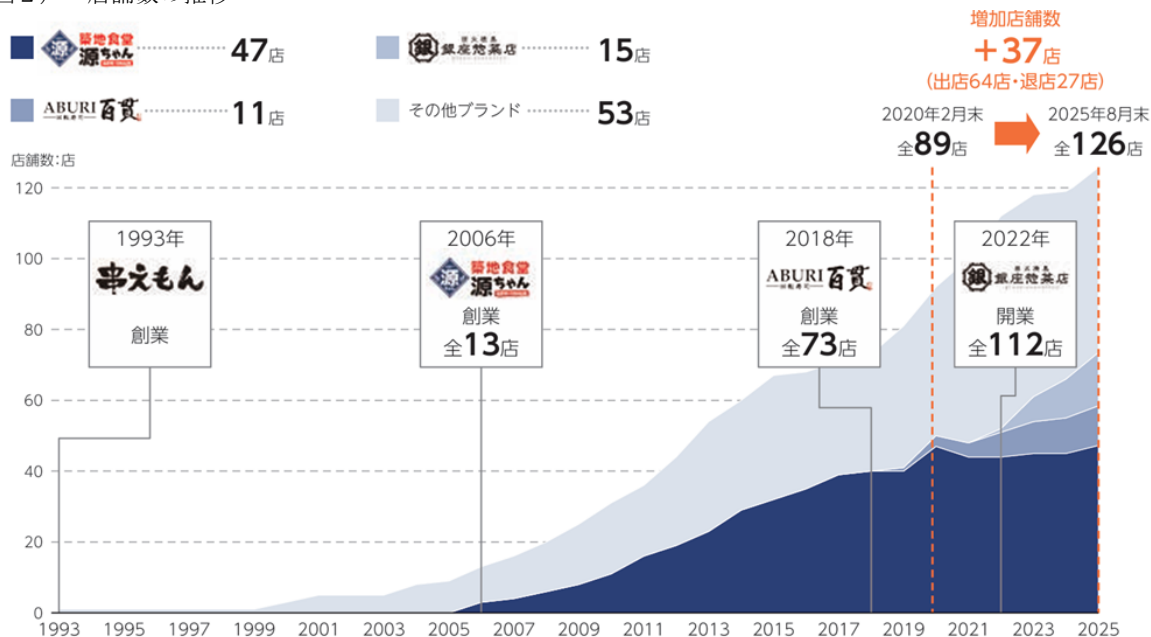
2. SC・郊外型とは、地方や郊外のショッピングセンター（SC）等の商業施設における店舗です。

3. グルメ回転寿司とは、従来の回転寿司よりも高級なネタや品質、サービスを提供する回転寿司とし、ファミリー層だけでなく大人も楽しめる店作りが特徴です。

4. 2025年5月時点の全店舗の平均メニュー数です。店舗によって炙りメニュー数は異なります。

5. 炭火焼き鳥、鶏惣菜、お弁当の専門店を運営、またのれん分けフランチャイズ方式で独立開業の支援を行っております。

(図2) 店舗数の推移



当社グループの事業の特徴としては、以下が挙げられます。

a 実績豊富な店舗開発力

当社グループは、居酒屋「串えもん」の創業以降、数多くの業態の店舗開発を行ってまいりました。1995年5月には鮮魚居酒屋の「魚屋源兵衛」、1997年11月には、宅配寿司「すし屋の源さん」、2006年3月には当社主力ブランドである「築地食堂源ちゃん」を開業し、同年以降、ショッピングセンター、商業施設、路面等の様々な立地に开店してまいりました。

現在は、マルチブランド戦略を進める中で、和食・寿司・洋食・麺・カフェ軽食等の業態に加え、フードコートの運営や惣菜事業、ケータリングと寿司職人の出張サービスまで幅広く手掛けており、東京23区内を中心に東北から九州にかけ計36ブランド、126店舗の直営店舗にて展開しております。

特に「築地食堂源ちゃん」、「回転ずしABURI百貫」、「炭火焼鳥銀座惣菜店」を主力ブランドと位置づけて店舗開発を行っており、2020年初からのコロナ禍においても順調に店舗数を増加させております。2021年8月末時点から2025年8月末時点までの当社グループ全体の店舗数及び主力ブランドにおける店舗数の推移は以下のとおりです。

	2021年 8月末	2022年 8月末	2023年 8月末	2024年 8月末	2025年 8月末
新規出店数	12店	16店	15店	7店	9店
全体の店舗数	100店	112店	118店	119店	126店
主力ブランドの店舗数	48店	52店	61店	65店	73店
築地食堂源ちゃん	44店	44店	45店	45店	47店
回転ずしABURI百貫	4店	7店	9店	10店	11店
炭火焼鳥銀座惣菜店	0店	1店	7店	10店	15店

b 幅広い顧客に受け入れられる高品質かつリーズナブルな商品提供を実現する体制

当社グループの主力である「築地食堂源ちゃん」におきましては、ショッピングセンターや商業施設であれば家族連れでの来店、路面店であれば会社員等、年齢層、性別を問わず多様な顧客に来店いただいております。また、新鮮な魚を提供出来るように各市場からの直送で店舗に仕入れる体制、そして、その日の漁獲量等に応じた仕入商品の変更、当該仕入商品に応じた日替わり商品の提供を行う体制を整備しております。

具体的には、各店舗からの発注に基づき、当社グループの仕入本部が主に東京豊洲市場、青森五所川原市場、仙台中央卸市場、名古屋市中央卸売市場北部市場、奈良県中央卸売市場、大阪市中央卸市場、岡山市中央卸市場、福岡市中央卸市場鮮魚市場、福岡魚市場大牟田魚市場、宮崎市公設地方卸売市場、熊本地方卸売市場、鹿児島市中央卸市場の各市場での買い付けを行い、都内店舗については豊洲市場に設置している自社加工場での加工、自社配送、店舗での仕込み等を行っております。豊洲市場以外での買い付けの場合は各店舗の従業員が加工・仕込み等を行う体制となっておりますが、地域にかかわらず、長年の業務経験や業務知識を備えた従業員がお客様へ美味しい

食事を提供するための体制を構築出来ているものと考えております。

この体制があるため、「築地食堂源ちゃん」で提供している海鮮丼や定食は、その日に市場で競り・買い付けを行ってすぐの鮮魚を使用することが可能であり、常に新鮮な商品を提供することに加えて、その日の漁獲量や旬に応じて仕入食材を柔軟に変更し、当該仕入商品に応じて、仕入本部・商品開発本部・各店舗が協働し店舗で日替わりのメニューを考案することで、高品質な商品をお客様へ提供することができているものと考えております。

また、「築地食堂源ちゃん」やグルメ回転寿司ブランド「ABURI 百貫」では海鮮を主力商品としているため、一定の仕入量を確保することによるスケールメリットや、加えて上記日替わりメニュー等仕入魚種をフレキシブルに選定出来るメニュー作りによって仕入単価を抑制し、リーズナブルな商品の提供が可能になっているものと考えております。

なお、当連結会計年度の「築地食堂源ちゃん」における日替わりメニュー売上が全体売上に占める割合は約15%程度となっており大きな割合を占めております。（注）

これらの取り組みの結果として、当連結会計年度の原価率は33.3%と同業他社対比でも遜色ない水準で高品質な商品をお客様へ提供することが出来ていると考えております。

（注） 2025年4月実績。日替わりメニューがない東京ビッグサイト、イオンモール羽生店（フードコート）、大井競馬場L-WING（フードコート）を除く。

c 効率的な店舗オペレーション

当社グループの店舗においては、現場レベルで商品提供スピードを徹底的に管理し、稼働率の向上を日々追求しており、提供スピードが遅い商品については、原因を分析し、商品提供の方法や調理方法等について改善しております。

また、店舗スタッフの教育にも力を注いでおります。具体的には、店舗責任者をトレーナーとして定めOJTを通じて社員教育をしております。OJTでは、接客・ホール業務、レジ・会計業務、キッチン・調理業務等について、トレーナーが手順等を説明、実演、店舗スタッフが実際に業務を行い、その業務に対する適切なフィードバックや改善指導を繰り返し行っております。トレーナーのミッションとしては、以下の事項を定めており、これに基づき、“人財”教育を行っております。

①従業員の精神的成長を促し、自己成長力と社会人としての基礎力を教える、指導する。

②直接仕事に必要な作業、知識、技術、経験を教える、指導する。

教育によって育まれた店舗スタッフは、全国各地に配置されており、効率的運営のための最適シフト配置も徹底し、店舗スタッフの過不足が発生した場合は店舗間での融通に関しても対応しております。具体的には、ピークタイムとアイドルタイムを把握することで最適なシフト配置を実現しております。また、同一施設内や近隣に複数の店舗を出店することにより、店舗間での移動が比較的早く出来るため、店舗間で人材の融通を行うことにより効率的な店舗運営を行うことが可能であり、大井競馬場や東京ビッグサイト等の施設で行われる、展示会等の突発的なイベントにおいても、東京都内の店舗スタッフをヘルプとして派遣する等、当社グループとしての人員配置の効率化を行うことが可能となっております。

加えて、現場レベルでの徹底した店舗利益管理と従業員へのインセンティブ設計を行っていることが、効率的な店舗運営を可能にしております。「店長自らが経営者」との考えのもと、店長自らが店舗の損益計算書に基づき日々店舗利益の管理を行っております。その結果、タイムリーに店舗ごとの利益構造の改善活動を行うことが出来ております。また店舗利益をベースに従業員へのインセンティブが付与されるため、各従業員が店舗利益の向上に意欲的に取り組めるような仕組みが構築されております。

これらの効率的な店舗オペレーションの結果として、当連結会計年度においては、人件費率（注1）は31.7%、人件費1万円当たりEBITDAが2,866円（注2、注3）という生産性を実現出来ております。

（注1） 人件費率＝人件費÷売上収益

人件費＝給与手当＋役員報酬＋賞与引当金繰入額＋パート費＋雑給

（注2） 人件費1万円当たりEBITDA＝EBITDA÷人件費×10,000

（注3） 投入した労働量に対する付加価値額を表す指標として当社グループにて算出

d ディベロッパーとの強固なリレーションを構築

当社グループでは、上述した「a 実績豊富な店舗開発力」に記載のとおり、これまで多種多様な店舗ブランドを開発しておりますが、当該開発力及び豊富なブランド数を活かして、商業施設のニーズに合わせた出店を店舗開発戦略として徹底しております。

上記戦略の徹底及び店舗運営実績等を踏まえ、当社グループはディベロッパーとの強固なリレーション構築が出

来ていると考えており、好立地での出店依頼等、強固なリレーションを活かした出店活動を行うことが出来ております。

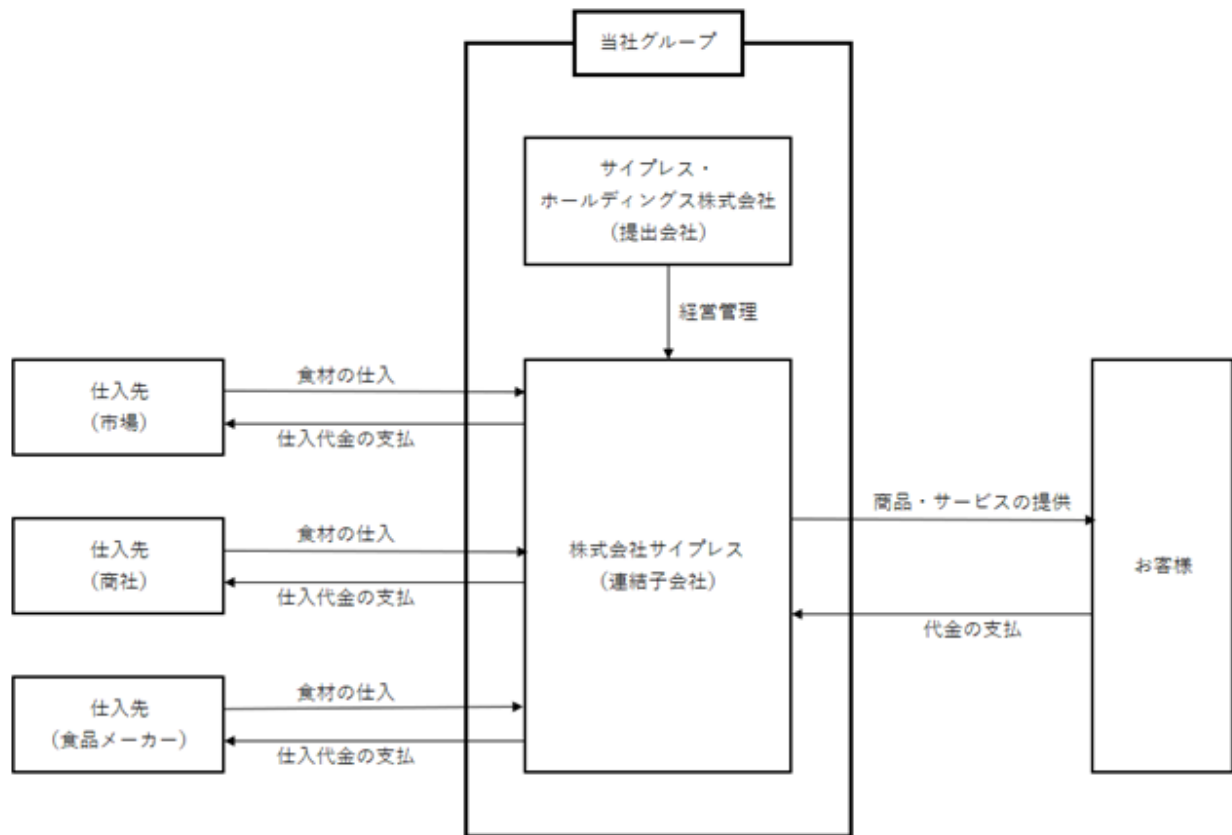
加えて、店舗開発力及び豊富なブランド数を活かして、同一の商業施設へ異なる業態を複数出店することが可能であり、これらの結果として継続的な店舗増加を実現出来ているものと考えております。

(図3) 同一施設への出店例

(2025年8月末時点)

施設名	店舗ブランド
イオンモール豊川	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  伊波や製麺  ABURI 百貫 —回転寿司—
イオンモール土岐	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  伊波や製麺 喜多寿ラーメン とし食堂  ABURI 百貫 —回転寿司— とんかつ とう庵
品川シーズンテラス	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  伊波や製麺  SHIBAURA CHARLESTON YAKITORI チャールストン
有明ガーデン	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  ABURI 百貫 —回転寿司—
晴海トリトン、汐留シティーセンター	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  よかてい
イオンモール鹿児島／羽生／福岡／宮崎／大牟田／盛岡南、五所川原ELM	 築地食堂 源ちゃん GEN-CHAN  銀座 燗菜店 炭火焼鳥 GINZA KOUSAI

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有（又は被 所有）割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱サイプレス (注) 1、2	東京都港区	45,000	飲食店の経営	100.0	当社からの経営指導等と役 務提供 資金の貸付 役員の兼任あり
㈱ファンタバローレ (注) 4、5	東京都港区	8,000	飲食店の経営	100.0 (100.0)	当社からの役務提供

(注) 1. 特定子会社であります。

2. ㈱サイプレスについては売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成された2024年8月期の財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりであります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	10,162百万円
	(2) 経常利益	579百万円
	(3) 当期純利益	185百万円
	(4) 純資産合計	△250百万円
	(5) 資産合計	3,570百万円

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 議決権所有割合欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

5. 2024年11月30日を効力発生日として㈱サイプレスを吸収合併存続会社、㈱ファンタバローレを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

6. 株式会社丸の内キャピタルが運営するファンド（丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund II L.P.）は、合算して当社の過半数の株式を保有しておりますが、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項（4）の規定により、連結財務諸表規則に基づく親会社には該当しません。なお、当社グループが採用するIFRSにおいては、当該ファンドの運営会社である株式会社丸の内キャピタル及びその親会社である三菱商事株式会社が当社の最終的な支配当事者となります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
飲食事業	411 (491)
合計	411 (491)

(注) 1. 当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の合計労働時間を平均所定労働時間で除した数値を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4	48.2	1.08	8,274

(注) 1. 当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

- a 組合名 U Aゼンセンサイプレス労働組合（2023年6月8日結成）
b 組合員数 1,664名（社員367名 アルバイト1,372名）（2025年7月31日時点）
c 所属上部団体 U Aゼンセン
労使関係は相互信頼に基づき、安定した状態にあり、特記事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

当連結会計年度						補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注 2)		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注 1)			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者 (注 3)	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
2. 4	100. 0	－	79. 2	75. 6	97. 5	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
3. パート・有期労働者の男性労働者の育児休業取得率については、対象者がいないため記載しておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

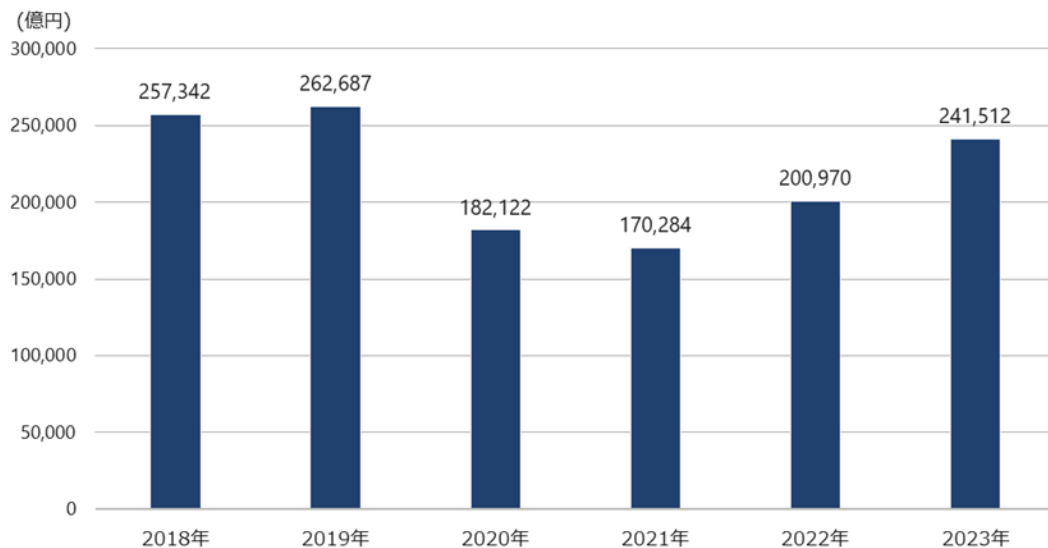
当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「食の喜びをすべての人へ、特別ではなく、毎日食べる食事に感動や喜びを提供出来る事を目指す」を企業理念として掲げております。すべての人に信頼され、その地域になくてはならない一番店を目指してまいります。

(2) 経営環境

外食産業市場規模推計の推移



出典：一般社団法人日本フードサービス協会「外食産業市場規模の推移」

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食市場は一時的に縮小したものの、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に位置づけられて以降は、行動制限の緩和等により国内需要やインバウンド需要が回復してきております。

同時に、外食市場ではお客様ニーズの多様化、テクノロジーの急速な進化等日々経営環境は変化しております。具体的には、実店舗に足を運ばずに商品等の購入が可能になる出前型アプリ等の出現や、大手飲食店チェーンが配膳ロボットを導入する等、技術革新によって従来の事業運営の形が変わっております。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、コンビニエンスストアやスーパー等で弁当や惣菜を購入し、自宅へ持ち帰って食事を行う中食等の利用も増加傾向にあり競争が激化、さらに、物価高騰による消費者購買行動の変化、原材料価格の高騰、人手不足による店舗運営の圧迫等により、外食産業では厳しい経営環境が継続しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

国内外食市場は、人口減少による市場の鈍化はあるものの、政府による訪日外国人観光客のさらなる増加を目指したインバウンド戦略もあり、微増ながら右肩上がりをキープしております。このような市場環境の中、「築地食堂源ちゃん」を始めとした「お客様に求められるお店」「なくてはならないお店」の開発を進め、当社グループの運営するお店がお客様にとっての「食のインフラ」となり、持続的な成長を図るため、以下の戦略を進めてまいります。

①既存店の収益力強化

「築地食堂源ちゃん」、「ABURI百貫」をはじめとした既存ブランドのさらなる磨きこみ、それぞれのブランドを代表する主力商品をラインナップしながら、常に商品開発、メニュー改定を行ってまいりました。引続き、お客様のニーズを踏まえ、既存ブランドの磨きこみを行ってまいります。

②新店、新業態の開発

強みである業態開発力を活かし、これまでもお客様・出店先のニーズに合わせた新規ブランドを開発してまいりました。その時代・その場所に合ったブランドを臨機応変に開発することで、同一施設への複数業態出店を可能にし、幅広いお客様・出店先のニーズにお応えしながら、事業拡大を図ってまいります。

③人財育成の強化

当社グループの戦略や持続的な成長を実現していくためには、人財を確保し活躍を推進することが重要だと考えております。人財資本への投資として、待遇面の向上や外国人採用の強化に取り組み、多様な人材にとり、「働きやすい、働き甲斐のある職場」を実現出来る環境や制度を整えてまいります。

④M&A

当社グループの持続的な事業拡大のために、自立成長だけではなく、当社グループの事業基盤を活用したシナジー効果を生み出すことが出来るM&Aを積極的に検討してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、店舗出店等の投資効率性を示す指標としてR O I C（投下資本利益率（Return On Investment Capital））を重視しており、また当社グループの成長性を判断する指標として売上収益及び売上収益成長の要素となる既存店売上高成長率、既存店客数成長率、既存店顧客単価成長率、新規出店数、及び累計店舗数の推移、そして収益性を表す指標として、売上原価率、人件費率、地代家賃比率、E B I T D A及びE B I T D Aマージンを重要な経営指標としております。以下は過年度における当社グループの重要経営指標の推移となります。

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期 中間期	2025年8月期 第3四半期
売上収益	8,816,622千円	10,256,796千円	5,329,169千円	8,157,408千円
既存店売上高成長率（注1）	126.7%	111.6%	106.7%	106.4%
既存店顧客数成長率（注1）	115.9%	106.3%	106.1%	105.4%
既存店顧客単価成長率（注1）	109.0%	104.9%	100.6%	100.9%
新規出店数	15店舗	7店舗	4店舗	9店舗
累計店舗数	118店舗	119店舗	122店舗	126店舗
売上原価率（注2）	33.5%	33.3%	34.5%	34.5%
人件費率（注3）	31.8%	31.7%	32.1%	31.8%
地代家賃比率（注4）	12.3%	11.2%	10.8%	10.7%
R O I C（注5）	47.8%	24.1%	20.1%	25.0%
E B I T D A（注6）	571,064	931,980	443,828	692,121
E B I T D Aマージン（注7）	6.5%	9.1%	8.3%	8.5%

（注1） 既存店は、開店から18ヶ月以上経過した店舗と定義しております。

（注2） 売上原価率＝売上原価÷売上収益

（注3） 人件費＝給与手当＋役員報酬＋賞与引当金繰入額＋パート費＋雑給
人件費率＝人件費÷売上収益

（注4） 地代家賃比率＝地代家賃（日本会計基準）÷売上収益

（注5） R O I Cの算出方法は以下となります。

$$R O I C = (\text{営業利益} - \text{法人税等}) \div (\text{有利子負債} + \text{株主資本一のれん}) \quad (\text{期首期末平均})$$

のれんは株式会社丸の内キャピタルの資本参画に伴う組織再編により計上されたものであるため全額控除しております。なお、2024年8月期のR R O I Cの変動要因は、2023年8月に実施した優先株式から普通株式への振替により株主資本が増加したことによります。

（注6） E B I T D A＝営業利益＋減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却を除く）＋減損損失

（注7） E B I T D Aマージン＝E B I T D A÷売上収益

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 既存店売上収益の維持向上

当社のブランドイメージ、商品の評価、収益性を維持するためには、日々品質の向上と、お客様を飽きさせない仕組みの構築が重要であると考えております。当社グループにおいては、「第二部 企業情報 3 事業の内容 b 幅広い顧客に受け入れられる高品質かつリーズナブルな商品提供を実現する体制」に記載のとおり、新鮮な魚を提供出来るように各市場からの直送で店舗に仕入れる体制、そして、その日の漁獲量等に応じた仕入商品の変更、当該仕入商品に応じた日替わり商品の提供を行う体制を整備しており、またグランドメニューの更新、季節ごとの限定商品の開発にも力を入れております。これらの取り組みを今後も継続していくことにより、お客様が常に満足のいく商品提供や、機会提供に努めてまいります。

② 新規出店の継続

当社グループにおいては、主に自社開発ブランドを、東京23区内を中心に東北から九州にかけ計36ブランド、126店舗の直営店舗（2025年8月末時点）を展開しております。現在、当社の主力ブランドは「築地食堂源ちゃん」、「回転ずしABURI百貫」、「炭火焼鳥銀座惣菜店」となっており、今後においてはこれらの主力ブランドを筆頭に店舗展開を継続してまいりたいと考えております。また、全国の郊外型ショッピングセンターに出店するSC・郊外型の店舗、及び全国の都市部に店出する都市複合型の店舗展開を主に考えております。当社グループと既にお付き合いがあるディベロッパーが保有する総施設数は約850施設（注）であり、当社グループでは未だ総施設数の約5%のみの出店にとどまっております。今後においては、これら既存ディベロッパーに加えて、より広範な業者や関係者と接点を築いていくことで、より多くの物件情報の獲得を図り、新規出店数を増加させていきたいと考えております。

（注）当社グループと取引のあるイオングループ、株式会社イズミ、住商アーバン開発株式会社、三菱地所グループ、NTT都市開発株式会社、株式会社東京ビッグサイト、株式会社福田屋百貨店、株式会社サンシャインシティが運営する施設のうち、SC／郊外型・都市複合型の施設数を2025年8月18日時点の各社HP・開示資料より集計。

③ 優秀な人材の確保

当社グループにおいては、以下図のとおり正社員数、正社員入社人数、各役職保有者数も順調に推移をしている状況ですが、当社グループの経営戦略実現のためには、引き続き厳しい採用環境の中での他社との差別化、及び人材のリテンションを図る必要があると認識をしております。このため、当社グループにおいては、外国人材の採用推進等の採用戦略を強化するとともに、既存の従業員が当社グループで働くことに誇りを持ち、成長を実感出来る環境・制度を整備してまいります。

（単位：人）

	2020／8期	2021／8期	2022／8期	2023／8期	2024／8期
正社員入社人数	56	78	99	89	123
正社員数	287	315	359	359	393
内、役職保有者数	103	116	135	139	147
店長	55	58	68	70	68
料理長	12	17	17	18	16
主任	36	41	50	51	63

（注）各役職の定義は以下のとおりです。

- ・店長：主に店舗運営や店舗損益にかかる業務全般について管理能力・問題改善能力などが独自に設けられた基準に達していると認められた場合に認定される役職
- ・料理長：主に厨房内の業務について管理能力・問題改善能力などが独自に設けられた基準に達していると認められた場合に認定される役職
- ・主任：ホール・調理それぞれの業務に加え、管理能力・問題改善能力などが独自に設けられた基準に達していると認められた場合に認定される役職

また、上記戦略を支える土台として、下記課題に取り組んでまいります。

④ 衛生・品質管理の強化

外食産業においては、食中毒事故や異物混入事故の発生、偽装表示の問題等により、食品の安全性担保に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループにおいては、営業部門による毎月の臨店チェック、内部監査部門による年一回の監査、そして外部衛生管理業者による年一回の衛生検査を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

お客様に安定してサービスを提供し、業容の拡大を図るためには、経営管理体制の強化は重要な課題であると考えております。そのため当社では、多様化するリスクを的確に把握し、事業規模に合わせて管理部門の体制強化を図る等、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことで経営基盤を強化してまいります。

⑥ 財務基盤の強化

当社グループは「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、当社の資本参画のため金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入を行っており、2024年8月末におけるネット有利子負債比率（注）は2.13倍であります。当社グループでは、金利上昇によるリスクを軽減するため、金銭消費貸借契約の変更によるスプレッドの引き下げなどの施策を講じております。なお、上記「(3) 中長期的な会社の経営戦略」で記載のとおり、当社グループは新規出店やM&Aを成長戦略と位置づけており、これらの資金調達について当面は負債を活用していく予定ですが、当該比率を注視しながら、企業経営の健全化に努めてまいります。

（注）ネット有利子負債比率＝（借入金－現預金）÷資本合計

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは企業理念である「食の喜びをすべての人へ、特別ではなく、毎日食べる食事に感動や喜びを提供出来る事を目指す」を基本的な考えとして、社会インフラを担う企業グループとして社会の持続可能な発展への貢献と自社の企業価値向上を目指しております。

特に当社グループの商材の中心となる海洋資源については気候変動やプラスチック汚染等により生態系に影響が及ぼされることで事業への打撃も大きなものとなり、また、事業の構造に目を向けてみると労働集約型が基本となる営業スタイルが中心であるため人材の確保と育成が欠かせないものとなることから、サステナビリティへの取り組みは当社グループとしても真正面から取り組んでいかなければならない課題と捉えております。

あらゆるリスクと機会を検討し、すべてのステークホルダーに対して非財務情報の開示に努め、更なる企業価値向上への取り組みを推進してまいります。

(1) ガバナンス

当社ではグループとして重点的に取り組むべき課題の推進をするために、2024年11月にサステナビリティ委員会を設置しており、今後は当委員会にて課題の洗い出しから解決に向けた具体的な取り組みを協議してまいります。協議した内容は、四半期に1回、取締役会へ報告し、情報を共有する方針です。具体的には、2025年8月期の活動は当社グループ全体でサステナビリティ概要に共通認識を持たせるため、今後のサステナビリティ経営や企業価値の向上について検討しました。また、今後の委員会でも生ごみの問題や外国人労働者の導入促進に関する取り組みについて継続的に議論・報告を行ってまいります。

(2) 戦略

当社グループではサステナビリティを推進するにあたって3つのテーマに基づいて5つのマテリアリティを策定し、それぞれの課題を洗い出し、それらに対する施策とその進捗状況についてサステナビリティ委員会にて協議してまいります。企業価値を高める観点から持続可能な企業となるべく、地に足を付けた活動をして、しっかりと歩みを深めてまいります。

〔3つのテーマ〕

- ・環境（明日のために、未来のために）
- ・社会（誰とでも、誰よりも、誰からも）
- ・経営（公正性、透明性、効率性）

〔5つのマテリアリティ〕

- ・地球環境への配慮
- ・食の安全と安心の提供
- ・働く仲間の成長と多様性の尊重
- ・地域・社会への貢献
- ・経営基盤の強化

(3) リスク管理

サステナビリティにおけるリスクと機会についてはサステナビリティ委員会において識別・評価し、適宜取締役会に報告してまいります。活動を通じてリスク度合いが高まっているような分野については委員会内で協議し、マテリアリティの追加や変更が生じる場合は速やかに対応すると同時に取締役会にも報告のうえ、指示を受けた項目も含めて活動の進捗管理を実施してまいります。

常にステークホルダーに対して貢献出来る活動を実施し、機敏な対応を心掛けております。

(4) 指標と目標

当社は上記に掲げた3つのテーマ、5つのマテリアリティに沿い、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価し、管理及び監視をするために、今後サステナビリティ委員会にて管理指標及び目標値を設定し、当該指標の進捗状況を確認してまいります。本書提出日時点においては、具体的な管理指標等については定めておりませんが、今後の事業を進める中でその精緻化を図ってまいります。

なお、当社グループが特定した5つのマテリアリティのうち、特に重要であると考えているのは、「働く仲間の成長と多様性の尊重」です。

「食」を通じた社会の持続可能な発展への貢献と自社の企業価値向上のためには、「人財」が根幹となり、優秀で多様な人材の獲得と育成が欠かせないと考えております。

当社グループでは、性別・国籍・職歴などにとらわれず、多様性を尊重した人材を採用し、様々な視点や経験、価値観を積極的に取り入れることで従業員満足度を高めます。そして、社員一人ひとりがやりがいを感じながら働ける職場環境を整備・促進し、各人の能力を最大限に引き出すことでパフォーマンスのさらなる向上を目指してまいります。具体的な方針は下記の2点となります。

a. 人材育成

当社グループは、従業員の成長及び長期的なキャリア形成を支援するため、部長候補に対しては複数店舗のマネジメント、数値管理、店長候補に対しては従業員管理、コスト管理、売上施策の立案などキャリアステージに応じた研修を行うサイプレスビジネススクール制度や、特定技能2号試験合格率向上を目的とした社内での勉強会等を実施するなど、様々な研修・支援制度を実施しています。今後も、社員一人ひとりが学び、挑戦を続けることで成長や自己実現を果たせるよう、支援体制の充実を図ってまいります。

b. 社内環境整備

当社グループでは、育児・介護休業制度、短時間勤務制度、定年後継続雇用制度(70歳まで)など、従業員が柔軟な働き方を実現出来る制度を整備しています。加えて、資格補助や転居支援金などの各種手当、慶弔見舞金制度等を通じ、安心して働き続けられる職場環境の維持・向上に努めています。
引き続き、従業員のワークライフバランス向上を目的とした社内環境の充実に取り組んでまいります。

なお、人的資本に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関しましては、当社は現在、女性、外国人、中途採用者等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

リスクマネジメントの体制につきましては「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③ 企業統治に関するその他の事項 a 内部統制システムの整備状況 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制」に記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済情勢の変化に伴うリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループの店舗は日本国内に所在しているため、日本国内の景気変動や、消費税率引上げを含む政府の経済政策により、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。特に、雇用水準等の変化による消費者の可処分所得の減少、外食又はテイクアウトへの支出の減少、為替相場の変動（主に円安）による鮮魚類等の仕入コストの増加は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

経済情勢の動向に関する情報収集につとめ、情勢変化に対応した商品・サービス開発に取り組んでいくことに加えて、当社グループでは、国内多数のサプライヤーと取引を維持することで、その時々においてより有利な取引条件を確保することで、仕入コストの大幅な上昇を抑制してまいります。

(2) 感染症の流行に関するリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 大

(リスクの概要)

新型コロナウイルス感染症の流行により、行政の要請による休業や営業時間短縮など計画どおりの店舗運営が困難な状況となりました。また、感染者及び濃厚接触者の行動が制限されたため、店舗運営に不可欠な従業員を確保できない店舗が発生する等、当社グループの事業運営に大きな影響を生じさせました。

当社グループは、お客様・従業員の安全を最優先に感染症の予防対策を講じておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の再流行、又は同様の感染症の流行等により、外出禁止、自粛による移動制限等を始めた行政の対応策が講じられた場合は、計画どおりの店舗運営が困難となり当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、政府、行政の方針に則り、お客様、従業員等の安全を最優先に、衛生管理の徹底、店舗の営業時間の短縮や店内客席ご利用の制限等、営業形態の見直しを図ってまいりました。今後も同様の感染症拡大が発生した際には、政府や自治体の方針や発表を注視し、行政が定める基準に応じた店舗運営を行う方針ですが、行動制限等発令時にも売上を維持出来るよう、商品をご自宅にお届けするデリバリーサービス、レジを通さない注文を可能にするモバイルオーダー等をはじめ、サービスの開発にも取り組んでまいります。

(3) 外食産業全体における競争に関するリスク

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 大

(リスクの概要)

当社グループは、ファミリーレストラン、ファストフード店等の飲食店、個人経営及び家族経営の飲食店といった同業他社に加え、テイクアウト店等とも競合関係にあります。

当社グループの事業における最も重要な競争要因は、品質、味及び価格であると考えておりますが、立地、利便性及びアクセスのしやすさ、メニューの幅、当社グループのブランド認知度といった他の要因も重要であると考えております。当社グループは、商品の品質及び味において競合他社との差別化を図ることに努めており、厳選した素材を調達し、新鮮で高品質な商品を提供することに努めております。価格に基づく競争は、飲食業界においては特に熾烈であり、当社グループは、商品の質及び品数の豊富さの確保にも重点を置きつつ、競合他社の価格に対抗することが求められる可能性があります。

さらに、日本の人口減少により、日本のレストラン及び飲食業界の全体的な規模の成長が鈍化する可能性があります。これにより競争が激化する可能性があります。これに加えて、飲食業界における店舗数の増加は、1店舗当たりの来店客数の減少につながる可能性があります。当社グループは、メニューの改善により、顧客に提供する価値を上げることが、競争力を維持するために重要であると考えておりますが、競争力を維持することができなかった場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

競争において優位に立つためには、マーケティングに経営資源を投入する必要があります。しかしながら、かかるマーケティング戦略は成功しない可能性があります。例えば、来店客数増加を目的とした新しい種類のメニューの導入や、季節限定、地域限定又は販促目的のキャンペーンは成功しない可能性があり、その場合、収益が減少する可能性があります。加えて、当社グループの競合他社の中には、当社グループに比べ、マーケティング及び広告宣伝活動により多くの資源を投入出来る企業が存在する可能性があります。また、レストラン及び飲食業界全体の統合又は当社グループの主要な競合他社がより大きなレストラン・チェーンに買収されることにより、かかる競合他社が当社グループよりも大きな購買力及びマーケティング力を得る可能性もあります。もし当社グループの競合他社がマーケティング及び広告宣伝活動への支出を当社グループに比べて増加させた場合、当社グループの来店客数の減少及び店舗当たり売上高の減少を招く可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループでは、国内の多数のサプライヤーと取引を維持することによりその時々においてより有利な取引条件を確保することで、競合他社との優位性を築いております。また、その日の仕入食材に合わせた日替わりのメニューなど商品開発を積極的に行い、新鮮さを強みとした商品力の強化、フレキシブルな仕入による原価抑制等により差別化を図ってまいります。

(4) 消費者の嗜好の変化に伴うリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループが事業を展開する外食業界は、多様に变化する消費者の嗜好の影響を受けます。当社グループは、質の高い接客とともに、新鮮で高品質な商品を、魅力的な価格で提供することを使命としております。当社グループとしては、海鮮定食は幅広い顧客に支えられた安定的な市場であると考えておりますが、消費者の嗜好が当社グループの核となる築地食堂源ちゃんの店舗コンセプト又は当社グループが主に提供するメニューから乖離した場合、当社グループの事業及び当社グループの店舗の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、近時、当社グループは、顧客により多くの選択肢を提供すべく、海鮮定食以外のメニューをそれぞれ拡張しており、また、ピーク以外の時間帯における来店客数を増やすための方策を講じております。しかしながら、これらの取組みが、当社グループの業績に期待どおりの成果をもたらす保証はありません。

当社グループが消費者の嗜好を正確に予測もしくは把握できない場合、又はそれに応じていくことができない場合、当社グループはマーケット・シェアを失う可能性があり、その結果、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、常にアンケートやSNSを活用してお客様の意見を吸い上げ、嗜好の変化を把握して当社グループの置かれた状況を分析して経営を行っております。

また創業以来、徹底した研究のもと数多くの業態を開発しており、変化し続ける消費者のニーズや嗜好に対して柔軟な対応を努めてまいりました。加えて外食型のビジネスモデルに限らず中食、持ち帰りに特化した業態の開発にも力を入れてまいります。

(5) 食品の衛生管理に関するリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 大

(リスクの概要)

当社グループの基本メニューは、海産物をはじめとする各種食材によって構成されており、それらが適切に調達、保管、輸送、調理又は提供されなかった場合には、食の安全の問題が発生する可能性があります。食の安全は、当社グループの最重要事項と認識しております。

しかしながら、ノロウイルス、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、その他要因による食中毒事故や、食品表示法違反等による製品回収が発生する可能性を完全に排除することは困難であります。当社グループが海産物等の原材料について第三者である供給業者に依存していることに伴い、当社グループがコントロールできない要因によって食中毒事故が発生するリスクもあり、その場合には当社グループの多数の店舗が影響を受

ける可能性があります。また、予防策に対する耐性を持つ新たなもしくは異なる系統の疾病又は潜伏期間の長い疾病が発生する可能性があります、これによって、原因を迅速に特定し、改善措置をとることが困難となる可能性があります。

さらに、当社グループ又は飲食業界全体の食の安全性（食中毒、異物混入又は汚染の事故を含みます。）や感染症の拡大に関連する報道、風評又は苦情（根拠の有無を問いません。）により、当社グループに対する信用に悪影響が及ぶ可能性があります、その場合、当社グループの評判並びに事業、財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは食中毒事故を対象とする保険に加入しておりますが、当社グループの食品在庫のうち一部に汚染があった場合、汚染が確認されていない部分についても在庫を処分することが必要となる可能性があります、その結果、一時的に膨大なコストが発生する可能性があります。

加えて、当社グループは食品衛生法をはじめとする数多くの健康及び食の安全に関する法的規制に服しております。当社グループが健康又は食の安全に関する法規制を遵守しなかった場合には、店舗の営業許可の取消しや営業停止を含む行政処分、罰金その他制裁を受ける可能性があります。また、健康及び食の安全に関連する法律、規則又は規制の導入又は改定により、当社グループ全体の運営コストが増加する可能性があります、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（リスクへの対応）

当社グループは、調達、保管、輸送、調理及び提供の全過程において、食品衛生法等の食の安全に関する適用法令を遵守し、食の安全に関連する事故のリスクを減少させるよう努めております。具体的には極力生の魚を使わずに、3D冷凍等の技術を用いて急速冷凍してから店舗に納品、提供しております。また、お客様の当社グループ商品に対する信頼を高めるため、商品がどこで製造され、どのように品質や安全性を確保しているかを監視する必要があると考え、最終加工国、主要原材料の主要原産国の情報を収集しております。

店舗においては、自主衛生チェック・店舗巡回指導の実施、HACCP制度に沿った衛生管理体制の整備、異物混入時のフロー体制の構築、店舗スタッフの月1回の検体提出（検便）、定期健康診断の実施等、衛生管理体制の強化を図ってまいります。

（注） 3D冷凍とは、全方位からの冷気で急速冷凍を行うことを指します。

（6）食材等の調達困難・価格高騰に伴うリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

（リスクの概要）

当社グループの事業の採算性を維持するためには、鮮魚類等の食材及び店舗用品の価格変化を正しく予測し、適切に対応することが重要となります。鮮魚類等の食材及び店舗用品の価格は、例えば、国内外のインフレーションの進行、天候不順・異常気象・自然災害の発生、新興国の継続的な成長による急激な需要の増加及び価格の高騰、物流上の障害、政府による輸入制限処置の発動、国際的な漁獲制限、取引先の倒産又は事故・災害による供給停止、食品衛生上の問題又は放射能汚染等による出荷制限・風評被害、為替の変動、増税等の影響を受けます。これら事象は当社グループがコントロールできず、予測の困難な要因により原材料等の調達不安や価格高騰が発生した場合には、売上原価率の上昇等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの使用する鮮魚、米その他の生鮮食材の価格が将来的に高騰し、当社グループがかかる価格の高騰を商品価格に転嫁することができない場合には、当社グループの営業利益は減少します。さらに、日本におけるインフレーション又は為替相場の変動により、生鮮食材の調達コストがさらに上昇する可能性があります。これらのコスト上昇を効果的に調整することができない場合には、売上及び顧客基盤に影響を与えない方法により調達業務の効率化又はコスト上昇分の価格転嫁を行うとしても、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（リスクへの対応）

当社グループでは、国内多数のサプライヤーと取引を維持することで、その時々においてより有利な取引条件を確保、そして当社が求める数量を安定的に調達出来る体制を整えることで、食材等の調達や価格高騰に伴うリスクが最小限となるように努めてまいります。

（7）新規出店計画に関するリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

（リスクの概要）

当社グループは、中期経営計画のもと、着実な新規出店の継続を通じた成長を目指しております。当社グループは、店舗開発本部を主体とし、売上予測並びに店舗賃貸借及び立地の選択に係るシミュレーションを改善する

こと等により、店舗開発能力の向上に努めております。

当社グループの出店に要する初期コストは出店場所により異なり、想定される該当コストの回収に長期間を要する場合、また、出店余地の減少により出店計画どおりの出店が困難となる可能性があります。

また、当社グループの将来の店舗業績は、当社グループとしてどのような新規市場及び店舗立地を選定するか、当社グループの店舗のコンセプトがどの程度当該市場に受け入れられるか、といった様々な要因の影響を受けます。郊外エリア又は都市部に向けた当社グループの店舗のコンセプトは、当社グループのブランド認知度が低い地域の顧客に対しては十分に魅力的でない可能性があり、また、既存市場においても当社グループの店舗のコンセプトの人気の陰りが生じる可能性があり、1店舗当たり売上高を維持できない可能性もあります。

加えて、入居施設指定工事の影響や、出店に必要な建築資材、機器が外部情勢の変化により入手困難及び施工担当者の確保が困難となる場合等の要因により、出店が遅延することで新規出店数を達成できない可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、日々、市場分析能力の向上等により社内の店舗開発力を強化して計画どおりの出店を実現するとともに、出店にあたっては建築・設備コスト及びランニングコストを削減して新店の収益力を高めることで、収益悪化のリスク発現可能性の軽減を図っております。また業績を上げることでディベロッパーとの良好な関係を構築、維持することにより、新たな案件紹介につなげていき、さらなる出店拡大に努めてまいります。

(8) 自然災害等の予期できない事象に関するリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループは、全国に店舗を展開しており、当社グループが事業を展開する地域において、大規模な地震や洪水、台風、感染症の大流行等の自然災害、又は大惨事、社会・政治的な事件もしくは動乱が発生した場合、原材料の調達の阻害、本社機能の停止、店舗の損壊、顧客の外出離れ等の悪影響をもたらすことから、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。上記自然災害等により影響を受ける地域では日常生活が打撃を受け、その結果、当社グループの店舗において機会損失が生じ、また、当社グループの本社、店舗及び設備を含む資産、又は材料が運搬される物流施設が損傷する可能性や、水道、電気、ガス等のライフラインの利用が制限され、当社グループの店舗運営が停止する可能性があります。さらに、当社グループの仕入先が同様の状況に陥り、その結果、サプライ・チェーンが寸断される可能性があります。また、感染症の流行も、顧客の外出傾向及び当社グループの従業員の労働能力の双方に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループの店舗運営コストには、固定費及び準固定費が含まれるため、上記要因による売上の減少は営業利益を減少させ、営業損失につながる可能性があります。また、当社グループが加入する災害保険で回復に要するコストをカバーできない可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

災害時における従業員の出勤や店舗の営業継続に関する判断基準の作成、従業員の安否確認・連絡網と避難場所の周知等により、お客様と従業員の安全を最優先とし、さらに、食材仕入れ先の分散化等、事業継続又は早急な事業再開につなげる体制作りを行ってまいります。

(9) 人材の確保に関するリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社グループの事業運営においては、十分な人数の店長を確保することが重要であります。店長は、各店舗の従業員の勤務スケジュールの決定に加え、各店舗の鮮魚その他の生鮮食材及び店舗用品の必要量を判断する責任者となっており、その結果、販売コスト及び人件費に係る直接の管理を通じて店舗運営費を管理することが可能になっております。当社グループは、これらの職位を全うするために必要な技術及び経験を有する有能な人材の人数を十分に確保できない可能性があります。こうした有能な人材の確保は、採用市場における競合関係により、当社グループはより高額な給料を支払い、また、より充実した福利厚生を提供することが求められる可能性があります。当社が現時点で提示している雇用条件で有能な人材の採用及び継続雇用ができない場合は、離職者数ないし人件費の増加につながる可能性があります。また、当社グループのサービスの質を落とす可能性があります。これらはいずれも当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、こうした場合は、計画した新規出店時期の遅延をもたらす可能性もあります。

(リスクへの対応)

当社グループは、評価制度やインセンティブ制度を充実させるとともに、労務管理を徹底することで、魅力的な職場環境の提供に努めております。また今後店舗オペレーションのDX化やプライベートブランド開発を通じた調理工程の簡略化等、業務の効率化を図ってまいります。

(10) パートタイマー及びアルバイトの人材確保・労務管理に関するリスク

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社グループは、多くのパートタイマー等を雇用しており、かかるパートタイマー等の採用・雇用維持は店舗運営コストを低く維持する戦略の重要な構成要素となっております。そのため、当社グループは店舗運営においてパートタイマー等に大きく依存しております。近年は、少子高齢化による労働人口の減少により、一般的に労働者の需要が増大し、パートタイマー等の賃金が上昇する傾向が見られ、それにより当社グループは既存の店舗及び新規店舗において十分な従業員を確保することが難しくなる可能性があります。その結果、当社グループの労務関連コストが増加し、店舗運営が停止もしくは縮小し、又は費用対効果の面で十分な従業員を配置することが出来るまで新規出店の計画を中止せざるを得ない可能性もあります。これらの要因は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近時の労働関連規制においては、有期雇用や、正社員とパートタイマー等で異なる労働条件を提示することが可能となる範囲が制限される傾向にあり、その結果、パートタイマー等を雇用する企業において、人件費の増加が生じております。労働者及び雇用関係に関する厳格な規制は、費用対効果を確保しつつ十分な人数の店舗従業員を雇用することができなくなる可能性があります。また、最低賃金、残業時間その他の労働条件等の要素を含む正社員及びパートタイマーに係る規制並びにこれらの労務関連の事項に関するその他の法律の将来的な改正も、かかるコストの増加につながる可能性があります。また、労働関連規制の違反が発生した場合、当社グループは、規制当局による業務改善命令に服する可能性があり、従業員からの請求や法令遵守関連の費用又は損害を被る可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、継続的なモニタリングにより勤務状況の確認を行い、またパートタイマー及びアルバイトへの定期的なトレーニングや指導により、労務管理に関連するルールを理解と遵守の徹底に継続的に取り組んでまいります。

(11) インターネット等による風評被害に伴うリスク

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループが保有する商標等の不正利用、商品への異物混入や苦情等、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの事業、財政状態、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。また、従業員又は第三者が関与する不適切行為その他の事故によってもブランドイメージ及び社会的信用は損なわれる可能性があります。

風評被害は、違法、不公平又は一貫性のない従業員の行為の申立て、従業員の不満、病気、傷害、メディア報道又はインターネットもしくはSNSサイトへの不適切な書き込み、犯罪行為、データプライバシー侵害、内部統制の不備、又は当社グループの従業員もしくは同一もしくは類似の業界における他社の従業員が関与するスキャンダルによって発生する可能性があります。申立てや苦情が認められるか否かにかかわらず、当社グループの店舗、競合他社の店舗、外食市場又はより広範な日本の食品サービス業界に関する好意的ではない評判は、当社グループの全店舗に関する信用性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ又はその業界に関する風評（食の安全、食品に関する政府もしくは業界団体の調査結果、魚の乱獲に関する環境問題又は当社グループの店舗における業務上の問題に関するものを含みます。）は、当社グループの評判を毀損し、当社グループの集客及び売上に悪影響を及ぼし、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、危険な兆候の早期発見に努めると同時に不適切な投稿が確認された場合は、迅速かつ適切な対応を図ってまいります。

(12) 訴訟その他の法的手続に伴うリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループには、通常の業務において発生する製造物責任、契約違反、人身被害並びに労働及び雇用等に関する請求に関し、顧客、貸貸人、納入・供給業者及び従業員を含む第三者からの訴訟のリスクが存在します。当社グループに対する請求が有効であるか否か、また当社グループが最終的に責任を負うこととされるか否かにかかわらず、かかる請求があった場合には防御に費用がかかる可能性があり、また、時間と費用がかかり、結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる請求が、当社グループが加入する保険の対象とされていない場合又は保険の担保範囲を大きく超える判決があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの申立てから生じる風評もまた、当社グループの評判又は見通しに悪影響を及ぼし、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、商取引においては書面でのやりとりや契約書の締結により曖昧な点をなくして、訴訟等の発生の未然防止を図るとともに、利害関係者と十分な意思確認を行うことで、リスク発現可能性の軽減を図ってまいります。

(13) 知的財産権に関するリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社グループの事業の運営においては、当社グループが店舗名やロゴ、当社グループの店舗のデザイン等の商標、特許その他の当社グループが専有する知的財産権を活用してブランドの価値を構築し維持することが重要となります。当社グループがその知的財産権を保護することに失敗した場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を悪用もしくは侵害し、もしくは当社グループの知的財産権が競合他社に知られもしくは競合他社により独自に開発された場合には、当社グループのブランドの価値が損なわれる可能性があり、これにより当社グループの事業が重大な悪影響を受け、当社グループのブランドが市場で受け入れられなくなり、又はブランド価値を維持することができなくなる可能性があります。また、当社グループは、当社が事業を行う又は行おうとする分野における類似の知的財産権の先使用権者から請求を受ける可能性があります。これにより、当社グループのイメージ、ブランド又は競争力が損なわれ、当社グループが多額のペナルティ及び費用を負担することとなり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、人事・総務本部において適切な商標の管理、運営を図ってまいります。

(14) システム障害に伴うリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社グループでは、各店舗の売上高や勤怠情報、食材の発注等をシステム連携することで管理をしております。万が一、大災害、停電や機器の故障、コンピューターウィルス等の事態によりシステム障害が発生した場合には、食材調達、勤怠管理等店舗運営に支障をきたすことになり当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、店舗運営に関する基幹システムは安定稼働及びセキュリティを重視し選定しております。また、システム外部業者の管理体制を確認するとともに、データのバックアップ体制を図っており、リスクの低減に努めております。システム障害が発生した場合には、臨機応変に状況に応じた店舗運営を行うことにより、営業の継続に努めてまいります。

(15) 酒類の提供に伴うリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループでは各店舗において酒類を提供しておりますが、酒類提供については、未成年者飲酒禁止法及び道路交通法等による規制を受けており、未成年又は自動車等の運転をするおそれがあることを知りながら酒類を提供した場合には、罰則の対象となり当社の社会的信用の低下や店舗の営業が制限される可能性があります。これに伴う売上の減少等により当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、酒類を注文されるお客様に対して、未成年でないことを確認しております。さらに、メニューブックに車両等を運転される方、未成年者には酒類を販売しないことを記載するなど飲酒運転及び未成年者の飲酒禁止について注意喚起を行い、法令違反の防止に努めてまいります。

(16) 減損会計の適用に伴うリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 大

(リスクの概要)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、当社グループの業績に大きな影響を与え、多額の店舗資産の減損損失を計上しております。現時点で合理的と考えられる業績回復の想定に基づき店舗資産の評価を実施しておりますが、想定に大きな影響を与える事象が発生した場合には、新たな店舗資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは2024年8月期より国際会計基準（IFRS）を適用しております。そのため、IFRSの初度適用に伴い本書では2023年8月期初よりIFRSを適用したものととして各財務数値を作成しております。現在の日本の会計基準と異なり、IFRSではのれん計上額について定額償却は行わず、のれんの価値がないと判断した場合に減損処理をすることとなっております。後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 14. 非金融資産の減損」に記載のとおり、足許では事業収益性が低下し減損処理を行うような状況にはありませんが、今後当社グループの経営計画が悪化した場合は、減損を認識することにより当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループでは、減損の兆候である営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである当社グループの店舗及び子会社の運営を迅速に立て直し、投資額の回収を図っております。

また、月次で全店舗業績について取締役会にて検証しており、過年度実績又は利益計画と著しく乖離がある店舗については対応策を検討して、減損損失の発生防止に努めてまいります。

加えて当社グループにおいては、のれんの減損に係るリスクを低減するため、事業の収益力強化に努めており、中期経営計画に基づく成長戦略の取組みを通じ、営業収益の拡大に取り組んでまいります。なお、当社グループののれんは、2019年9月に当社が㈱サイプレスへ資本参画した際の企業結合取引により発生し、2024年8月期におけるのれん計上額は連結財政状態計算書上5,365,820千円となっております。

(17) 多額の有利子負債及び財務制限条項への抵触に伴うリスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループは、店舗の出店資金や運転資金、また、「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、当社の資本参画のため金融機関を貸付人とする借入契約を締結し借入れを行っております。そのため、資金調達を機動的に実施出来るか否かは当社グループの事業に重要な影響を与える可能性があります。

また、当社グループが将来リファイナンスをすることが出来るかについては、金融市場及び資本市場並びにその時点の当社グループの財政状態より影響を受けます。当社グループが良い条件でリファイナンスすることが出来る保証はなく、そのことにより当社グループの財政状態及び事業運営は悪影響を受ける可能性があります。

当社グループの借入金の一部については、元本が円建ての変動金利となっているため、市場金利の変動の影響を受けます。金利政策に変更等があり、円金利が上がった場合には、当社グループの変動金利による借入に適用される金利は上昇し、当該借入にかかる金利の支払い額はヘッジがなされない限りにおいて増加します。なお借入金残高は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 17. 借入金」に記載しております。

さらに、借入契約の一部には、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば同契約上の期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となり、当社グループの

財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、利息等の返済原資は主に営業キャッシュ・フローによるものと考えており、当社グループがこれらの支払いを行うことが出来るか否かは、当社グループの将来の業績により左右されます。当社グループに十分な資金がない場合、当社グループは、既存の借入れの全部又は一部のリファイナンス、資産の売却又はさらなる金銭の借入れが必要となる可能性があります。当社グループは、これらの代案を当社グループが受入可能な条件によって行うことができず、又は全く行うことができない可能性があります。

なお、財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 17. 借入金」に記載しております。

(リスクへの対応)

当社グループは、利益の確保や運転資金の圧縮による自己資金の創出により有利子負債依存度の軽減を図るほか、金融政策動向のモニタリングの実施や資金調達先の多様化の推進、取引金融機関との良好な関係を維持することで、資金調達リスクの低減を図ってまいります。

(18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社は、当社及び当社子会社の役員及び従業員等に対しインセンティブ付与のため、新株予約権の発行及びストック・オプション制度を採用しております。

また、今後も優秀な人材を確保するために、ストック・オプション制度を活用していく可能性があり、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与する新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は563,669株であり、発行済株式総数の4.4%に相当しております。

(リスクへの対応)

当社グループは、既存株主の株式価値が著しく希薄化しないように、発行のタイミング等に関しては、適宜状況を見極めながら進めてまいります。

(19) 環境問題に関するリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社グループは、食品廃棄物、プラスチックをはじめとする容器包装リサイクル、廃棄物処理及び気候変動対策等に関する様々な環境関連法令の適用を受けております。気候変動による物理的リスクとして気温上昇による原材料である魚介類の収量減・品質への影響や渇水・洪水による操業停止の可能性や、炭素税や排出取引制度によるコスト増や事業活動への制限が加えられる可能性があります。

加えて、気候変動、プラスチック容器や食料ロス等の環境問題において、当社グループの対応が不十分と評価された場合、レピュテーションが低下し、結果として当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、事業活動と環境の関係性を常に意識して、石油由来原料の削減や食品ロスの削減を通じて環境問題に取り組んでまいります。具体的にはプラスチックバッグの素材自体は、植物由来の原材料から作られたポリエチレンを使用し、石油由来原料の削減に対応してまいります。また食品ロスを削減するため一部店舗では様々な数量や容量で商品をご提供し、食べ切れる量をお選びいただくことが可能であります。「食べ残し」による食品ロスの削減を目指して、お客様とともに取り組んでまいります。

(20) 経営陣、創業者に関するリスク（特定人物への依存度について）

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループは、当社グループの戦略決定、事業運営、事業機会の特定、潜在的なリスクへの対応及び当社グループの取引関係の管理について、これまで貢献してきた経営陣に依存しております。当該経営陣がビジネス、経済、健康、家庭その他の理由から当社グループ事業から離脱する場合、当社グループは有能な代替的人材を迅速に確保することができないか、又は同水準のコストで確保できない可能性があり、これにより当社グループの事業は悪影響を受ける可能性があります。

㈱サイプレスの創業者である当社代表取締役社長兼㈱サイプレス代表取締役会長の東稔哉は、設立以来、経営方針や事業戦略の決定等、当社事業の中心的役割を担っております。何らかの理由により同氏が当社経営から離れることになった場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、現在のところ、当社専務取締役兼㈱サイプレスの代表取締役社長の尾澤一彦をはじめとして他の取締役の権限を委譲する等、東稔哉に過度に依存しない体制の構築を進めております。

当該リスクが顕在化する可能性や業績への影響については、現時点では認識しておりませんが、経営陣に不測の事態が発生した場合における意思決定プロセスへの影響を最小限に留めるため、行動指針や事前対応策を含め、コンティンジェンシープランを策定しております。また、指名・報酬委員会において、中長期の方針やサクセッションプランについても定期的に議論して、他の役員による職務の代行が可能な体制構築を推進してまいります。

(21) 株主に関するリスク

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社グループは、㈱丸の内キャピタルが運営するファンドから、純投資を目的とした出資を受けており、本書提出日現在、丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund II L.P. は、合わせて当社普通株式を6,386,800株保有しております。また、当社取締役である福崎昇平及び奥見昌彦は当該ファンドを運営する㈱丸の内キャピタルから派遣されております。福崎昇平及び奥見昌彦については引き続き社外役員として、ガバナンス強化、各知見等を活かした客観的な経営への助言等の役割を担う方針であります。株式の売却等による持分比率の低下等を勘案しながら、将来的には退任を想定しております。当該ファンドが保有する株式の将来的な売却時期や方法については未定であるものの、市場動向等を見ながら市場価格への影響を極力抑えた形で売却していく旨聴取しておりますが、今後の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、需給悪化による当社株式の株価形成に与える影響を鑑みて、株式の将来的な処分時期や方法、タイミング等に関しては、㈱丸の内キャピタルと適宜状況を見極めながら交渉を進めてまいります。

(22) 配当政策について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 小

(リスクの概要)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社グループの業績が計画どおりに進展しない等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(リスクへの対応)

業績予算に対する実績管理の強化、事業で獲得した資金の使途について、成長投資や株主還元への配分方針の明確化に取り組んでまいります。

(23) 当社株式の流動性について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度 中

(リスクの概要)

当社の株主構成は、代表取締役社長及び代表取締役社長の資産管理会社により議決権の半数程度を所有されている状況であり、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において27.96%にとどまる見込みです。何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買取引が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、上記株主への一部売出の要請、上場後における公募による成長資金の調達、ストックオプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、一層の流動性の向上を図ってまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第6期連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産合計は1,495,865千円となり、前連結会計年度末に比べ151,577千円増加いたしました。これは主に、営業債権及びその他の債権が252,812千円増加したこと等によるものであります。

非流動資産合計は9,282,678千円となり、前連結会計年度末に比べ541,340千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が減価償却や減損損失等により602,464千円減少したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は10,778,543千円となり、前連結会計年度末に比べ389,762千円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債合計は5,963,327千円となり、前連結会計年度末に比べ114,598千円減少いたしました。これは主に、リース負債が127,845千円減少したこと等によるものであります。

非流動負債は2,920,029千円となり、前連結会計年度末に比べ444,665千円減少いたしました。これは主に、リース負債が281,288千円減少したこと、借入金が135,360千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は8,883,356千円となり、前連結会計年度末に比べ559,264千円減少いたしました。

（資本）

当連結会計年度末における資本合計は1,895,186千円となり、前連結会計年度末に比べ169,501千円増加いたしました。これは、当期利益169,501千円によるものです。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は17.6%（前連結会計年度末は15.5%）となりました。

第7期中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

（資産）

当中間連結会計期間末における流動資産合計は988,317千円となり、前連結会計年度末に比べ507,547千円減少いたしました。これは主に、現金及び現金同等物が199,457千円減少したこと、営業債権及びその他の債権が284,461千円減少したこと等によるものであります。

非流動資産合計は9,462,448千円となり、前連結会計年度末に比べ179,770千円増加いたしました。これは主に、有形固定資産が新規出店により177,124千円増加したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は10,450,766千円となり、前連結会計年度末に比べ327,777千円減少いたしました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債合計は2,037,748千円となり、前連結会計年度末に比べ3,925,579千円減少いたしました。これは主に、借入金において返済や非流動負債へ振り替えたことにより3,551,644千円減少したこと等によるものであります。

非流動負債は6,341,543千円となり、前連結会計年度末に比べ3,421,513千円増加いたしました。これは主に、借入金が流動負債からの振り替えにより3,257,461千円増加したこと等によるものであります。なお、この振り替えは、一部の借入金において、前連結会計年度末では財務制限条項の一部に抵触していたためIFRSの基準により流動負債に計上していましたが、当中間連結会計期間末では抵触している事実がなくなったため、非流動負債へ振り替えたものです。この結果、負債合計は8,379,291千円となり、前連結会計年度末に比べ504,065千円減少いたしました。

（資本）

当中間連結会計期間末における資本合計は2,071,474千円となり、前連結会計年度末に比べ176,287千円増加いたしました。これは、中間利益176,287千円によるものです。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は19.8%（前連結会計年度末は17.6%）となりました。

第7期第3四半期連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産合計は1,426,543千円となり、前連結会計年度末に比べ

69,321千円減少いたしました。これは主に、現金及び現金同等物が70,841千円減少したこと等によるものであります。

非流動資産合計は9,615,818千円となり、前連結会計年度末に比べ333,140千円増加いたしました。これは主に、有形固定資産が新規出店等により323,170千円増加したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は11,042,362千円となり、前連結会計年度末に比べ263,818千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債合計は2,932,111千円となり、前連結会計年度末に比べ3,031,215千円減少いたしました。これは主に、借入金において、返済や新規出店等による借入があったものの非流動負債への振り替えにより2,770,690千円減少したこと、営業債務及びその他の債務が95,064千円減少したこと等によるものであります。

非流動負債は5,950,237千円となり、前連結会計年度末に比べ3,030,208千円増加いたしました。これは主に、リース負債が158,583千円増加したこと、借入金流動負債からの振替により2,844,933千円増加したこと等によるものであります。なお、この振り替えは、一部の借入金において、前連結会計年度末では財務制限条項の一部に抵触していたためIFRSの基準により流動負債に計上していましたが、当第3四半期連結会計期間末では抵触している事実がなくなったため、非流動負債へ振り替えたものです。

この結果、負債合計は8,882,349千円となり、前連結会計年度末に比べ1,007千円減少いたしました。

(資本)

当第3四半期連結会計期間末における資本合計は2,160,013千円となり、前連結会計年度末に比べ264,826千円増加いたしました。これは主に、四半期利益264,826千円によるものです。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は19.6%（前連結会計年度末は17.6%）となりました。

② 経営成績の状況

第6期連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

当社グループを取り巻く経営環境は、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行などによる原材料・エネルギー価格の上昇を受け、不透明な状況が続きました。一方で、行動制限の撤廃による人流の回復・経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善に伴い、個人消費の持ち直しが前連結会計年度から引き続き見られました。外食産業につきましても、ご家族やグループでのご利用が増えるなど需要の高まりが見られました。

このような環境の中で、安心してお客様が店舗をご利用いただける環境づくりに努めると共に、事業環境やお客様の消費行動の変化に順応すべく、ショッピングモール等の郊外への出店を強化し、1区画に複数店舗の出店といった投資コスト削減、坪当たり売上増加に繋がる新たな出店モデルを構築しております。具体的には「築地食堂源ちゃん」と「銀座惣菜店」等、複数ブランドを1区画へ同時出店するモデルとなりますが、1坪当たりの月商は「築地食堂源ちゃん」の単独出店対比で高い坪当たり月商を実現しております。なお、2024年8月末時点での店舗数は1店舗増加し、119店となっております。また、全社的な取り組みとしましては、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等の取り組みの強化を行ってまいりました。今後は管理部門のDX推進をはじめとしたコスト構造の改善に加え、継続的な出店により持続的な利益拡大を目指し、企業活動を通じた地域や社会への貢献に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益10,256,796千円（前期比16.3%増）、営業利益444,322千円（前期比32.2%増）、当期利益169,501千円（前期は17,354千円）、親会社の所有者に帰属する当期利益169,501千円（前期は17,354千円）となりました。

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第7期中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

当中間連結会計期間における我が国の経済は、社会経済活動が正常化し所得や雇用環境の改善がみられ、個人消費が堅調に推移し、緩やかな景気回復が続きました。一方で、円安が長期化し原材料や資材等が高騰を続けており、米国の政権交代や地政学リスクの影響、為替の動向など不確定要素も多く、国内経済は依然として先行きが不透明な状況が続いております。外食産業におきましては、人流の活発化により外食需要が高まり、インバウンド消費も好調に推移したため、各社売上高は軒並み回復傾向が続いております。一方で、人材不足解消のための求人費や給与水準の引き上げのための人件費、他にも食材原価や配送費、光熱費といった各コストの上昇が各社収益を圧迫しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

なお、2025年2月末時点での店舗数は3店舗増加し、122店となっております。以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上収益5,329,169千円（前年同期比9.1%増）、営業利益328,529千円（前年同期比9.4%増）、中間利益176,287千円（前年同期比17.7%増）、親会社の所有者に帰属する中間利益176,287千円（前年

同期比17.7%増)となりました。

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第7期第3四半期連結累計期間(自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)

当第3四半期連結累計期間における国内経済の状況は、雇用環境の改善、所得環境の良化による個人消費の持ち直しや、インバウンド消費の増加により景気は回復基調が続きました。一方、国際情勢は、米国は株高により個人消費を押し上げましたが、中東情勢の不安定化、中国不動産市場等の低迷、関税引上げもあり、景気の先行き不透明感が強まりました。

当社グループの属する外食産業においても、行動制限の緩和等により国内需要、インバウンド需要が回復傾向にあるものの、物価高騰による消費者の購買行動の変化、原材料価格の高騰、人手不足による店舗運営の圧迫等により依然として厳しい経営環境が続いております。

なお、2025年5月末時点での店舗数は7店舗増加し、126店となっております。また、全社的な取り組みとしては、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等の取り組みの強化を行ってまいりました。今後は管理部門のDX推進をはじめとしたコスト構造の改善に加え、継続的な出店により持続的な利益拡大を目指し、企業活動を通じた地域や社会への貢献に努めてまいります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上収益8,157,408千円(前年同期比9.0%増)、営業利益494,968千円(前年同期比3.0%増)、四半期利益264,826千円(前年同期比7.1%増)、親会社の所有者に帰属する四半期利益264,826千円(前年同期比7.1%増)となりました。なお、セグメントごとの経営成績の概況につきましては、当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第6期連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ112,541千円減少し、559,469千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,331,153千円(前期比21.5%増)となりました。これは主に、税引前利益298,799千円(前期比61.0%増)、減価償却費及び償却費996,611千円(前期比0.8%減)等の資金増加要因が、利息の支払額131,904千円(前期比1.9%減)等の資金減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、287,015千円(前期比42.1%減)となりました。これは主に、新規出店による有形固定資産の取得による支出243,336千円(前期比44.3%減)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、1,156,680千円(前期比2.0%減)となりました。これは、長期借入金の返済による支出337,780千円(前期比9.4%減)、リース負債の返済による支出818,900千円(前期比1.4%増)によるものであります。

第7期中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ199,457千円減少し、360,011千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、614,132千円(前年同期比7.1%増)となりました。これは主に、税引前中間利益269,552千円(前年同期比17.0%増)、減価償却費及び償却費474,371千円(前年同期比7.6%減)等の資金増加要因が、営業債務及びその他の債務の減少209,771千円(前年同期比65.0%増)、利息の支払額55,812千円(前年同期比10.2%減)等の資金減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、122,107千円(前年同期比174.6%増)となりました。これは主に、新規出店による有形固定資産の取得による支出108,940千円(前年同期比62.0%増)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、691,483千円（前年同期比1.2%減）となりました。これは主に、リース負債の返済による支出396,244千円（前年同期比5.4%減）、長期借入金の返済による支出292,660千円（前年同期比4.0%増）によるものであります。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

当第3四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ70,841千円減少し、488,627千円となりました。当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、813,882千円（前年同期比17.7%減）となりました。これは主に、税引前四半期利益404,932千円（前年同期比7.1%増）、減価償却費及び償却費724,366千円（前年同期比5.0%減）等の資金増加要因が、利息の支払額83,401千円（前年同期比11.9%減）等の資金減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、353,769千円（前年同期比82.1%増）となりました。これは主に、新規出店による有形固定資産の取得による支出323,846千円（前年同期比67.8%増）等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、530,955千円（前年同期比43.6%減）となりました。これは主に、新規出店による借入金の増加74,426千円（前年同期は315,220千円の減少）と、リース負債の返済による支出601,664千円（前年同期比3.8%減）等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 仕入実績

第6期連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

事業の名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
飲食事業	3,426,268	115.5
合計	3,426,268	115.5

第7期中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

当中間連結会計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

事業の名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
飲食事業	1,832,730	113.6
合計	1,832,730	113.6

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

当第3四半期連結累計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

事業の名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
飲食事業	2,818,941	113.3
合計	2,818,941	113.3

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 当社の事業区分は、「飲食事業」の単一セグメントであります。

c 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

d 販売実績

第6期連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
飲食事業	10,256,796	116.3
合計	10,256,796	116.3

第7期中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

当中間連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
飲食事業	5,329,169	109.1
合計	5,329,169	109.1

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

当第3四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
飲食事業	8,157,408	109.0
合計	8,157,408	109.0

- (注) 1. 当社の事業区分は、「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 最近連結会計年度及び第7期中間連結会計期間並びに第7期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績については、連結売上収益10%以上に該当する販売先がないため、その記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来生じる実際の結果と異なる可能性がありますのでご注意ください。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループは第6期連結会計年度（2023年9月1日から2024年8月31日）より従来の日本会計基準に替えてIFRSを適用しており、これらの連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しておりますが、判断時には予期しえなかった事象等の発生により、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針及び注記 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

連結財務諸表に関して、認識している特に重要な見積りを伴う会計方針は、以下のとおりです。

(非金融資産の減損)

当社グループののれんの帳簿価額は当連結会計年度において5,365,820千円と連結財務諸表に占める割合が大きいことから、のれんの減損テストについては特に重要な見積りを伴う会計方針と認識しております。減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しており、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。

当連結会計年度の減損テストにおいて経営者がキャッシュ・フロー予測の算定の基礎とした主要な仮定は下記のとおりです。

- ・成長率：0％
- ・税引前割引率：10.0％

当連結会計年度において、使用価値がのれんを含む資金生成単位の帳簿価額を十分上回っており、減損損失を認識することはありませんでした。なお、使用価値への影響に関する感応度分析の検討は、他の全ての前提を同一とし、割引率を1ポイント増加させた場合においても、のれんの減損損失を認識することはありませんでした。

経営者は、のれんの減損テストにおける使用価値の見積りに用いられた前提は、合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能なビジネスの前提条件による、将来キャッシュ・フローや使用価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらのテストに不利に影響し、結果として、将来においてのれんの減損損失を認識することになる可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第6期連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（売上収益）

7店舗の新規出店を行ったものの6店舗の退店があり、店舗数は1店舗の純増でしたが、既存店の売上が好調だった結果、当連結会計年度の業績は、売上収益10,256,796千円（前期比16.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度の各月における当社グループの既存店売上成長率、客数成長率、客単価成長率は以下のとおりです。

（単位：％）

	当連結会計年度（2024年8月期）												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	通期
売上成長率	123.4	113.5	116.8	118.9	116.8	114.6	112.4	107.1	103.7	111.8	102.8	106.8	111.6
客数成長率	109.3	102.2	104.9	107.0	108.8	107.9	107.9	106.2	103.0	111.3	102.4	106.5	106.3
客単価成長率	112.7	110.8	111.1	111.3	107.6	106.0	104.1	101.1	100.7	100.3	100.3	100.2	104.9

（注） 既存店は開店後18ヶ月以上経過した店舗であり、前年同月比対比での成長率を記載

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、売上の増加や食材費の値上げ等により、3,412,524千円（前期比15.4%増）となりましたが、コストコントロールを徹底し、原価率は33.3%と前年同期（33.5%）より低減しております。その結果、売上総利益は6,844,272千円（前期比16.8%増）となりました。

（営業利益）

販売費及び一般管理費は、店舗数の増加や内部管理体制の強化により人件費が390,070千円増加した等により、6,156,422千円（前期比12.0%増）となりました。

また、店舗における減損損失を242,122千円計上したことにより、その他の費用が253,478千円（前期は39,445千円）となりました。

これらの費用が増加したものの、営業利益は444,322千円（前期比32.2%増）となりました。

（親会社の所有者に帰属する当期利益）

金融収益5,379千円（前期比1.6%増）や支払利息等の金融費用150,903千円（前期比3.2%減）はほぼ前年同期並みの水準となりました。その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益が169,501千円（前年同期は17,354千円）と大幅に増加しました。

第7期中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

（売上収益）

2025年2月末時点で店舗数が3店舗増加、既存店の売上が好調だった結果、当中間連結会計期間の業績は、売上収益5,329,169千円（前年同期比9.1%増）となりました。

なお、当中間連結会計期間の各月における当社グループの既存店売上成長率、客数成長率、客単価成長率は以下のとおりです。

(単位：％)

	当中間連結会計期間（2025年2月期）												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	通期
売上成長率	111.5	105.7	108.7	105.8	105.4	103.8	—	—	—	—	—	—	106.7
客数成長率	111.5	105.4	107.5	105.6	103.9	102.9	—	—	—	—	—	—	106.1
客単価成長率	100.0	100.4	101.0	100.1	101.1	101.0	—	—	—	—	—	—	100.6

(注) 既存店は開店後18ヶ月以上経過した店舗であり、前年同月比対比での成長率を記載

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、売上の増加や食材費の値上げ等により、1,837,267千円（前年同期比13.9%増）となり、原価率は34.5%と前年同期（33.0%）より増加しました。結果、売上総利益は3,491,902千円（前年同期比6.7%増）となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、店舗数の増加や人件費が154,309千円増加した等により、3,164,108千円（前年同期比7.2%増）となりました。一方、その他の費用において減損損失が25,781千円減少したこと等により、営業利益は328,529千円（前年同期比9.4%増）となりました。

(親会社の所有者に帰属する中間利益)

支払利息等の金融費用が10,716千円（前年同期比14.8%減）減少したこと等により、親会社の所有者に帰属する中間利益が176,287千円（前年同期比17.7%増）となりました。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

(売上収益)

2025年5月末時点で店舗数が7店舗増加、既存店の売上が引き続き好調だった結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上収益8,157,408千円（前年同期比9.0%増）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間の各月における当社グループの既存店売上成長率、客数成長率、客単価成長率は以下のとおりです。

(単位：％)

	当第3四半期連結累計期間（2025年5月期）												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	通期
売上成長率	111.5	105.7	108.7	105.8	105.4	103.8	104.6	106.1	106.8	—	—	—	106.4
客数成長率	111.5	105.4	107.5	105.6	103.9	102.9	104.1	104.1	104.5	—	—	—	105.4
客単価成長率	100.0	100.4	101.0	100.1	101.1	101.0	100.6	101.9	102.4	—	—	—	100.9

(注) 既存店は開店後18ヶ月以上経過した店舗であり、前年同月比対比での成長率を記載

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、売上の増加や食材費の高騰等により、2,815,145千円（前年同期比13.6%増）となり、原価率も34.5%と前年同期（33.1%）より増加しました。結果、売上総利益は5,342,262千円（前年同期比6.7%増）となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、店舗数の増加や人件費が207,491千円増加した等により、4,820,207千円（前年同期比7.0%増）となりました。結果、営業利益は494,968千円（前年同期比3.0%増）となりました。

(親会社の所有者に帰属する四半期利益)

支払利息等の金融費用が12,088千円（前年同期比11.3%減）減少したこと等により、親会社の所有者に帰属する四半期利益は264,826千円（前年同期比7.1%増）となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討並びに資本の財源及び資金の流動性にかかる情報
(キャッシュ・フロー)

第6期連結会計年度、第7期中間連結会計期間及び第7期第3四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(資本の財源及び資金の流動性)

a 資金需要

当社グループにおける主な資金需要は、新規出店に必要な店舗開発資金や、飲食事業の拡大に伴い増加する運転資金によるものです。

b 財務政策

主に手元資金に加えて、金融機関からの借入れにより必要な資金を調達しており、資金調達については事業計画に基づく資金需要・金利動向等の調達環境を考慮の上、調達の規模・手段については資金計画を作成し、状況を適宜判断し実施しております。なお、これらの流動性リスクを管理する指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 ⑥財務基盤の強化」に記載しております。また、資金繰りが悪化した場合は、盤石なバンクフォーメーションを活用してまいります。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、ROIC（投下資本利益率（Return On Investment Capital））、売上収益、既存店売上高成長率、既存店客数成長率、既存店顧客単価成長率、新規出店数、累計店舗数、売上原価率、人件費率、地代家賃比率、EBITDA及びEBITDAマージンを重要な経営指標とし、各指標の改善を目指しております。過年度における重要経営指標の推移については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載しております。

当連結会計年度についてはROIC24.1%、売上収益10,256,796千円、既存店売上高成長率111.6%、既存店客数成長率106.3%、既存店顧客単価成長率104.9%、新規出店数7店舗、累計店舗数119店舗、原価率33.3%、人件費率31.7%、地代家賃比率11.2%、EBITDA931,980千円及びEBITDAマージン9.1%となり、増加に向けた更なる企業運営に努めております。

(参考情報)

当社は経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出されたEBITDA及びEBITDAマージンを重要な経営指標として位置づけており、過去の推移は以下のとおりです。なお、2020年8月期から連結財務諸表を作成していたため、連結財務諸表の数値を記載しております。

(単位：百万円)

	日本会計基準（JGAAP）			国際会計基準（IFRS）		
	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期 第3四半期 累計期間
売上収益	4,831	3,968	6,054	8,816	10,256	8,157
売上原価	1,496	1,255	1,971	2,956	3,412	2,815
売上原価率	31.0%	31.6%	32.6%	33.5%	33.3%	34.5%
売上総利益	3,335	2,713	4,083	5,859	6,844	5,342
販売費及び一般管理費	4,085	3,911	5,203	5,496	6,156	4,820
うち人件費	1,755	1,673	2,336	2,803	3,251	2,591
人件費率	36.3%	42.2%	38.6%	31.8%	31.7%	31.8%
営業利益	△750	△1,198	△1,119	336	444	494
+減価償却費及び償却費	293	195	186	204	245	176
+のれん償却費	522	594	594	-	-	-
EBITDA	64	△409	△339	571	931	692
EBITDAマージン	1.3%	-	-	6.5%	9.1%	8.5%
税引前利益	△1,129	△1,362	117	185	298	404
当期（四半期） （純）利益	△1,116	△1,249	△197	17	169	264

(注) 1. 売上原価率＝売上原価÷売上収益

2. 人件費率＝人件費÷売上収益

人件費＝人件費＝給与手当＋役員報酬＋賞与引当金繰入額＋パート費＋雑給

3. EBITDA＝営業利益＋減価償却費及び償却費（注5）＋のれん償却費＋非経常的費用項目（減損損失等）

4. EBITDAマージン＝EBITDA÷売上収益

5. 過年度からの推移を適切に表示する観点で、2023年8月期以降における減価償却費及び償却費は日本基準の地代家賃に相当する使用権資産の償却費を控除しております。

なお、日本会計基準（JGAAP）における過年度からの地代家賃費用は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期 第3四半期 累計期間
地代家賃	661	667	895	1,088	1,146	873
地代家賃比率	13.7%	16.8%	14.8%	12.3%	11.2%	10.7%

5【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年9月20日付で㈱三井住友銀行と金銭消費貸借契約書を締結し、2020年5月18日付、2020年9月20日付、2021年2月26日付、2024年9月25日付、2025年3月25日付で変更契約を締結しており、当該変更を含む主な契約内容は以下のとおりであります。

1. 契約の相手先

株式会社三井住友銀行

2. 借入額

シニアタームローンB 3,325,000千円

3. 借入金残高（2025年5月31日現在）

シニアタームローンB 3,125,000千円

4. 返済方法

	利息	元本
シニアタームローンB	1ヶ月ごとの各応当日	一部元金均等返済後、 一括返済（2027年3月31日）

5. 主な借入人の義務

- (1) シニア貸付人の書面による事前の承諾なく第三者に担保提供を行わないこと
- (2) 日本基準を基礎として算出された財務数値に対し付された財務制限条項を遵守すること
財務制限条項の主な内容は、以下のとおりであります。

- ① 各中間期末及び各決算期末（いずれも直近12ヶ月）におけるシニア・グロス・レバレッジ・レシオ及びシニア・デット・サービス・カバレッジ・レシオに関して、以下の状態を2期連続で生じさせないこと
 - a 借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースでのシニア・グロス・レバレッジ・レシオを契約に定める数値以下に維持することができない状態
 - b 借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースのシニア・デット・サービス・カバレッジ・レシオが契約に定める数値以上に維持することができない状態
- ② 各決算期末（直近12ヶ月）における借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースの調整後経常利益が赤字とならないこと
- ③ 各決算期末における借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースの貸借対照表上の純資産の部の合計金額が直前の決算期末における借入人の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%を下回らない状態に維持すること
- ④ 各中間期末及び各決算期末における借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースの現預金額の合計を300百万円以上に維持すること

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期連結会計年度（自2023年9月1日 至 2024年8月31日）
当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は251,309千円であります。
その主なものは、新規出店7店並びに既存店の改装等に伴うものであります。
なお、当社グループは飲食事業の単一セグメントのため、セグメント名称の記載を省略しております。

第7期中間会計期間（自2024年9月1日 至 2025年2月28日）
当中間連結会計期間に実施しました設備投資の総額は、108,940千円であります。
その主なものは、新規出店4店並びに既存店の改装等に伴うものであります。
なお、当社グループは飲食事業の単一セグメントのため、セグメント名称の記載を省略しております。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）
当第3四半期連結累計期間に実施しました設備投資の総額は、323,846千円であります。
その主なものは、新規出店9店並びに既存店の改装等に伴うものであります。
なお、当社グループは飲食事業の単一セグメントのため、セグメント名称の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

- (1) 提出会社
該当事項はありません。
- (2) 国内子会社

2024年8月31日現在

会社名	事業所名	店舗数	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 （名）
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 （面積㎡）	リース資産	その他	合計	
㈱サイプレス	本社	—	本社機能	12,501	6,686	—	—	—	19,187	18
㈱サイプレス	加工場	—	仕入設備	2,826	—	—	—	—	2,826	4 (3)
㈱サイプレス	店舗	119 (101)	店舗設備	1,022,074	48,365	—	—	—	1,070,440	367 (483)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 店舗数の（ ）は、賃借している物件数を示しております。建物及び土地を賃借している物件数になります。
3. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間の合計労働時間を平均所定労働時間で除した数値を（ ）内に外数で記載しております。
4. 本社、加工場及び店舗の年間賃借料は1,146,050千円であります。
5. 第7期中間連結会計期間において、主要な設備に関し、新設、休止、大規模改修、売却等による著しい変動はありません。

- (3) 在外子会社
該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	設備の内 容	投資予定額		資金調達方 法	着手年月	完了予定年月	完成後の増 加能力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）				
㈱サイプレス	店舗 （長野県須坂市）	店舗	132,000	123,505	借入金・自 己資金	2025年6月	2025年8月	3店舗

(注) 投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

- (2) 重要な設備の除却等
該当ございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,978,400
計	50,978,400

(注) 2024年10月16日の取締役会決議により、2024年11月14日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は50,678,400株増加し、50,978,400株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,744,600	非上場	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,744,600	—	—

(注) 2024年10月16日の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は12,617,154株増加し、12,744,600株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2020年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役・監査役 2 当社子会社従業員 6
新株予約権の数（個）※	2,628（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,628 [262,800]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	72,871 [729]（注）2
新株予約権の行使期間※	2022年3月31日～2030年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 72,871 [729] 資本組入額 36,436 [365]
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社の代表取締役社長による承認（ただし、取締役会が設置された場合は取締役会決議による承認）を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 最近事業年度の末日（2024年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式であり、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併又は株式分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。

募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに払込むことを要しない。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式の(イ)又は(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数点第1位を切り上げる。）。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 上記のほか、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが出来るものとする。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員その他の使用人であることを要する。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間
新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から、上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年4月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役（社外） 1 当社子会社業務提携先 1
新株予約権の数（個）※	210（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 210 [21,000]（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	72,871 [729]（注） 2
新株予約権の行使期間※	2023年4月15日～2030年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 72,871 [729] 資本組入額 36,436 [365]
新株予約権の行使の条件※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社の代表取締役社長による承認（ただし、取締役会が設置された場合は取締役会決議による承認）を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※ 最近事業年度の末日（2024年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式であり、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併又は株式分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。
募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに払込むことを要しない。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式の(イ)又は(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数点第1位を切り上げる。）。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 上記のほか、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが出来るものとする。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員

その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間
新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から、上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役 1
新株予約権の数（個）※	105（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 105 [10,500]（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	72,871 [729]（注） 2
新株予約権の行使期間※	2023年12月1日～2030年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 72,871 [729] 資本組入額 36,436 [365]
新株予約権の行使の条件※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社の代表取締役社長による承認（ただし、取締役会が設置された場合は取締役会決議による承認）を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※ 最近事業年度の末日（2024年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式であり、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併又は株式分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。

募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに払込むことを要しない。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式の(イ)又は(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数点第1位を切り上げる。）。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 上記のほか、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが出来るものとする。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員

その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から、上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2025年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1、当社子会社の従業員 68 (注) 5
新株予約権の数(個)※	62,200 [61,400] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 62,200 [61,400] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	729 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2033年6月19日～2035年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 729 資本組入額 365
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(2025年6月19日)における内容を記載しております。新株予約権の発行日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式であり、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

新株予約権の割当日後、当社が合併又は株式分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。

募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに払込むことを要しない。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式の(イ)又は(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数点第1位を切り上げる。))。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 上記のほか、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが出来るものとする。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等(かかるサービス

を提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。)の地位を有することを要する。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から、上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名、当社子会社の従業員 67名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)※	当社執行役員及び従業員 1、当社子会社の従業員 1
新株予約権の数(個)※	16,800 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 16,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	729 (注)2
新株予約権の行使期間※	2029年6月19日～2035年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 729 資本組入額 365
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	取締役会決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 提出日の前月末現在(2025年8月31日現在)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式であり、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

新株予約権の割当日後、当社が合併又は株式分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。

募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに払込むことを要しない。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式の(イ)又は(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数点第1位を切り上げる。))。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 上記のほか、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが出来るものとする。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等(かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。)の地位を有することを要する。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から、上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

第6回新株予約権

決議年月日	2025年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)※	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	191,169 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 191,169 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	729 (注)2
新株予約権の行使期間※	2027年6月19日～2035年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 729 資本組入額 365
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	取締役会決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 提出日の前月末現在(2025年8月31日現在)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式であり、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

新株予約権の割当日後、当社が合併又は株式分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。

募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに払込むことを要しない。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式の(イ)又は(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数点第1位を切り上げる。))。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 上記のほか、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが出来るものとする。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等(かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。)の地位を有することを要する。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の割当てに関する契約書に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から、上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年7月26日 (注) 1	—	普通株式 1	—	0	—	0
2019年9月27日 (注) 2	普通株式 50,145	普通株式 50,146	1,827,058	1,827,058	1,827,058	1,827,058
2019年9月27日 (注) 3	普通株式 △1	普通株式 50,145	—	1,827,058	—	1,827,058
2019年11月1日 (注) 4	普通株式 49,855	普通株式 100,000	—	1,827,058	3,632,983	5,460,042
2019年11月12日 (注) 5	—	普通株式 100,000	△1,782,058	45,000	—	5,460,042
2021年2月26日 (注) 6	A種優先株式 27,446	普通株式 100,000 A種優先株式 27,446	1,000,008	1,045,008	1,000,008	6,460,051
2021年3月31日 (注) 7	—	普通株式 100,000 A種優先株式 27,446	△1,000,008	45,000	△6,460,051	—
2023年8月31日 (注) 8	普通株式 27,446 A種優先株式 △27,446	普通株式 127,446	—	45,000	—	—
2024年11月14日 (注) 9	普通株式 12,617,154	普通株式 12,744,600	—	45,000	—	—
2024年11月14日 (注) 10	—	普通株式 12,744,600	—	45,000	11,250	11,250

(注) 1. 当社設立に伴う株式の引渡

割当先 (株)丸の内キャピタル

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

なお、当該株式は2019年9月19日、丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合に譲渡しております。

2. 有償第三者割当

割当先 丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合、Marunouchi Global Fund II L.P.

発行価格 72,871円

資本組入額 36,436円

3. 2019年9月27日に当社が丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合との合意による自己株式を取得しその後、自己株式を消却したため、発行済株式総数が減少しております。

4. 株式交換に伴う新株の譲渡

割当先 (株)EAM、東稔哉 (現 当社代表取締役社長)

5. 無償減資

減少額の全額をその他の資本剰余金に振替えております。

6. 種類株式の割当

割当先 丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合、Marunouchi Global Fund II L.P.、(株)EAM

発行価格 72,871円

資本組入額 36,436円

7. 無償減資

減少額の全額をその他の資本剰余金に振替えております。

8. 優先株式の取得と消却

当社は、A種優先株式につき、定款に定める取得条項に基づき2023年8月31日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は2023年8月31日付で会社法

第178条に基づきすべて消却しております。

9. 株式分割（1：100）によるものであります。

10. 会社法第451条の規定に基づき、財務内容の健全化を図るため、その他資本剰余金を減少し、資本準備金へ振替えたものであります。

（４）【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	1	－	1	4	－
所有株式数（単元）	－	－	－	120,132	1,017	－	6,297	127,446	－
所有株式数の割合 （％）	－	－	－	94.3	0.8	－	4.9	100	－

（５）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 12,744,600	127,446	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,744,600	—	—
総株主の議決権	—	127,446	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値向上を目指しており、将来の事業拡大と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆さまに対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことも経営の重要課題であると認識しております。

最近事業年度におきましては、繰越利益剰余金がマイナスであること等から配当を実施しておりません。今後につきましては、収益状況の見通し、投資計画及び財務体質の強化等を総合的に勘案しながら株主の皆さまへの配当を目指してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年2月28日を基準日として中間配当をすることが出来る旨を定款で定めています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

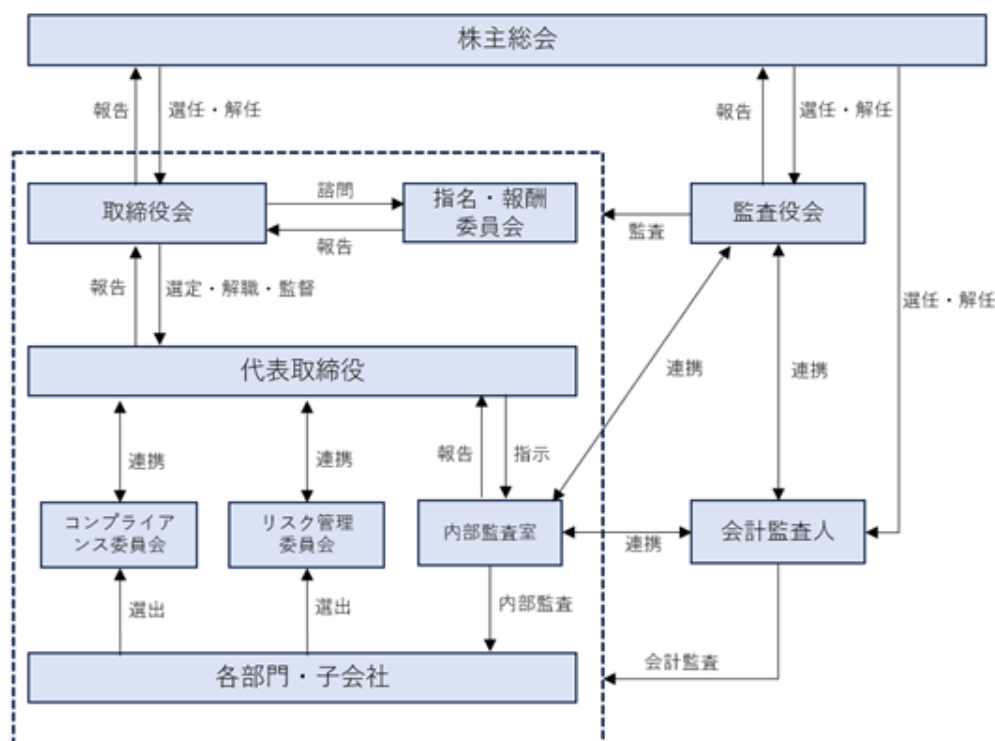
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「食の喜びをすべての人へ、特別ではなく、毎日食べる食事に感動や喜びを提供出来る事を目指す」という当社グループの企業理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、株主・従業員・取引先、すべてのステークホルダーとの良好な関係を重視しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であることを認識し、経営意思決定の健全性・効率性及び透明性を確保するとともに、適切な監督・監視体制の構築を図る等、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

② 企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設定しております。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、社外監査役を含むメンバーで構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。さらに、当社グループのガバナンスを強化する機関として、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。

当社における企業統治の体制は、以下のとおりであります。



a 取締役会・取締役

当社の取締役会は、代表取締役社長 東稔哉を議長として、専務取締役 尾澤一彦、及び社外取締役（福岡昇平、奥見昌彦、松下正、勝山章廣）計6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役（社内）池田透を議長として、非常勤監査役（社外）である原口昌之、鉢野まりの3名で構成しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会への出席を通じて取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。常勤監査役は店舗開発会議やコンプライアンス委員会等の重要会議体にも出席しており、経営の監視に努めております。

c 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査規程に基づく業務監査を実施しております。内部監査室は3名で構成され、当社グループの業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的効率的に運営されているかについて、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、監査を有効かつ効率的に進めるため、内部監査室と監査役、会計監査人の間で適宜情報交換を行っております。

d 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e コンプライアンス委員会

当社グループでは、コンプライアンス体制を構築し、それを維持・管理することで、役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の浸透を図ることを目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。当社のコンプライアンス委員会の構成員としては、委員長に専務取締役を、委員として管理本部長、内部監査室長、株式会社サイプレスの専務取締役、人事・総務本部長とし、事案に応じて委員長が当社グループの役員、外部有識者等を委員として加えることが出来るものとしております。

f リスク管理委員会

当社グループでは、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。当社のリスク管理委員会の構成員としては、取締役社長、専務取締役、管理本部長、内部監査室長とし、事案に応じて委員長が当社グループの役職員、外部有識者等を委員として加えることが出来るものとしております。

g 指名・報酬委員会

当社では、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案や、取締役が受ける報酬等の方針の策定等について、取締役会の諮問に応じ、助言及び提言を行うこととしております。委員会の構成は独立役員である社外取締役が過半数を占め、委員長は独立役員である社外取締役とし、ガバナンスを重視した体制にしております。

委員長：社外取締役 松下 正

委員：社外取締役 勝山 章廣、代表取締役社長 東 稔哉

なお、指名・報酬委員会は2024年9月1日に設置をしており、最近事業年度においては、2024年11月14日、2024年12月7日、2025年6月18日に委員会を開催しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、グループ内の経営管理・監督機能を担う持株会社である当社と事業の執行機能を担う当社子会社により企業集団を形成しております。当社においては、監査役会設置会社としての経営管理体制の下、また、当社子会社においては、監査役設置会社としての経営管理体制の下、各々の権限に基づく責任を明確にしております。
- (2) 法令及び社会倫理の遵守による経営の実践により、公正な利潤追求と社会の持続的な発展に寄与するため、「企業行動憲章」を定めております。
- (3) 「コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底しております。
- (4) コンプライアンスを重視した経営を目指すためのコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
- (5) 「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき職務を執行することで、適切な権限行使と牽制を機能させております。
- (6) 法令・定款違反、社内規範違反あるいは社会通念に反する行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段として、「内部通報規程」を定め、社外のホットライン窓口に通報する体制を設け、運営しております。
- (7) 当社は、社外取締役を複数選任し、当社の業務執行に対する監督機能の強化を図ります。また、取締役の指名・報酬等の決定に関わる意思決定の透明性と客観性を確保するため、社外取締役2名を含む取締役3名で構成される指名・報酬委員会を設置しております。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人が、取締役及び使用人の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに当社の監査役会及び取締役会に報告を行い、当社グループはその是正を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体に記録、保存し、取締役及び監査役が常時閲覧出来るようにしております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、事業活動において想定される天災リスク、情報システムリスク、労務管理リスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理出来る体制を構築しております。
- (2) 「リスク管理規程」を定め、不測の事態が生じた場合には、対策本部等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。
- (3) 当社の管理本部長は、当社グループのリスクに関する事項の統括責任者であり、当社の総務部は統括責任者を補佐します。また、当社の管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会は定期的にリスク管理体制の整備の進捗状況の評価するとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社的体制の適切性に関する評価を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」・「役員規程」・「職務権限規程」を定め、職務執行のルールを明確にしております。
- (2) 取締役、部長、必要に応じて担当者を構成員とする営業会議を設置し、職務執行状況の把握を行います。
- (3) 取締役会の意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を最小限に抑え、取締役会を機動的に開催しております。
- (4) 当社及び当社子会社は、業務執行に関する意思決定の迅速化及び経営と業務執行の分離を図るため、執行役員制度を導入しております。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」及び規程等に基づき、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を整備しております。
- (2) 内部監査室が内部統制を管轄し、監査役会と連携して、内部監査を実施しております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を定め、代表取締役の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」並びに「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、新規取引開始時及び既存取引先に対しては定期的に反社会的勢力にかかるチェックを行うことで、反社会的勢力との取引を未然に防ぐシステムを構築します。
- (2) 管理本部を反社会的勢力との対応部門とし、必要に応じて所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図ります。
- (3) 取引基本契約書又は覚書に反社会的勢力排除にかかる内容の条文を掲げ、さらに、雇用契約時に提出する誓約書に本人が反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力との関係がないことを誓約させております。

8. 監査役会がその補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が、監査業務の補助のため、専属使用人を求めた場合は必要な人材を配置します。監査役会は、専属使用人の人事異動については、事前に管理本部長より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を管理本部長に申し入れることができます。

9. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制

- (1) 代表取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他の必要な情報を取締役会において報告又は説明しております。
- (2) 取締役及び使用人は会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役会に対し速やかに当該事項を報告しております。
- (3) 監査役会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに報告しております。
- (4) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制を整備しております。

10. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明出来る場合を除き、これに応じます。

11. 監査役職務の執行が実効的に行われることを報告するための体制

- (1) 監査役は、監査役会に出席するほか、当社の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べるができます。
- (2) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (3) 監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。
- (4) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合の場を持ちます。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うに当たり、法令等を遵守した行動をすることが重要であると考えております。当社においては、リスク管理を行う機関として、リスク管理委員会を設置しており、「リスク管理規程」に従い、リスク管理体制、法令遵守に関する協議を行っております。

c. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議につき、議決権を行使出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。当社は、取締役の選任決議につき、累積投票によらない旨を定款で定めております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

e. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）との間で、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定めております。これに基づき、当社は社外取締役及び監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

④ 取締役会の活動状況

当社グループは迅速な成長戦略の遂行、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化等、当社グループの継続的な企業価値向上を目的として、当社がグループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担う純粋持株会社体制としております。当社は最近事業年度中の2024年6月1日の臨時株主総会にて取締役会を設置しているため、取締役会の活動状況については、当社及び主要な連結子会社である㈱サイプレスの状況を記載しております。

（当社）

役職名	氏名	当事業年度の出席状況	
		開催回数	出席回数
代表取締役社長	東 稔哉	3回	3回（100%）
専務取締役	尾澤 一彦	3回	3回（100%）
社外取締役	松下 正	3回	3回（100%）
社外取締役	勝山 章廣	3回	3回（100%）
社外取締役	福崎 昇平	3回	3回（100%）
社外取締役	奥見 昌彦	3回	3回（100%）
社外取締役	多胡 遼太郎	3回	2回（66.6%）
社外取締役	武藤 風行	3回	3回（100%）
常勤監査役	池田 透	3回	3回（100%）
社外監査役	原口 昌之	3回	3回（100%）
社外監査役	保里 啓介	3回	3回（100%）

（注）1. 監査役は取締役の職務執行を監査する観点で取締役会に出席しております。

2. 社外取締役の多胡遼太郎、武藤風行、社外監査役の保里啓介は2024年11月14日に退任をしております。

(主要な連結子会社 (株サイプレス))

役職名	氏名	当事業年度の出席状況	
		開催回数	出席回数
代表取締役会長	東 稔哉	9回	9回 (100%)
代表取締役社長	尾澤 一彦	9回	9回 (100%)
専務取締役	稲葉 好紀	9回	9回 (100%)
社外取締役	松下 正	9回	9回 (100%)
社外取締役	勝山 章廣	9回	9回 (100%)
社外取締役	福崎 昇平	9回	9回 (100%)
社外取締役	奥見 昌彦	9回	9回 (100%)
社外取締役	多胡 遼太郎	9回	9回 (100%)
社外取締役	武藤 風行	9回	9回 (100%)
常勤監査役	池田 透	9回	9回 (100%)
社外監査役	原口 昌之	9回	7回 (77.7%)
社外監査役	保里 啓介	9回	9回 (100%)

- (注) 1. 監査役は取締役の職務執行を監査する観点で取締役会に出席しております。
2. 持株会社体制への移行に伴い、2024年6月1日の臨時株主総会にて当社に取締役会を設置したため、(株サイプレスは2024年6月1日付で取締役会非設置会社に変更をしております。

当社は、最近事業年度において取締役会を原則として月1回、必要に応じて随時開催をしております。取締役会における具体的な検討内容は、当社グループの経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、事業計画の進捗状況、重要な営業戦略、内部統制・コンプライアンスに関する事項、人事に関する事項、店舗開発等の設備投資に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	東 稔哉	1960年4月27日	1983年4月 ㈱パルク 入社 1993年11月 「串えもん」 創業 1994年4月 ㈱サイプレス 代表取締役社長 就任 2012年2月 ㈱ファンタパローレ 代表取締役 就任 2012年8月 ㈱EAM 取締役 就任 2019年11月 同社 代表取締役 就任（現任） 2023年7月 ㈱サイプレス 代表取締役会長 就任（現任） 2024年6月 当社 代表取締役社長 就任（現任）	(注) 4	6,357,800
専務取締役	尾澤 一彦	1960年4月19日	1983年4月 共立建設㈱ 入社 1986年4月 ㈱尾澤ハウジング 入社 1997年3月 ㈱サイプレス 入社 2000年4月 ㈱サイプレス 常務取締役（兼）経営企画本部長 就任 2015年10月 ㈱サイプレス 専務取締役 就任 2020年9月 ㈱サイプレス 取締役副社長 就任 2023年7月 ㈱サイプレス 代表取締役社長 就任（現任） 2024年6月 当社 専務取締役 就任（現任）	(注) 4	—
社外取締役	松下 正	1960年7月28日	1987年4月 最高裁判所 司法研修所 41期 入所 1989年4月 東京青山法律事務所 入所 1998年1月 GE横河メディカルシステム㈱（現GEヘルスケアジャパン㈱）入社 1999年1月 GE横河メディカルシステム㈱（現GEヘルスケアジャパン㈱）取締役 就任 2003年3月 日本ゼネラル・エレクトリック㈱（現GEジャパン）取締役副社長 就任 2005年9月 ㈱ファーストリテイリング 取締役 就任 2010年7月 シーメンスジャパン㈱ 取締役 就任 2011年3月 コクヨ㈱ 取締役常務執行役員 就任 2015年5月 ㈱アダストリア 取締役最高執行責任者 就任 2017年3月 同社 代表取締役最高執行責任者 就任 2018年7月 ㈱サイプレス 社外取締役 就任 2020年1月 （学）沖縄科学技術大学院大学 副学長統括弁護士 就任 2020年2月 沖縄弁護士会 入会 2020年4月 ㈱afterFIT（現しろうま電力㈱）社外取締役 就任 2021年6月 大東建託㈱ 社外監査役 就任 2021年8月 ㈱手原産業倉庫 社外監査役 就任（現任） 2023年4月 ㈱アジラ 社外監査役 就任（現任） 2023年6月 大東建託㈱ 常勤社外取締役監査等委員、監査等委員会委員長 就任（現任） 2024年6月 当社 社外取締役 就任（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	勝山 章廣	1948年11月13日	1972年4月 ㈱ヨネミヤ 入社 1973年4月 ㈱ロイヤルスペースプランニング 入社 1977年9月 勝山デザイン事務所 開設 1987年5月 ㈱福田屋洋服店（現 ㈱アダストリア）取締役 就任 2009年5月 ㈱ポイント（現 ㈱アダストリア）取締役相談役 就任 ㈱トリニティアーツ（現 ㈱アダストリア）顧問 就任 2010年5月 同社 取締役会長 就任 2013年9月 ㈱アダストリア 相談役 就任 2018年6月 ㈱サキヤクリエイト 顧問 就任（現任） 2021年11月 ㈱サイプレス 社外取締役 就任 2024年3月 ㈱アダストリア 顧問 就任（現任） 2024年6月 当社 社外取締役 就任（現任）	(注) 4	—
社外取締役	福崎 昇平	1976年6月29日	1999年4月 ㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入社 2003年8月 ㈱グローバルマネジメントディレクションズ（現 ㈱KPMG FAS）入社 2004年5月 日本産業パートナーズ㈱ 入社 2007年9月 ゴールドマン・サックス証券㈱ 入社 2009年1月 丸の内キャピタル㈱ 入社 2011年5月 ㈱成城石井 取締役 就任 2016年4月 ㈱丸の内キャピタル 入社 2018年4月 ㈱エムアイフードスタイル 取締役 就任 2019年9月 ㈱サイプレス 取締役 就任 2019年12月 ㈱グラニフ 取締役 就任（現任） 2021年8月 ㈱三浦屋 取締役 就任 2021年11月 ㈱ミスズライフ 取締役 就任（現任） 2022年4月 ㈱AKOMEYA TOKYO 取締役 就任（現任） 2022年11月 ㈱丸の内キャピタル 取締役 就任（現任） 2024年4月 東亜トレーディング㈱ 取締役 就任（現任） ㈱東亜フードサービス 取締役 就任（現任） 2024年6月 当社 社外取締役 就任（現任）	(注) 4	—
社外取締役	奥見 昌彦	1983年5月13日	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インク ジャパン 入社 2009年11月 ㈱産業革新機構 入社 2016年7月 ㈱丸の内キャピタル 入社（現任） 2018年4月 ㈱エムアイフードスタイル 監査役 就任 2021年4月 ㈱グラニフ 取締役 就任 2021年8月 ㈱三浦屋 取締役 就任 2022年4月 ㈱AKOMEYA TOKYO 取締役 就任（現任） 2022年8月 ㈱サイプレス 社外取締役 就任 2024年4月 東亜トレーディング㈱ 取締役 就任（現任） ㈱東亜フードサービス 取締役 就任（現任） 2024年6月 当社 社外取締役 就任（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	池田 透	1967年4月23日	1991年4月 ㈱協和埼玉銀行（現 ㈱りそな銀行） 入行 2017年10月 ㈱サイプレス 入社 経営企画室室長 2018年5月 ㈱サイプレス 執行役員財務・経営企 画担当 就任 2021年11月 ㈱サイプレス 常勤監査役 就任 2024年6月 当社 常勤監査役 就任（現任） 2024年6月 ㈱サイプレス 監査役 就任（現任）	(注) 5	—
社外監査役 (非常勤)	原口 昌之	1961年5月9日	1996年4月 公認会計士登録 2000年4月 弁護士登録 2004年1月 原口総合法律事務所（現英和法律事務 所） 開設 代表 就任（現任） 2008年6月 ㈱早稲田アカデミー 社外監査役 就 任 2011年10月 M R T ㈱ 社外監査役 就任（現任） 2016年2月 ㈱トランザス（現㈱トラース・オン・ プロダクト） 社外取締役（監査等委 員） 就任（現任） 2017年6月 ㈱早稲田アカデミー 社外取締役（監 査等委員） 就任（現任） 2022年11月 ㈱サイプレス 社外監査役 就任 2024年6月 当社 社外監査役 就任（現任）	(注) 5	—
社外監査役 (非常勤)	鉢野 まり	1974年8月3日	1997年4月 明和地所㈱ 入社 2004年12月 中央青山監査法人 入社 2006年6月 PwCあらた監査法人（現PwC Japan有限 責任監査法人） 入社 2011年8月 中野会計事務所 入所 2016年6月 鉢野まり公認会計士事務所 開設 代 表就任（現任） 2023年3月 ㈱アジラ 社外監査役（常勤） 就任 （現任） 2024年11月 当社 社外監査役 就任（現任）	(注) 5	—
計					6,357,800

- (注) 1. 取締役（松下正、勝山章廣、福崎昇平、奥見昌彦）は、社外取締役であります。
2. 監査役 原口昌之、鉢野まりは、社外監査役であります。
3. 社外取締役 松下正、勝山章廣、社外監査役 原口昌之、鉢野まりは独立役員として届出を行う予定であります。
4. 取締役の任期は、2024年11月14日開催の定時株主総会終結のときから、選任後1年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
5. 監査役の任期は、2024年11月14日開催の定時株主総会終結のときから、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	永田 哲也	管理本部長 兼 経理・財務部長

② 社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めております。

当社は、社外取締役4名及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、その経営者あるいは弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する独立した立場からの助言・提言を行うとともに、経営の監督機能を強化しております。

社外取締役の松下正は、弁護士として、法務全般について高度な専門知識と豊富な経験、幅広い知見を有しており、また事業会社における取締役の経験も豊富なことから、経営及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。そこで得られた豊富な知識と経験をもとに客観的・中立的な立場から業務執行の監督を行うことを期待して、社外取締役に選任しております。サイプレス・ホールディングス㈱と特別な

利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

社外取締役の勝山章廣は事業会社における取締役の経験も豊富なことから、経営及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社グループの事業において要となる店舗開発に関する知見、情報力も有しております。そこで得られた豊富な知識と経験をもとに客観的・中立的な立場から業務執行の監督を行うことを期待して、社外取締役に選任しております。サイプレス・ホールディングス㈱と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

社外取締役 福崎昇平は、日本興業銀行（現 みずほ銀行）、KPMG FAS、日本産業パートナーズ、ゴールドマン・サックスで業務に従事をしており、KPMG FASにおいては事業再生に係わる、日本産業パートナーズでは大企業の事業戦略見直しに伴うカープアウト案件や非公開化案件を担当、2007年よりゴールドマン・サックスの戦略投資部に入り、複数の投資案件に従事をしていました。長年にわたり金融業務に従事をしている経験を活かし、同社として福崎氏に求める役割はマーケットに訴求出来る同社の強みについて助言をいただくことに加えて、同社が今後上場企業になった際には借入のみではなく、市場からの調達等、資金調達の幅が広がることが想定されることから、最適な調達方法の模索等、主に金融業界での豊富な業務経験を活かし、マーケットの水準・トレンドを参考にした財務戦略に関する助言もいただくことを期待しており、社外取締役に選任しております。

社外取締役 奥見昌彦は、マッキンゼー・アンド・カンパニーに入社後、主に半導体・電機・自動車等の国内製造業及びPEファンドに対して、成長戦略立案・ビジネスDD等のテーマで経営コンサルティングに従事しており、その後は産業革新機構の創業メンバーとしてルネサスエレクトロニクス、ユニキャリアホールディングス等をはじめとしたバイアウト案件にて投資業務に従事してしました。福崎氏と同様に金融業界でのキャリアが長くなっておりませんが、外食を含むコンシューマー・リテール産業への投資実績及び投資先へのハンズオンでの事業支援経験や、経営コンサルタントとしての戦略立案、ビジネスDD等を行ってきた背景を活かし、奥見氏にはファイナンス面での助言ではなく、主に企業価値向上に向けた事業戦略面について適切な意見発信をしていただきたいと考えております。PEファンドの担当者としてコンシューマー・リテール産業への多くのM&Aを行ってきた経験に加えて、経営コンサルタントとして事業会社等に対して戦略立案やビジネスDD等の助言を行ってきた経験を活かし、社外取締役として第三者の立場から一般株主の利益に資する成長戦略等に関して助言をいただくことを期待しており、社外取締役に選任しております。

社外監査役 原口昌之は、弁護士としての法務全般について高度な専門知識と豊富な経験、公認会計士として財務、会計及び税務に関する専門的な知見を有しており、また社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を有していることからコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するとともに当社の経営に対する有効な監督機能を果たしております。

社外監査役 鉢野まりは、公認会計士・税理士として会計分野に精通をしており、豊富な経験、幅広い知見を有しており、また社外監査役としての経験を有していることからコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するとともに当社の経営に対する有効な監督機能を果たしております。サイプレス・ホールディングス㈱と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

なお、社外取締役である福崎昇平、及び奥見昌彦が勤める㈱丸の内キャピタルの運営ファンドである丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund II L.P.は、合わせて当社普通株式を6,386,800株保有する大株主であります。取引関係又はその他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会を通じて、社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の実施過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行っております。会計監査人とは、定期的に会合の機会を持ち、お互いの活動を通じて得た情報を交換する事で、相互連携を図っております。また、内部監査担当とは、適宜連携を取り合い、コーポレート・ガバナンス強化及び企業品質の向上に努めております。

常勤監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な稟議書類等の閲覧を通じた監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されております。

各監査役は、各事業年度において策定される監査計画に基づき監査を実施し、原則月1回の定時監査役会にて報告を行うとともに、必要に応じて臨時に開催することとしております。また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、及び業務執行に関する重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。加えて、内部監査室とともに、会社組織の内部管理体制の適正性を総合的かつ客観的に評価するとともに抽出された課題等に対し、改善に向けた提言やフォローアップを実施すべく、適時会合等により監査体制、監査計画及び監査実施状況等について情報を共有し、意見交換等をしております。

また、当社グループはM&Aや戦略的提携を活用した迅速な成長戦略の遂行、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化等、当社グループの継続的な企業価値向上を目的として、当社がグループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担う純粋持株会社体制としております。当社は当事業年度中の2024年6月1日の臨時株主総会にて監査役会を設置しているため、監査役会の活動状況については、当社及び主要な連結子会社である㈱サイプレスの状況を記載しております。

(当社)

氏名	開催回数	出席回数
池田 透	4回	4回
原口 昌之	4回	4回
保里 啓介	4回	4回

(主要な連結子会社(㈱サイプレス))

氏名	開催回数	出席回数
池田 透	10回	10回
原口 昌之	10回	10回
高橋 収	3回	3回
保里 啓介	7回	7回

- (注) 1. 持株会社体制への移行に伴い、2024年6月1日の臨時株主総会にて当社に監査役会を設置したため、㈱サイプレスは2024年6月1日付で監査役会非設置会社に変更をしております。
2. 高橋収は2023年11月30日開催の定時株主総会の終結をもって退任しており、退任までの期間に開催された監査役会の出席状況を記載しております。
3. 保里啓介は2023年11月30日開催の定時株主総会において選任されており、就任後に開催された監査役会の出席状況を記載しております。
4. 保里啓介は2024年11月14日に退任をしております。

監査役会における主な検討事項としては、監査の方針及び監査計画や、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性であります。

また、常勤監査役と非常勤監査役の活動としては、日常業務の監査及び取締役会に出席するほか、その他重要会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧により、取締役による意思決定に至るプロセスや決定内容の適法性、適正性、妥当性及び合理性について監査を行っております。

② 内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社グループにおける内部監査は、代表取締役社長が直轄する内部監査室（3名）により、内部監査計画書に基づき、当社及び各子会社に対して内部監査を実施しております。内部監査については、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務及び財産の実態を監査し、原則として、定期的に本社、店舗及び子会社等、すべての事業所の会社業務全般を対象範囲とし、日常の業務執行活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導又は助言等を行っております。なお、定められた監査計画に基づき行った定期監査の他、代表取締役社長からの指示、又は必要に応じて不定期に臨時監査を行っております。

b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査担当者は監査役、監査法人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも随時情報交換を行う等、相互連携による効率性の向上に努めております。内部監査室は、監査役会及び会計監査人とお互いの監査の実施状況や結果の要点を情報交換する会議（三様監査会）を四半期に一度開催することにより、それぞれの監査の状況、監査の要点等を共有し、見落としや漏れを防ぐとともに、重大事象についての情報共有を図っております。

c 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査人は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画策定後、取締役会にて監査計画を報告し、全取締役及び全監査役に監査計画の内容を説明しております。個別の監査実施後、内部監査にて発見された指摘事項については、改善指示を通知し、改善結果の確認を行うフォローアップ監査を実施することで実効性の担保に努めております。監査結果は代表取締役社長及び必要時には取締役会に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう、勧告、助言等を行っております。常勤監査役とは定期的にミーティングを行い事前及び事後の監査内容共有を行い、定期的な監査役会への陪席、会計監査人を含めた三様監査の実施により実効性を確保しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間 4年

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野 潤氏

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 尾形 隆紀氏

継続監査期間については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名

その他 11名

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に従い、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施出来ることを確認し、監査実績等を踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に照らし、監査法人に対する評価を行っております。

当該評価の結果、監査役及び監査役会は、太陽有限責任監査法人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価し、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	27,500	—	30,400	—
連結子会社	—	—	—	—
計	27,500	—	30,400	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、過年度の監査実績、当社の規模・業務の特性等をもとに、監査公認会計士等より提示された監査計画、監査体制、監査時間等を総合的に勘案して協議のうえ、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

最近事業年度の末日においては、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。取締役の報酬等総額の限度額は、2024年11月14日開催の臨時株主総会にて年額200,000千円以内と決定されております。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行ったうえで、最終的に取締役会の決議により決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。監査役の報酬等総額の限度額は、2024年11月14日開催の定時株主総会にて年額30,000千円以内と決定されております。本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

なお、2024年9月1日より取締役会の諮問機関として、社外取締役を議長とし、社内取締役及び過半数の社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置しており、当委員会での審議答申の上、株主総会決議の範囲内で報酬等を決定することにしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	81,000	81,000	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	11,040	11,040	—	—	—	1
社外役員	7,800	7,800	—	—	—	5

- (注) 1. 当社グループは2024年6月1日の臨時株主総会にて持株会社体制へ移行をしており、2024年8月期の報酬等の金額は主要な連結子会社である㈱サイプレスの報酬等を含めて記載しています。
2. 社外役員の対象となる役員の員数5名には、無報酬の取締役2名が含まれております。
3. 対象となる役員の員数には本書提出日時点で退任している社外役員は含めておりません。なお、当該社外役員はすべて無報酬となっております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式価値の変動又は株式に係る配当により利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式は保有していません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は、純投資目的である投資株式は保有していません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表、要約中間連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下「I F R S」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「I A S 第34号」という。）に準拠して作成しております。なお、当社の要約中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期連結会計期間（2025年3月1日から2025年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年9月1日から2025年5月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項の規定により、I A S 第34号に準拠して作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2022年9月1日から2023年8月31日まで）及び当連結会計年度（2023年9月1日から2024年8月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2022年9月1日から2023年8月31日まで）及び当事業年度（2023年9月1日から2024年8月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）の要約中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結会計期間（2025年3月1日から2025年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年9月1日から2025年5月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びI F R Sに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することが出来る体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びI F R Sに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することが出来る体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応出来る体制を整備するため、監査法人や専門的情報を有する団体等が主催する研修会等への参加及び専門雑誌等の定期購読を行い、情報収集に努めております。
- (2) I F R Sの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、I F R Sに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、I F R Sに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8, 31	1, 252, 670	672, 011	559, 469
営業債権及びその他の債権	9, 31	366, 196	555, 782	808, 594
棚卸資産	10	31, 905	39, 083	53, 120
その他の金融資産	15, 18	2, 007	6, 476	5, 590
その他の流動資産	11	70, 110	70, 934	69, 088
流動資産合計		1, 722, 890	1, 344, 287	1, 495, 865
非流動資産				
有形固定資産	12	3, 923, 449	3, 614, 886	3, 012, 421
のれん	13	5, 365, 820	5, 365, 820	5, 365, 820
無形資産	13	8, 871	8, 385	21, 193
その他の金融資産	15, 31	724, 389	734, 126	730, 423
繰延税金資産	16	157, 762	95, 331	152, 497
その他の非流動資産	11	7, 485	5, 469	321
非流動資産合計		10, 187, 778	9, 824, 019	9, 282, 678
資産合計		11, 910, 669	11, 168, 306	10, 778, 543
負債及び資本				
負債				
流動負債				
借入金	17, 31	360, 566	3, 879, 833	3, 684, 630
リース負債	18, 31	809, 619	882, 347	754, 502
営業債務及びその他の債務	19, 31	540, 365	703, 114	834, 708
その他の金融負債	20, 31	2, 022, 448	28, 365	50, 669
未払法人所得税		324, 892	82, 210	133, 461
引当金	22	120, 238	4, 661	6, 564
その他の流動負債	21	404, 429	497, 393	498, 790
流動負債合計		4, 582, 561	6, 077, 926	5, 963, 327
非流動負債				
借入金	17, 31	4, 928, 444	1, 048, 080	912, 720
リース負債	18, 31	1, 947, 373	1, 514, 837	1, 233, 549
引当金	22	736, 062	797, 899	772, 624
繰延税金負債	16	230	186	144
その他の非流動負債	21	7, 683	3, 690	990
非流動負債合計		7, 619, 794	3, 364, 694	2, 920, 029
負債合計		12, 202, 355	9, 442, 621	8, 883, 356
資本				
資本金	23	45, 000	45, 000	45, 000
資本剰余金	23	7, 242, 100	9, 242, 117	9, 242, 117
利益剰余金	23	△7, 578, 786	△7, 561, 431	△7, 391, 930
親会社の所有者に帰属する持分合計		△291, 686	1, 725, 685	1, 895, 186
資本合計		△291, 686	1, 725, 685	1, 895, 186
負債及び資本合計		11, 910, 669	11, 168, 306	10, 778, 543

【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2024年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月 28 日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		559,469	360,011
営業債権及びその他の債権		808,594	524,133
棚卸資産		53,120	48,583
その他の金融資産		5,590	10,207
その他の流動資産		69,088	45,380
流動資産合計		1,495,865	988,317
非流動資産			
有形固定資産		3,012,421	3,189,545
のれん		5,365,820	5,365,820
無形資産		21,193	18,010
その他の金融資産	11	730,423	735,421
繰延税金資産		152,497	152,497
その他の非流動資産		321	1,153
非流動資産合計		9,282,678	9,462,448
資産合計		10,778,543	10,450,766
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金	11	3,684,630	132,985
リース負債		754,502	744,406
営業債務及びその他の債務		834,708	634,508
その他の金融負債		50,669	26,568
未払法人所得税		133,461	93,242
引当金		6,564	—
その他の流動負債		498,790	406,038
流動負債合計		5,963,327	2,037,748
非流動負債			
借入金	11	912,720	4,170,181
リース負債		1,233,549	1,387,868
引当金		772,624	783,098
繰延税金負債		144	144
その他の非流動負債		990	250
非流動負債合計		2,920,029	6,341,543
負債合計		8,883,356	8,379,291
資本			
資本金		45,000	45,000
資本剰余金		9,242,117	8,491,669
利益剰余金		△7,391,930	△6,465,194
親会社の所有者に帰属する持分合計		1,895,186	2,071,474
資本合計		1,895,186	2,071,474
負債及び資本合計		10,778,543	10,450,766

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)
売上収益	24	8,816,622	10,256,796
売上原価		2,956,822	3,412,524
売上総利益		5,859,799	6,844,272
販売費及び一般管理費	25	5,496,328	6,156,422
その他の収益	26	12,195	9,951
その他の費用	26	39,445	253,478
営業利益		336,221	444,322
金融収益	27	5,294	5,379
金融費用	27	155,914	150,903
税引前利益		185,600	298,799
法人所得税費用	16	168,246	129,297
当期利益		17,354	169,501
当期利益の帰属			
親会社の所有者		17,354	169,501
当期利益		17,354	169,501
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	28	1.36	13.30
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28	1.36	13.30

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)
当期利益		17,354	169,501
当期包括利益		17,354	169,501
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		17,354	169,501
当期包括利益		17,354	169,501

【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上収益	9	4,884,327	5,329,169
売上原価		1,612,408	1,837,267
売上総利益		3,271,918	3,491,902
販売費及び一般管理費		2,952,124	3,164,108
その他の収益		12,915	2,061
その他の費用	7	32,339	1,325
営業利益		300,370	328,529
金融収益		2,605	2,892
金融費用		72,585	61,869
税引前中間利益		230,389	269,552
法人所得税費用		80,636	93,265
中間利益		149,753	176,287
中間利益の帰属			
親会社の所有者		149,753	176,287
中間利益		149,753	176,287
1株当たり中間利益	10		
基本的1株当たり中間利益(円)		11.75	13.83
希薄化後1株当たり中間利益(円)		11.75	13.83

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
中間利益		149,753	176,287
中間包括利益		149,753	176,287
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		149,753	176,287
中間包括利益		149,753	176,287

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2022年9月1日残高	45,000	7,242,100	△7,578,786	△291,686	△291,686
当期利益	—	—	17,354	17,354	17,354
当期包括利益合計	—	—	17,354	17,354	17,354
優先株式の普通株式への振替	23	2,000,017	—	2,000,017	2,000,017
所有者との取引額等合計	—	2,000,017	—	2,000,017	2,000,017
2023年8月31日残高	45,000	9,242,117	△7,561,431	1,725,685	1,725,685

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2023年9月1日残高	45,000	9,242,117	△7,561,431	1,725,685	1,725,685
当期利益	—	—	169,501	169,501	169,501
当期包括利益合計	—	—	169,501	169,501	169,501
優先株式の普通株式への振替	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	—
2024年8月31日残高	45,000	9,242,117	△7,391,930	1,895,186	1,895,186

【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2023年9月1日残高	45,000	9,242,117	△7,561,431	1,725,685	1,725,685
中間利益	—	—	149,753	149,753	149,753
中間包括利益合計	—	—	149,753	149,753	149,753
資本剰余金から利益剰余金 への振替額	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	—	—	—
2024年2月29日残高	45,000	9,242,117	△7,411,678	1,875,438	1,875,438

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2024年9月1日残高	45,000	9,242,117	△7,391,930	1,895,186	1,895,186
中間利益	—	—	176,287	176,287	176,287
中間包括利益合計	—	—	176,287	176,287	176,287
資本剰余金から利益剰余金 への振替額	—	△750,448	750,448	—	—
所有者との取引額合計	—	△750,448	750,448	—	—
2025年2月28日残高	45,000	8,491,669	△6,465,194	2,071,474	2,071,474

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		185,600	298,799
減価償却費及び償却費		1,004,906	996,611
減損損失	14	30,666	242,122
金融収益	27	△5,294	△5,379
金融費用	27	155,914	150,903
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△7,177	△14,037
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△31,294	△21,083
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		129,690	91,487
その他		115,321	△132,069
小計		1,578,333	1,607,352
利息の受取額		6	59
利息の支払額		△134,443	△131,904
解約違約金の支払額		—	△9,099
法人税等の還付額		—	16,043
法人所得税の支払額		△348,543	△151,297
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,095,352	1,331,153
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△436,866	△243,336
有形固定資産の売却による収入		—	7,458
無形資産の取得による支出		△2,611	△7,973
敷金及び保証金の返還による収入		29,223	35,642
敷金及び保証金の差入による支出		△42,046	△59,008
資産除去債務の履行による支出		△18,553	△45,196
その他投資の増減 (△は増加)		△24,872	25,399
投資活動によるキャッシュ・フロー		△495,726	△287,015
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出	29	△372,860	△337,780
リース負債の返済による支出	29	△807,426	△818,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,180,286	△1,156,680
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△580,659	△112,541
現金及び現金同等物の期首残高	8	1,252,670	672,011
現金及び現金同等物の期末残高	8	672,011	559,469

【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		230,389	269,552
減価償却費及び償却費		513,186	474,371
減損損失	7	26,941	1,159
金融収益		△2,605	△2,892
金融費用		72,585	61,869
棚卸資産の増減額（△は増加）		△459	4,537
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）		15,955	21,772
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）		△127,104	△209,771
その他		△10,907	182,625
小計		717,981	803,225
利息の受取額		2	199
利息の支払額		△62,121	△55,812
法人所得税の支払額		△82,210	△133,480
営業活動によるキャッシュ・フロー		573,652	614,132
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△67,249	△108,940
有形固定資産の売却による収入		6,200	492
無形資産の取得による支出		△6,473	—
敷金及び保証金の返還による収入		11,834	19,472
敷金及び保証金の差入による支出		△14,357	△27,177
資産除去債務の履行による支出		△1,206	△6,600
その他投資の増減（△は増加）		26,787	645
投資活動によるキャッシュ・フロー		△44,464	△122,107
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		△281,380	△292,660
借入手数料の支払による支出		—	△2,578
リース負債の返済による支出		△418,657	△396,244
財務活動によるキャッシュ・フロー		△700,037	△691,483
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△170,849	△199,457
現金及び現金同等物の期首残高		672,011	559,469
現金及び現金同等物の中間期末残高		501,162	360,011

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

サイプレス・ホールディングス㈱（以下「当社」という。）は、日本の会社法に基づき設立された株式会社であり、日本に所在しております。当社の登記されている本社住所は、東京都港区六本木一丁目9番10号であります。当社の連結財務諸表は、2024年8月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループは主に飲食事業並びにこれに付帯する業務を行っております。事業内容は、注記「6. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年9月2日に代表取締役社長 東 稔哉によって公表の承認がなされています。

当社グループは、2024年8月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2022年9月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「36. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2024年8月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「36. 初度適用」に記載しております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、その超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

(3) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており

ます。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているかどうかについては、各報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、債務者の経営成績の悪化等の情報を考慮しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、過去における債務不履行の実績率等の合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報に基づき見積っております。なお、予想信用損失の見積りの修正に伴う金額は、純損益で計上しております。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に超過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続を申し立てる場合等、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取扱っております。なお、当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは金融負債のうち、社債及び借入金はこれらの発行日に当初認識しております。その他のすべての金融負債は、当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。当社グループが保有する金融負債については、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として平均法に基づいて算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用の当初見積額等が含まれております。

建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 13年
- ・機械装置及び運搬具 2～8年
- ・工具器具及び備品 2～6年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載しております。当初認識後は、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(8) 無形資産

無形資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) リース

① リース（借手）

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、連結財政状態計算書において「有形固定資産」に含めて表示しております。

リース負債は、未払リース料総額の現在価値で測定し、連結財政状態計算書において「その他の金融負債」に含めて表示しております。

新型コロナウイルス感染症の直接の結果として生じる賃料減免のうち所定の要件を満たすものについては、実務上の便法を適用し、リースの条件変更として取り扱わず、変動リース料として処理しております。

② リース（貸手）

当社グループは、貸手として、従業員への社宅の賃貸をしており、サブリースのリース期間がヘッドリースのリース期間と同一のサブリースであり、リスクと経済価値が実質的にすべて移転しているものとしてファイナンス・リースへ分類しております。リース投資未回収額を連結財政状態計算書にその他の金融資産として計上しております。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、各報告期間末に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減

損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮したうえで、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的債務又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが出来る場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

主な引当金の説明は、以下のとおりであります。

資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借店舗等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。

(14) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、収益を顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。当該金額には、消費税や付加価値税等の税務当局の代理で回収した金額は含めておりません。

当社グループは、飲食サービスの提供を主な事業として営んでおり、顧客からの注文に基づき料理を提供し対価を受領した次点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。ま

た、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(15) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られたときに公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関連する場合は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に収益として認識しております。資産に関する補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引で、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産又は負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異に関して、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに對する持分に係る将来加算一時差異に関して、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用出来るだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用出来るだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(18) 資本

① 普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用は関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

I F R S に準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法及び金額については、注記「3. 重要性がある会計方針(10) 非金融資産の減損」「14. 非金融資産の減損」に記載しております。

(2) 引当金

当社グループは、資産除去債務を連結財政状態計算書に計上しております。これらの引当金は、期末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については、注記「3. 重要性がある会計方針(13) 引当金」「22. 引当金」に記載しております。

(3) 法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用出来る課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については注記「3. 重要性がある会計方針(16) 法人所得税」「16. 法人所得税」に記載しております。

(4) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮したうえで、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の公表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当連結会計年度末において当社グループが適用していない主なものは、以下のとおりです。なお、新基準の適用に伴う連結財務諸表への影響は検討中です。

表題	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用予定時期 (以降開始年度)	新設又は改訂の概要
国際財務報告基準第18号 「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	2027年9月1日	財務諸表における表示及び開示に関する包括的見直し

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業内容は、和食・洋食・麺等の複数ジャンルにおいて、レストラン業態や総菜事業、フードコートの一括運営等幅広い業態にわたる飲食事業を展開しております。

なお、当社グループの事業内容は飲食事業のみであり、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

(3) 地域別に関する情報

① 売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の大部分を占めるため、記載を省略しております。

② 非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の大部分を占めるため、記載を省略しております。

(4) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
現金及び預金	1,252,670	672,011	559,469

現金及び現金同等物は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
売掛金	64,622	106,771	131,560
未収入金	301,574	449,010	677,034
合計	366,196	555,782	808,594

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
原材料	29,022	37,747	51,491
貯蔵品	2,882	1,335	1,629
合計	31,905	39,083	53,120

費用として認識された棚卸資産の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ2,882,806千円及び3,320,369千円であり、評価減を実施した棚卸資産はありません。なお、負債の担保として差し入れている棚卸資産はありません。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
その他の流動資産			
前払費用	53,814	52,182	50,107
未収収益	8,162	10,434	10,473
その他	8,133	8,317	8,507
合計	70,110	70,934	69,088
その他の非流動資産			
長期前払費用	7,485	5,469	321
合計	7,485	5,469	321

12. 有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：千円)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	建設仮勘定	合計
2022年9月1日	3,562,643	32,424	271,248	57,132	3,923,449
取得	276,545	343	31,127	416,157	724,173
売却又は処分	1	△286	△48	—	△332
減価償却費	△898,339	△13,601	△89,795	—	△1,001,737
減損損失	△24,401	△1,919	△4,345	—	△30,666
科目振替	326,585	47,150	92,511	△466,246	—
2023年8月31日	3,243,034	64,110	300,698	7,043	3,614,886
取得	507,114	7,894	38,265	159,673	712,947
売却又は処分	△79,981	△2,762	△203	—	△82,947
減価償却費	△881,462	△14,903	△93,975	—	△990,342
減損損失	△207,287	△7,578	△27,257	—	△242,122
科目振替	116,977	8,954	37,535	△163,467	—
2024年8月31日	2,698,394	55,714	255,064	3,248	3,012,421

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

取得原価

(単位：千円)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	建設仮勘定	合計
2022年9月1日	5,696,485	85,730	1,130,346	57,132	6,969,696
2023年8月31日	6,149,841	131,605	1,217,819	7,043	7,506,310
2024年8月31日	6,459,404	127,153	1,234,043	3,248	7,823,849

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	建設仮勘定	合計
2022年9月1日	2,133,842	53,306	859,098	—	3,046,246
2023年8月31日	2,906,807	67,495	917,120	—	3,891,424
2024年8月31日	3,761,010	71,439	978,978	—	4,811,428

13. のれん及び無形資産

増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：千円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
2022年9月1日	5,365,820	8,722	149	8,871
取得	—	2,611	—	2,611
償却費	—	△3,097	—	△3,097
2023年8月31日	5,365,820	8,235	149	8,385
取得	—	20,561	—	20,561
償却費	—	△6,172	—	△6,172
その他	—	△1,580	—	△1,580
2024年8月31日	5,365,820	21,043	149	21,193

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

取得原価

(単位：千円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
2022年9月1日	11,882,594	13,747	149	13,896
2023年8月31日	11,882,594	16,358	149	16,507
2024年8月31日	11,882,594	36,919	149	37,069

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
2022年9月1日	6,516,774	5,025	—	5,025
2023年8月31日	6,516,774	8,122	—	8,122
2024年8月31日	6,516,774	15,875	—	15,875

14. 非金融資産の減損

(1) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる最小単位として主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	種類	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
店舗	有形固定資産		
	建物及び構築物	24,401	207,287
	機械装置及び運搬具	1,919	7,578
	工具器具及び備品	4,345	27,257
	合計	30,666	242,122

営業キャッシュ・フローが継続してマイナス、又は、資産の市場価値が帳簿価額より著しく下落している等、減損の兆候が認められる店舗について減損テストを行い、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト（前連結会計年度9.6%、当連結会計年度10.0%）により現在価値に割り引いて算定しております。

(2) のれんの減損

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。当社グループの資金生成単位は事業セグメント全体であり、当連結会計年度末におけるのれんの帳簿価額は5,365,820千円（移行日及び前連結会計年度末は5,365,820千円）であります。当社グループは、のれんについて、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループに税引前加重平均資本コスト（移行日8.4%、前連結会計年度9.6%、当連結会計年度10.0%）により現在価値に割り引いて算定しております。事業計画を超える期間の成長率は各期とも0%と仮定しております。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

15. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
償却原価で測定する金融資産			
敷金及び保証金	695,501	707,765	727,126
その他	4,045	8,737	8,888
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
ゴルフ会員権	26,850	24,100	—
合計	726,397	740,603	736,014
流動資産	2,007	6,476	5,590
非流動資産	724,389	734,126	730,423
合計	726,397	740,603	736,014

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

(単位：千円)

	2022年9月1日	純損益を通じて認識	その他	2023年8月31日
繰延税金資産				
固定資産	186,917	△63,482	—	123,434
金融負債	902,954	△139,282	—	763,671
未払従業員賞与	4,496	△3,517	—	978
その他	81,483	△47,035	—	34,447
合計	1,175,851	△253,318	—	922,532
繰延税金負債				
固定資産	1,007,707	△187,467	—	820,239
金融負債	7,387	△4,132	—	3,255
その他	3,224	667	—	3,892
合計	1,018,319	△190,932	—	827,387

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

	2023年9月1日	純損益を通じて認識	その他	2024年8月31日
繰延税金資産				
固定資産	123,434	22,071	—	145,506
金融負債	763,671	△123,850	—	639,821
未払従業員賞与	978	3,342	—	4,321
その他	34,447	1,716	—	36,164
合計	922,532	△96,720	—	825,812
繰延税金負債				
固定資産	820,239	△150,691	—	669,547
金融負債	3,255	△3,255	—	—
その他	3,892	19	—	3,911
合計	827,387	△153,928	—	673,459

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
将来減算一時差異	480,339	444,451	429,341
税務上の繰越欠損金	576,048	677,195	743,386
合計	1,056,387	1,121,646	1,172,727

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ18,124千円、21,158千円及び24,483千円であります。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
1年目から4年目	—	—	—
5年目以降	576,048	677,195	743,386
合計	576,048	677,195	743,386

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
当期税金費用	105,860	186,506
繰延税金費用	62,386	△57,208
合計	168,246	129,297

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

(単位：％)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
法定実効税率	34.59	34.59
課税所得計算上減算されない費用	25.02	17.56
未認識の繰延税金資産	38.13	2.87
税額控除	—	△6.28
その他	△7.09	△5.47
平均実際負担税率	90.65	43.27

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ34.59%及び34.59%であります。

17. 借入金

「借入金」の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	360,566	3,879,833	3,684,630	1.69	—
長期借入金	4,928,444	1,048,080	912,720	1.18	2025年～ 2035年
合計	5,289,011	4,927,913	4,597,350	—	—
流動負債	360,566	3,879,833	3,684,630	—	—
非流動負債	4,928,444	1,048,080	912,720	—	—
合計	5,289,011	4,927,913	4,597,350	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 「借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

3. 当社グループの借入金の一部には、財務制限条項が付されており、当社グループはこの財務制限条項を遵守しております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 各中間期末及び各決算期末（いずれも直近12ヶ月）における下記項目に関して、以下の状態を2期連続で生じさせないこと
 - a 借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースでのシニア・グロス・レバレッジ・レシオを契約に定める数値以下に維持することができない状態
 - b 借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースのシニア・デット・サービス・カバレッジ・レシオが契約に定める数値を下回らない状態に維持することができない状態
 - c 借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースでのEBITDAを300百万円以上に維持することができない状態
- ② 各決算期末（直近12ヶ月）における借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースの調整後経常利益が赤字とならないこと
- ③ 各決算期末における借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースの貸借対照表上の純資産の部の合計金額が直前の決算期末における借入人の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%を下回らない状態に維持すること
- ④ 各中間期末及び各決算期末における借入人を頂点とする対象会社グループ会社の連結ベースの現預金額の合計を300百万円以上に維持すること

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、上記に記載の財務制限条項の一部に抵触しましたが、関係する金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に関する同意を得ております。また、IFRSの基準により、抵触の対象となったシニアローンについて、「借入金（非流動）」から「1年内返済予定の長期借入金」へ組み替えて表示しております。

18. リース

(借手のリース取引)

当社グループは、借手として、主として店舗運営に必要な建物及び構築物を賃借しております。契約期間は、2年～9年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

リースに係る損益及びキャッシュ・フローは以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物及び構築物	777,689	756,572
リース負債に係る金利費用	55,222	53,687
変動リース料（注）	230,943	284,621
リースに係るキャッシュ・アウトフローの 合計額	1,093,591	1,157,208

(注) リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。なお、短期リース料及び少額資産のリース料については重要性に乏しいため、記載を省略しております。

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
使用権資産			
建物及び構築物	2,632,792	2,079,327	1,681,631

前連結会計年度及び当連結会計年度における使用権資産の増加額は、それぞれ235,471千円及び486,071千円であります。

リース負債の満期分析については、注記「31. 金融商品 (4) 流動性リスク管理」に記載しております。

(貸手のリース取引)

当社グループでは、貸手として、従業員への社宅の賃貸をしており、サブリースのリース期間がヘッドリースのリース期間と同一のサブリースであり、リスクと経済価値が実質的にすべて移転しているものとしてファイナンス・リースへ分類しております。リース投資未回収額を連結財政状態計算書にその他の金融資産として計上しております。

その他の金融資産に含まれる、ファイナンス・リース契約に基づくリース料債権（割引前）の満期分析は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
1年以内	2,007	6,476	5,590
1年超2年以内	2,007	2,230	3,267
2年超3年以内	—	—	—
3年超4年以内	—	—	—
4年超5年以内	—	—	—
5年超	—	—	—
合計	4,015	8,707	8,858

19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
買掛金	268,499	372,500	415,816
未払金	271,866	330,614	418,891
合計	540,365	703,114	834,708

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

20. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
預り金	22,431	28,365	50,669
優先株式(注)	2,000,017	—	—
合計	2,022,448	28,365	50,669
流動負債	2,022,448	28,365	50,669
非流動負債	—	—	—
合計	2,022,448	28,365	50,669

(注) 優先株式は、株主からの請求により、優先株式保有者に対し、元本の償還を現金で支払う義務を負っております。よって、これらの契約上の取り決め等から、当該優先株式を金融負債に分類しております。

預り金及び優先株式は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

21. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
その他の流動負債			
未払費用	209,643	238,634	281,103
未払消費税等	104,851	180,944	140,429
未払有給休暇	61,523	66,262	60,068
前受収益	15,410	8,722	3,689
その他	12,999	2,830	13,500
合計	404,429	497,393	498,790
その他の非流動負債			
長期前受収益	7,683	3,690	990
合計	7,683	3,690	990

22. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	資産除去債務	その他	合計
2022年9月1日	831,537	24,763	856,300
期中増加額	93,885	—	93,885
割引計算の期間利息費用	6,355	—	6,355
期中減少額（目的使用）	△78,264	△22,695	△100,959
期中減少額（金利調整）	△53,020	—	△53,020
2023年8月31日	800,492	2,068	802,561

(単位：千円)

	資産除去債務	その他	合計
2023年9月1日	800,492	2,068	802,561
期中増加額	43,213	3,774	46,987
割引計算の期間利息費用	9,499	—	9,499
期中減少額（目的使用）	△50,266	△5,842	△56,108
期中減少額（金利調整）	△23,750	—	△23,750
2024年8月31日	779,189	—	779,189

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
流動負債	120,238	4,661	6,564
非流動負債	736,062	797,899	772,624
合計	856,300	802,561	779,189

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	普通株式	優先株式
(授権株式数)		
前連結会計年度期首 (2022年 9 月 1 日)	200,000	100,000
増減	100,000	△100,000
前連結会計年度 (2023年 8 月31日)	300,000	—
増減	—	—
当連結会計年度 (2024年 8 月31日)	300,000	—
(発行済株式数)		
前連結会計年度期首 (2022年 9 月 1 日)	100,000	27,446
増減	27,446	△27,446
前連結会計年度 (2023年 8 月31日)	127,446	—
増減	—	—
当連結会計年度 (2024年 8 月31日)	127,446	—

(注) 1 当社の発行する株式は、権利内容に何ら限定のない無額面株式であります。前連結会計年度において発行している優先株式の主な内容は、残余財産の優先分配権や株主総会における議決権に関して普通株式と異なる定めをした額面株式であります。なお、発行済株式は全額払込みが完了しております。

(注) 2 2023年 8 月31日開催の株主総会において、優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年 8 月31日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式 1 株につきそれぞれ普通株式 1 株を交付しております。

(2) 資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の 2 分の 1 以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の 1 を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の 4 分の 1 に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

24. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、サービスの提供や商品の販売等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を以下のとおり分解しております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
サービスの提供	8,116,371	9,166,052
商品の販売	700,250	1,090,743
合計	8,816,622	10,256,796

① サービスの提供

飲食事業については、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供時点で売上収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

② 商品の販売

主に商業施設内での惣菜販売につきましては、店舗に来店されるお客様を顧客としております。商品の販売については、商品の支配が顧客に移転した時、すなわち、店舗にて顧客に商品を引き渡した時点で売上収益を認識しております。

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
顧客との契約から生じた債権	351,637	552,077	808,594

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において、「営業債権及びその他の債権」に含まれております。なお、当社グループにおいて重要な金額の契約資産及び契約負債はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との取引から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コスト

当社グループは、契約獲得又は契約履行のためのコストから認識した資産はありません。

25. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
従業員給付費用	2,487,408	2,877,479
減価償却費及び償却費	1,004,906	996,611
水道光熱費	462,465	429,410
テナント経費	322,852	343,464
その他	1,218,695	1,509,458
合計	5,496,328	6,156,422

26. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
I T 導入補助金	3,500	—
固定資産売却益	—	4,103
その他	8,695	5,847
合計	12,195	9,951

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
減損損失	30,666	242,122
固定資産除売却損	7,017	2,074
その他	1,761	9,280
合計	39,445	253,478

27. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	5,294	5,379
合計	5,294	5,379

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	97,992	97,215
リース負債	55,222	53,687
その他	2,700	—
合計	155,914	150,903

28. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	17,354	169,501
親会社の普通株主に帰属しない当期利益 (千円)	—	—
基本的1株当たり利益の計算に使用する当 期利益(千円)	17,354	169,501
加重平均普通株式数(株)	12,744,600	12,744,600
希薄化効果のある株式数 ストック・オプション	—	—
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数 (株)	12,744,600	12,744,600
基本的1株当たり当期利益(円)	1.36	13.30
希薄化後1株当たり当期利益(円)	1.36	13.30

(注) 1. 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。発行済普通株式の加重平均株式数及び基本的1株当たり当期利益につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため基本的1株当たり当期利益と同額としております。

2. 前連結会計年度において当社が発行する優先株式は、当期利益の分配に関して普通株式と同じ権利を有することから、1株当たり当期利益の計算上、普通株式数に含めております。

29. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

	2022年9月1日	キャッシュ・フローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2023年8月31日
			新規リース	その他	
長期借入金（注）	5,289,011	△372,860	—	11,761	4,927,913
リース負債	2,756,992	△807,426	447,619	—	2,397,185
合計	8,046,003	△1,180,286	447,619	11,761	7,325,098

（注） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

	2023年9月1日	キャッシュ・フローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2024年8月31日
			新規リース	その他	
長期借入金（注）	4,927,913	△337,780	—	7,216	4,597,350
リース負債	2,397,185	△818,900	486,367	△76,601	1,988,052
合計	7,325,098	△1,156,680	486,367	△69,384	6,585,402

（注） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2) 非資金取引

重要な非資金取引の内容は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）	当連結会計年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）
リースにより取得した使用権資産	235,471	486,071
優先株式の普通株式への振替	2,000,017	—

30. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数 (株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	2,628	2020年3月31日	2030年3月30日	付与日以降、行使時まで継続して勤務していること
第2回	210	2021年4月15日	2030年3月30日	付与日以降、行使時まで継続して勤務もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有していること
第3回	105	2021年12月1日	2030年3月30日	付与日以降、行使時まで継続して勤務もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有していること

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)		当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	2,943	—	2,943	—
付与	—		—	
行使	—		—	
失効	—		—	
期末未行使残高	2,943		2,943	
期末行使可能残高	2,943	—	2,943	—

- (注) 1. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ72,871円及び72,871円であります。
2. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ6.5年及び5.5年であります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションはないため記載しておりません。

31. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、投下資本利益率（ROIC）及び親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）であります。

当社グループの投下資本利益率（ROIC）及び親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
投下資本利益率（ROIC）（%）	47.8	24.1
親会社所有者帰属持分当期利益率 （ROE）（%）	2.4	9.4

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

当社グループは、一部の借入金について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されております。なお、前連結会計年度に、一部の財務制限条項に抵触しましたが、関係する金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に関する同意を得ております。当該要求事項につきましては、要求される水準を維持するようにモニタリングしております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

当社グループでは、営業債権及び契約資産とそれ以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。

いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは、営業債権及び契約資産に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しており、営業債権以外の償却原価により測定される金融資産については、12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しておりますが過去の実績率や将来の経済状況等を勘案し、金額的に重要性がないと見込まれるため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、適時に継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日（2022年9月1日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	540,365	540,365	540,365	—	—	—	—	—
借入金	5,289,011	5,308,700	372,860	337,780	3,685,340	135,360	135,360	642,000
リース負債	2,756,992	2,868,203	817,673	754,100	553,501	363,543	226,929	152,454
その他の金融負債	2,022,448	2,022,448	2,022,448	—	—	—	—	—
合計	10,608,818	10,739,718	3,753,347	1,091,880	4,238,841	498,903	362,289	794,454

前連結会計年度（2023年8月31日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	703,114	703,114	703,114	—	—	—	—	—
借入金	4,927,913	4,935,840	337,780	3,685,340	135,360	135,360	135,360	506,640
リース負債	2,397,185	2,486,544	845,997	612,463	419,607	282,993	129,015	196,465
その他の金融負債	28,365	28,365	28,365	—	—	—	—	—
合計	8,056,579	8,153,864	1,915,258	4,297,803	554,967	418,353	264,375	703,105

（注） 注記「17. 借入金」に記載のとおり、財務制限条項への抵触により、I F R Sでは対象となるシニアローンについて、「借入金（非流動）」から「1年内返済予定の長期借入金」へ組替えて表示しております。

当連結会計年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	834,708	834,708	834,708	—	—	—	—	—
借入金	4,597,350	4,598,060	3,685,340	135,360	135,360	135,360	135,360	371,280
リース負債	1,988,052	2,037,659	744,861	517,796	341,882	171,951	119,393	141,775
その他の金融負債	50,669	50,669	50,669	—	—	—	—	—
合計	7,470,780	7,521,098	5,315,579	653,156	477,242	307,311	254,753	513,055

(5) 金利リスク管理

当社グループは、主に出店のための資金を銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によりリース債務が生じております。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、固定金利と変動金利の借入金の適切な組み合わせを維持しており、金利市場の継続的なモニタリングを実施しております。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高等）は一定であることを前提としております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
税引前利益	△49,279	△45,973

(6) 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(敷金及び保証金)

リース取引に係る敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、借手が新規に同様の借入れを実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ゴルフ会員権)

ゴルフ会員権の公正価値については、相場価格等に基づいて評価しています。

(借入金)

長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)		前連結会計年度 (2023年8月31日)		当連結会計年度 (2024年8月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)						
敷金及び保証金(注) 1	695,501	693,831	707,765	682,416	727,126	694,282
合計	695,501	693,831	707,765	682,416	727,126	694,282
(金融負債)						
借入金(注) 2、3	5,289,011	5,257,700	4,927,913	4,897,804	4,597,350	4,558,503
優先株式(注) 2	2,000,017	2,000,017	—	—	—	—
合計	7,289,028	7,257,718	4,927,913	4,897,804	4,597,350	4,558,503

(注) 1. 敷金及び保証金の公正価値はレベル2に分類しております。

2. 借入金及び優先株式の公正価値はレベル2に分類しております。

3. 1年内返済予定の残高を含んでおります。

③ 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

移行日 (2022年9月1日)

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
ゴルフ会員権	—	26,850	—	26,850

前連結会計年度 (2023年8月31日)

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
ゴルフ会員権	—	24,100	—	24,100

当連結会計年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	—	—

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

32. 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合 (%)
(株)サイプレス	日本	飲食事業	100.0

33. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

移行日（2022年9月1日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：千円）

種別	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	—	投資ファンド	(被所有) 直接 49.3 間接 50.1	優先株式の取得と普通株式の交付	優先株式の取得と普通株式の交付 (注) 1	1,000,008	—	—
主要株主	(株)EAM	東京都港区	2,000	資産管理会社	被所有 直接：44.9	当社代表取締役社長 東 稔哉の資産管理会社社員の兼任 優先株式の取得と普通株式の交付	優先株式の取得と普通株式の交付 (注) 1	1,000,008	—	—
役員及び主要株主	東 稔哉	—	—	連結子会社代表取締役社長	(被所有) 直接 4.9 間接 44.9	被債務保証	不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 2	53,397	—	—

(注) 1. A種優先株式につき、定款に定める取得条項に基づき2023年8月31日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は2023年8月31日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

2. 当社の子会社は、店舗の賃借料について、同社代表取締役社長東稔哉から債務保証を受けております。取引金額については、費用認識した賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

種別	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 （％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員及び主要株主	東 稔哉	—	—	当社代表取締役社長	（被所有） 直接 4.9 間接 44.9	ゴルフ会員権の取引	ゴルフ会員権の譲渡	21,818	—	—

（注） 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「決裁権限基準表」に基づき処理しております。なお、ゴルフ会員権の内、12,600千円については簿価をもって取引価格としております。上記固定資産は市場価格を観察するのは困難である一方、簿価が概ね当該固定資産の価値を示しているため、当該価額を取引価格として採用することは、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件に近いといえることから、取引条件の決定方針として合理性あるものと判断しております。

（2） 主要な経営幹部に対する報酬

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）	当連結会計年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）
短期従業員給付	113,820	116,460

34. コミットメント

決算日以降の支出に関するコミットメントは以下のとおりであります。

（単位：千円）

	移行日 （2022年9月1日）	前連結会計年度 （2023年8月31日）	当連結会計年度 （2024年8月31日）
有形固定資産の取得	134,434	18,504	69,000
合計	134,434	18,504	69,000

35. 後発事象

（株式分割）

当社は2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

（1） 株式分割の目的

当社株式の流動性向上及び、投資家層の拡大を図ることを目的としたものであります。

（2） 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年11月13日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。

- ② 株式分割前の発行済株式総数 127,446株
- ③ 株式分割による増加株式数 12,617,154株
- ④ 株式分割後の発行済株式総数 12,744,600株
- ⑤ 株式分割後の発行可能株式総数 50,978,400株

（3） 株式分割の効力発生日

2024年11月14日

（4） 1株当たり利益に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が2023年8月期の期首に行われたと仮定して算定した数値を、注記「28. 1株当たり利益」に記載しております。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員、従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(第4回新株予約権)

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の従業員及び当社子会社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社従業員 1名、当社子会社の従業員 68名

③新株予約権の発行数 62,200個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式62,200株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。
- ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2033年6月19日 至 2035年6月18日

（第5回新株予約権）

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社執行役員、従業員及び当社子会社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社執行役員及び従業員 2名、当社子会社の従業員 1名

③新株予約権の発行数 16,800個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式16,800株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。
- ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2029年6月19日 至 2035年6月18日

（第6回新株予約権）

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社取締役 1名

③新株予約権の発行数 191,169個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式191,169株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2027年6月19日 至 2035年6月18日

36. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度から I F R S に準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2023年8月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、I F R S への移行日は2022年9月1日であります。

(1) I F R S 第1号の免除規定

I F R S では、I F R S を初めて適用する会社（以下「初度適用企業」という。）に対して、原則として、I F R S で要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、I F R S 第1号では、I F R S で要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、I F R S 移行日において利益剰余金で調整しております。当社グループが日本基準から I F R S へ移行するに当たり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・株式に基づく報酬

当社グループは、移行日より前に権利確定した株式報酬に対しては、I F R S 第2号「株式に基づく報酬」を適用しないことを選択しております。

・リース

I F R S 第1号では、初度適用企業は、I F R S 移行日時点で存在する契約にリースが含まれているかどうかを、同日時点で存在する事実及び状況に基づいて判定することが認められております。また、リース負債を、残りのリース料を移行日現在の借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定し、使用权資産を、リース負債と同額とすることが認められております。リース期間が移行日から12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、費用として認識することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、リースの認識・測定を行っております。

・有形固定資産の原価に算入される廃棄負債

I F R S 第1号では、有形固定資産の原価に算入される廃棄等の債務に関わる負債について、廃棄等の債務の発生当初から遡及適用する方法、又は移行日時点で当該廃棄等の債務を測定する方法のいずれかを選択することが認められております。当社グループは、有形固定資産の原価に算入される廃棄等の債務について、移行日時点で測定する方法を選択しております。

・以前に認識した金融商品の指定

I F R S 第1号では、I F R S 第9号「金融商品」（以下「I F R S 第9号」という。）における分類について、当初認識時点で存在する事実及び状況ではなく、移行日時点の事実及び状況に基づき判断することが認められております。また、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することが認められております。

当社グループは、I F R S 第9号における分類について、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき判断を行っております。

(2) I F R S 第1号の強制的な例外規定

I F R S 第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」及び「金融商品の分類及び測定」等について、I F R S の遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 調整表

I F R S の初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2022年9月1日（I F R S移行日）現在の資本に対する調整

（単位：千円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	I F R S	注記	I F R S 表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	1,252,670	—	—	1,252,670	(1)	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	64,622	301,574	—	366,196		営業債権及びその他の債権
棚卸資産	31,905	—	—	31,905		棚卸資産
	—	—	2,007	2,007		その他の金融資産
その他	371,684	△301,574	—	70,110	(1)	その他の流動資産
流動資産合計	1,720,882	—	2,007	1,722,890		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	1,246,696	—	2,676,752	3,923,449	(2), (3)	有形固定資産
無形固定資産	10,158,588	△8,871	△4,783,895	5,365,820	(4)	のれん
	—	8,871	—	8,871		無形資産
差入保証金	737,179	△737,179	—	—	(5)	
	—	759,421	△35,032	724,389		その他の金融資産
繰延税金資産	149,271	—	8,490	157,762	(6)	繰延税金資産
その他	49,547	△22,241	△19,820	7,485	(5)	その他の非流動資産
固定資産合計	12,341,284	—	△2,153,505	10,187,778		非流動資産合計
資産合計	14,062,167	—	△2,151,497	11,910,669		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	I F R S	注記	I F R S 表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
1年内返済予定の長期 借入金	372,860	—	△12,293	360,566	(7)	流動負債
	—	—	809,619	809,619	(3)	借入金
支払手形及び買掛金	268,499	271,866	—	540,365	(1)	リース負債
		22,431	2,000,017	2,022,448	(5), (9)	営業債務及びその他の 債務
		120,238	—	120,238	(8)	その他の金融負債
未払法人税等	324,892	—	—	324,892		引当金
賞与引当金	12,999	△12,999	—	—	(8)	未払法人所得税
その他	759,390	△401,535	46,575	404,429	(1), (5), (8)	その他の流動負債
流動負債合計	1,738,643	—	2,843,918	4,582,561		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	4,935,840	—	△7,395	4,928,444	(7)	借入金
	—	—	1,947,373	1,947,373	(3)	リース負債
資産除去債務	757,483	—	△21,421	736,062	(8)	引当金
繰延税金負債	230	—	—	230	(6)	繰延税金負債
その他	92,484	—	△84,800	7,683		その他の非流動負債
固定負債合計	5,786,038	—	1,833,756	7,619,794		非流動負債合計
負債合計	7,524,681	—	4,677,674	12,202,355		負債合計
純資産の部						資本
資本金	45,000	—	—	45,000		資本金
資本剰余金	9,242,117	—	△2,000,017	7,242,100	(9)	資本剰余金
利益剰余金	△2,749,631	—	△4,829,154	△7,578,786	(10)	利益剰余金
	6,537,485	—	△6,829,171	△291,686		親会社の所有者に帰 属する持分合計
純資産合計	6,537,485	—	△6,829,171	△291,686		資本合計
負債純資産合計	14,062,167	—	△2,151,497	11,910,669		負債及び資本合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	I F R S	注記	I F R S 表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	672,011	—	—	672,011		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	106,771	449,010	—	555,782	(1)	営業債権及びその他の債権
棚卸資産	39,083	—	—	39,083		棚卸資産
	—	—	6,476	6,476		その他の金融資産
その他	519,944	△449,010	—	70,934	(1)	その他の流動資産
流動資産合計	1,337,810	—	6,476	1,344,287		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	1,523,149	—	2,091,737	3,614,886	(2), (3)	有形固定資産
無形固定資産	9,563,971	△8,385	△4,189,765	5,365,820	(4)	のれん
	—	8,385	—	8,385		無形資産
差入保証金	750,002	△750,002	—	—	(5)	
	—	772,194	△38,068	734,126		その他の金融資産
繰延税金資産	70,504	—	24,826	95,331	(6)	繰延税金資産
その他	50,548	△22,191	△22,887	5,469	(5)	その他の非流動資産
固定資産合計	11,958,177	—	△2,134,158	9,824,019		非流動資産合計
資産合計	13,295,988	—	△2,127,681	11,168,306		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	I F R S	注記	I F R S 表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債 流動負債
1年内返済予定の長期 借入金	349,060	3,538,700	△7,926	3,879,833	(7)	借入金
	—	—	882,347	882,347	(3)	リース負債
支払手形及び買掛金	372,500	330,614	—	703,114	(1)	営業債務及びその他の 債務
	—	28,365	0	28,365	(5)	その他の金融負債
	—	4,661	—	4,661	(8)	引当金
未払法人税等	82,210	—	—	82,210		未払法人所得税
賞与引当金	2,830	△2,830	—	—	(8)	
店舗閉鎖損失引当金	2,068	△2,068	—	—	(8)	
資産除去債務	2,592	△2,592	—	—	(8)	
その他	827,144	△356,150	26,399	497,393	(1), (5), (8)	その他の流動負債
流動負債合計	1,638,406	3,538,700	900,820	6,077,926		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	4,586,780	△3,538,700	—	1,048,080	(7)	借入金
	—	—	1,514,837	1,514,837	(3)	リース負債
資産除去債務	870,261	—	△72,361	797,899	(8)	引当金
繰延税金負債	186	—	—	186	(6)	繰延税金負債
その他	242,621	—	△238,931	3,690		その他の非流動負債
固定負債合計	5,699,849	△3,538,700	1,203,545	3,364,694		非流動負債合計
負債合計	7,338,254	0	2,104,365	9,442,621		負債合計
純資産の部						資本
資本金	45,000	—	—	45,000		資本金
資本剰余金	9,242,117	—	—	9,242,117		資本剰余金
利益剰余金	△3,329,384	—	△4,232,047	△7,561,431	(10)	利益剰余金
	5,957,732	—	△4,232,047	1,725,685		親会社の所有者に帰 属する持分合計
純資産合計	5,957,732	—	△4,232,047	1,725,685		資本合計
負債純資産合計	13,295,988	—	△2,127,681	11,168,306		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(1) 未収入金及び未払金の振替

日本基準では流動資産の「その他」に含めていた未収入金については、I F R Sでは「営業債権及びその他の債権」に振替えて表示し、また、日本基準では流動負債の「その他」に含めていた未払金については、I F R Sでは「営業債務及びその他の債務」に振替えて表示しております。

(2) 有形固定資産の計上額の調整

日本基準では、減損の兆候があり、有形固定資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較した結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを上回った場合にのみ、帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を固定資産の減損損失として認識している一方、I F R Sでは、減損テストの結果、固定資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を固定資産の減損損失として認識しております。

(3) リース

日本基準では、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりました。I F R Sでは、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分がないため、基本的にすべてのリース取引について、「使用権資産」及び「リース負債」を計上しております。

(4) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、I F R Sでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

なお、移行日に減損テストを実施したところ、収益見込みの低下により、飲食事業セグメントに属するのれんについて、6,516,774千円の減損損失を認識しております。回収可能価額は使用価値により、割引率6.3%を用いて算定しております。

(5) その他の金融資産及び金融負債の振替及び調整

日本基準では固定資産の「その他」に含めていた金融資産については、I F R Sでは「その他の金融資産（非流動）」に振替えて表示しております。また、日本基準では差入保証金について取得原価で計上しておりましたが、I F R Sでは実効金利法を用いた償却原価で測定しております。

日本基準では流動負債の「その他」に含めていた金融負債については、I F R Sでは「その他の金融負債（流動）」に振替えて表示しております。

(6) 繰延税金資産及び繰延税金負債

I F R Sの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。また、日本基準からI F R Sへの調整に伴い発生した一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

(7) 借入金の振替

日本基準では流動負債として区分掲記していた「1年内返済予定の長期借入金」については、I F R Sでは「借入金（流動）」に組替えて表示し、また、日本基準では固定負債として区分掲記していた「長期借入金」については、I F R Sでは「借入金（非流動）」に組替えて表示しております。

なお、注記「17. 借入金」に記載のとおり、財務制限条項への抵触により、I F R Sでは対象となるシニアローンについて、「借入金（非流動）」から「1年内返済予定の長期借入金」へ組替えて表示しております。

また、I F R Sでは実効金利法を用いた償却原価で測定しております。

(8) その他の流動負債及び固定負債の振替

日本基準では流動負債に区分掲記していた「賞与引当金」は、I F R Sでは「その他の流動負債」に組替えて表示しており、日本基準では流動負債に区分掲記していた店舗閉鎖損失引当金及び流動・固定負債に区分掲記していた資産除去債務は、I F R Sでは「引当金」に組替えて表示しております。また、日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、I F R Sでは「その他の流動負債」として負債計上しております。

(9) 優先株式に対する調整

日本基準では純資産として認識していた優先株式については、I F R Sでは金融負債として認識しております。

(10) 利益剰余金に対する調整

(単位：千円)

	移行日 (2022年9月1日)	前連結会計年度 (2023年8月31日)
のれんの計上額の調整	△4,783,895	△4,189,765
借入金に対する調整	19,688	△7,926
未払有給休暇に対する調整	△46,634	△54,498
その他	△26,803	△4,683
税効果	8,490	24,826
合計	△4,829,154	△4,232,047

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る損益及び包括利益に対する調整

（単位：千円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	I F R S	注記	I F R S 表示科目
売上高	8,816,622	—	—	8,816,622		売上収益
売上原価	2,956,822	—	—	2,956,822		売上原価
売上総利益	5,859,799	—	—	5,859,799		売上総利益
販売費及び一般管理費	6,182,402	△7,008	△679,065	5,496,328	(1), (3) (4)	販売費及び一般管理費
	—	12,835	△640	12,195	(2)	その他の収益
	—	37,142	2,302	39,445	(2)	その他の費用
営業損失	△322,603	△17,298	676,122	336,221		営業利益
営業外収益	40,889	△9,933	△30,955	—	(2)	
営業外費用	79,226	△79,226	—	—	(2)	
特別利益	2,908	△2,908	—	—	(2)	
特別損失	37,137	△37,137	—	—	(2)	
	—	6	5,288	5,294	(2)	金融収益
	—	86,230	69,684	155,914	(2), (4)	金融費用
税金等調整前当期純損失	△395,170	—	580,770	185,600		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	105,860	78,722	△16,336	168,246	(5)	法人所得税費用
法人税等調整額	78,722	△78,722	—	—	(5)	
当期純損失	△579,752	—	597,106	17,354		当期利益
包括利益	△579,752	—	597,106	17,354		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、ＩＦＲＳでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

(2) 表示科目に対する調整

日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、ＩＦＲＳでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については「その他の収益」及び「その他の費用」に表示しております。

(3) 未消化の有給休暇

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、ＩＦＲＳでは人件費として認識しております。

(4) 金融費用に係る調整

日本基準では、オペレーティング・リース取引に係る支払リース料は、「販売費及び一般管理費」に計上していましたが、ＩＦＲＳでは原則としてすべてのリースについてリース負債の認識が要求され、金利費用は「金融費用」に計上しております。

(5) 法人所得税費用

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記していましたが、ＩＦＲＳでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、ＩＦＲＳの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準では、オペレーティング・リース取引に係る支払リース料は、営業活動によるキャッシュ・フローに区別しておりますが、ＩＦＲＳでは、原則としてすべてのリースについて、リース負債の認識が要求され、リース負債の返済による支出は、財務活動によるキャッシュ・フローに区別しております。

そのため、財務活動によるキャッシュ・フローが807,426千円減少し、営業活動によるキャッシュ・フローが同額増加しております。

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

サイプレス・ホールディングス(株)（以下「当社」という。）は、日本の会社法に基づき設立された株式会社であり、日本に所在しております。当社の登記されている本社住所は、東京都港区六本木一丁目9番10号であります。当社の要約中間連結財務諸表は、2025年2月28日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループは主に飲食事業並びにこれに付帯する業務を行っております。事業内容は、注記「5. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されている全ての情報を含んでいないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業内容は、和食・洋食・麺等の複数ジャンルにおいて、レストラン業態や総菜事業、フードコートの一括運営等幅広い業態にわたる飲食事業を展開しております。

なお、当社グループの事業内容は飲食事業のみであり、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

6. 企業結合

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

7. 非金融資産の減損

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる最小単位として主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：千円）

用途	種類	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
店舗	有形固定資産		
	建物及び構築物	25,700	1,159
	工具器具及び備品	1,240	—
	合計	26,941	1,159

営業キャッシュ・フローが継続してマイナス、又は、資産の市場価値が帳簿価額より著しく下落している等、減損の兆候が認められる店舗について減損テストを行い、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を要約中間連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト（前中間連結会計期間9.6%、当中間連結会計期間10.0%）により現在価値に割り引いて算定しております。

8. 配当金

(1) 配当金支払額

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

該当ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

該当ありません。

9. 売上収益

当社グループは、サービスの提供や商品の販売等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を以下のとおり分解しております。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
サービスの提供	4,386,254	4,605,112
商品の販売	498,072	724,057
合計	4,884,327	5,329,169

① サービスの提供

飲食事業については、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供時点で売上収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

② 商品の販売

主に商業施設内での惣菜販売につきましては、店舗に来店されるお客様を顧客としております。商品の販売については、商品の支配が顧客に移転した時、すなわち、店舗にて顧客に商品を引き渡した時点で売上収益を認識しております。

10. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
親会社の所有者に帰属する中間利益 (千円)	149,753	176,287
親会社の普通株主に帰属しない中間利益 (千円)	—	—
基本的1株当たり利益の計算に使用する中 間利益(千円)	149,753	176,287
加重平均普通株式数(株)	12,744,600	12,744,600
希薄化効果のある株式数 ストック・オプション	—	—
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数 (株)	12,744,600	12,744,600
基本的1株当たり中間利益(円)	11.75	13.83
希薄化後1株当たり中間利益(円)	11.75	13.83

(注) 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。発行済普通株式の加重平均株式数及び基本的1株当たり中間利益につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。希薄化後1株当たり中間利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため基本的1株当たり中間利益と同額としております。

11. 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（敷金及び保証金）

リース取引に係る敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、借手が新規に同様の借入れを実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（借入金）

長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)		当中間連結会計期間 (2025年2月28日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
（金融資産）				
敷金及び保証金（注）1	727,126	694,282	732,123	684,741
合計	727,126	694,282	732,123	684,741
（金融負債）				
借入金（注）2、3	4,597,350	4,558,503	4,303,167	4,232,259
合計	4,597,350	4,558,503	4,303,167	4,232,259

（注）1. 敷金及び保証金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

2. 借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

3. 1年内返済予定の残高を含んでおります。

③ 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	—	—

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	—	—

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

12. 後発事象

（借入金）

当社は、2025年3月19日の取締役会において、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載の（株）三井住友銀行との金銭消費貸借契約について、2025年3月25日付で変更契約の締結を決議いたしました。主な契約内容は以下のとおりであります。

1. 借入金残高（2025年2月28日現在）
シニアタームローンB 3,325,000千円
2. 返済期日
2027年3月末日
3. 返済方法
6ヶ月毎2億円、残額は期日一括返済
4. 借入金利
基準金利＋スプレッド

なお、財務制限条項については、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載の内容と変更はありません。

（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員、従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

（第4回新株予約権）

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の従業員及び当社子会社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社従業員 1名、当社子会社の従業員 68名

③新株予約権の発行数 62,200個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式62,200株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i) 記載の資本金等増加限度額から上記i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサル

タント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2033年6月19日 至 2035年6月18日

（第5回新株予約権）

1. ストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社執行役員、従業員及び当社子会社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社執行役員及び従業員 2名、当社子会社の従業員 1名

③新株予約権の発行数 16,800個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式16,800株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2029年6月19日 至 2035年6月18日

（第6回新株予約権）

1. ストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社取締役 1名

③新株予約権の発行数 191,169個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式191,169株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたと

きは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2027年6月19日 至 2035年6月18日

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年7月16日開催の取締役会において承認された第7期第3四半期連結会計期間（2025年3月1日から2025年5月31日まで）及び第7期第3四半期連結累計期間（2024年9月1日から2025年5月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表は次のとおりです。

(1) 要約四半期連結財政状態計算書

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年5月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		559,469	488,627
営業債権及びその他の債権		808,594	822,071
棚卸資産		53,120	56,916
その他の金融資産		5,590	8,954
その他の流動資産		69,088	49,973
流動資産合計		1,495,865	1,426,543
非流動資産			
有形固定資産		3,012,421	3,335,591
のれん		5,365,820	5,365,820
無形資産		21,193	16,741
その他の金融資産	13	730,423	743,681
繰延税金資産		152,497	152,497
その他の非流動資産		321	1,486
非流動資産合計		9,282,678	9,615,818
資産合計		10,778,543	11,042,362

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2024年 8 月 31 日)	当第 3 四半期連結会計期間 (2025年 5 月 31 日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金	13	3,684,630	913,939
リース負債		754,502	736,407
営業債務及びその他の債務		834,708	739,643
その他の金融負債		50,669	56,839
未払法人所得税		133,461	47,786
引当金		6,564	-
その他の流動負債		498,790	437,494
流動負債合計		5,963,327	2,932,111
非流動負債			
借入金	13	912,720	3,757,653
リース負債		1,233,549	1,392,132
引当金		772,624	800,218
繰延税金負債		144	144
その他の非流動負債		990	88
非流動負債合計		2,920,029	5,950,237
負債合計		8,883,356	8,882,349
資本			
資本金		45,000	45,000
資本剰余金		9,242,117	8,491,669
利益剰余金		△7,391,930	△6,376,656
親会社の所有者に帰属する持分合計		1,895,186	2,160,013
資本合計		1,895,186	2,160,013
負債及び資本合計		10,778,543	11,042,362

(2) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書
要約四半期連結損益計算書
(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)
売上収益	11	7,483,820	8,157,408
売上原価		2,479,044	2,815,145
売上総利益		5,004,776	5,342,262
販売費及び一般管理費		4,506,266	4,820,207
その他の収益		20,477	2,443
その他の費用	9	38,320	29,530
営業利益		480,667	494,968
金融収益		3,930	4,456
金融費用		106,580	94,491
税引前四半期利益		378,018	404,932
法人所得税費用		130,794	140,106
四半期利益		247,223	264,826
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		247,223	264,826
四半期利益		247,223	264,826
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (円)	12	19.40	20.78
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	12	19.40	20.78

	注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年5月31日)
売上収益		2,599,493	2,828,238
売上原価		866,636	977,877
売上総利益		1,732,857	1,850,360
販売費及び一般管理費		1,554,141	1,656,099
その他の収益		7,562	381
その他の費用		5,980	28,204
営業利益		180,297	166,438
金融収益		1,324	1,564
金融費用		33,994	32,622
税引前四半期利益		147,628	135,379
法人所得税費用		50,157	46,841
四半期利益		97,470	88,538
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		97,470	88,538
四半期利益		97,470	88,538
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (円)	12	7.65	6.95
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	12	7.65	6.95

要約四半期連結包括利益計算書
(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)
四半期利益		247,223	264,826
四半期包括利益		<u>247,223</u>	<u>264,826</u>
四半期包括利益の帰属 親会社の所有者		<u>247,223</u>	<u>264,826</u>
四半期包括利益		<u>247,223</u>	<u>264,826</u>

(第3四半期連結会計期間)

(単位：千円)

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年5月31日)
四半期利益	97,470	88,538
四半期包括利益	97,470	88,538
四半期包括利益の帰属 親会社の所有者	97,470	88,538
四半期包括利益	97,470	88,538

(3) 要約四半期連結持分変動計算書

前第3四半期連結累計期間(自 2023年9月1日 至 2024年5月31日)

(単位: 千円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2023年9月1日残高	45,000	9,242,117	△7,561,431	1,725,685	1,725,685
四半期利益	—	—	247,223	247,223	247,223
四半期包括利益合計	—	—	247,223	247,223	247,223
資本剰余金から利益剰余金 への振替額	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	—
2024年5月31日残高	45,000	9,242,117	△7,314,208	1,972,909	1,972,909

当第3四半期連結累計期間(自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)

(単位: 千円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2024年9月1日残高	45,000	9,242,117	△7,391,930	1,895,186	1,895,186
四半期利益	—	—	264,826	264,826	264,826
四半期包括利益合計	—	—	264,826	264,826	264,826
資本剰余金から利益剰余金 への振替額	—	△750,448	750,448	—	—
所有者との取引額等合計	—	△750,448	750,448	—	—
2025年5月31日残高	45,000	8,491,669	△6,376,656	2,160,013	2,160,013

(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		378,018	404,932
減価償却費及び償却費		762,547	724,366
減損損失	9	27,093	20,890
金融収益		△3,930	△4,456
金融費用		106,580	94,491
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△8,178	△3,796
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		265	△4,449
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△61,571	△109,596
その他		17,946	478
小計		1,218,771	1,122,861
利息及び配当金の受取額		2	199
利息の支払額		△94,677	△83,401
法人所得税の支払額		△135,254	△225,777
営業活動によるキャッシュ・フロー		988,842	813,882
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△192,954	△323,846
有形固定資産の売却による収入		7,458	492
無形資産の取得による支出		△7,973	-
敷金及び保証金の返還による収入		13,999	26,452
敷金及び保証金の差入れによる支出		△30,508	△43,200
資産除去債務の履行による支出		△11,474	△13,980
その他投資の増減		27,224	311
投資活動によるキャッシュ・フロー		△194,230	△353,769
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		-	340,000
長期借入金の借入による収入		-	249,646
長期借入金の返済による支出		△315,220	△515,220
借入手数料の支払による支出		-	△3,717
リース負債の返済による支出		△625,535	△601,664
財務活動によるキャッシュ・フロー		△940,755	△530,955
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△146,143	△70,841
現金及び現金同等物の期首残高		672,011	559,469
現金及び現金同等物の四半期末残高		525,868	488,627

要約四半期連結財務諸表注記

1. 適用される財務報告の枠組み

当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の要約四半期連結財務諸表(要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記)は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しています。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 報告企業

サイプレス・ホールディングス㈱(以下「当社」という。)は、日本の会社法に基づき設立された株式会社であり、日本に所在しております。当社の登記されている本社住所は、東京都港区六本木一丁目9番10号であります。当社の要約四半期連結財務諸表は、2025年5月31日を期末日とし、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)により構成されております。

当社グループは主に飲食事業並びにこれに付帯する業務を行っております。事業内容は、注記「7. セグメント情報」に記載しております。

4. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社の要約四半期連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求される全ての情報を含んでいないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切捨てて表示しております。

5. 重要性がある会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

6. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

7. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業内容は、和食・洋食・麺等の複数ジャンルにおいて、レストラン業態や総菜事業、フードコートの一括運営等幅広い業態にわたる飲食事業を展開しております。

なお、当社グループの事業内容は飲食事業のみであり、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

8. 企業結合

前第3四半期連結累計期間（自 2023年9月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

9. 非金融資産の減損

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる最小単位として主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：千円）

用途	種類	前第3四半期連結累計期間 （自 2023年9月1日 至 2024年5月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）
店舗	有形固定資産		
	建物及び構築物	25,853	19,353
	工具器具及び備品	1,240	1,537
	合計	27,093	20,890

営業キャッシュ・フローが継続してマイナス、又は、資産の市場価値が帳簿価額より著しく下落している等、減損の兆候が認められる店舗について減損テストを行い、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を要約四半期連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト（前第3四半期連結会計期間9.6%、当第3四半期連結会計期間10.0%）により現在価値に割り引いて算定しております。

10. 配当金

(1) 配当金支払額

前第3四半期連結累計期間（自 2023年9月1日 至 2024年5月31日）

該当ありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

該当ありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

前第3四半期連結累計期間（自 2023年9月1日 至 2024年5月31日）

該当ありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2024年9月1日 至 2025年5月31日）

該当ありません。

11. 売上収益

当社グループは、サービスの提供や商品の販売等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を以下のとおり分解しております。

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)
サービスの提供	6,715,677	6,994,573
商品の販売	768,143	1,162,834
合計	7,483,820	8,157,408

① サービスの提供

飲食事業については、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供時点で売上収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

② 商品の販売

主に商業施設内での惣菜販売につきましては、店舗に来店されるお客様を顧客としております。商品の販売については、商品の支配が顧客に移転した時、すなわち、店舗にて顧客に商品を引き渡した時点で売上収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

12. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年5月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (千円)	247,223	264,826
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益 (千円)	—	—
基本的1株当たり利益の計算に使用する四半期利益 (千円)	247,223	264,826
加重平均普通株式数 (株)	12,744,600	12,744,600
希薄化効果のある株式数 ストック・オプション	—	—
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数 (株)	12,744,600	12,744,600
基本的1株当たり四半期利益 (円)	19.40	20.78
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	19.40	20.78

	前第3四半期連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年5月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(千円)	97,470	88,538
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益(千円)	—	—
基本的1株当たり利益の計算に使用する四半期利益(千円)	97,470	88,538
加重平均普通株式数(株)	12,744,600	12,744,600
希薄化効果のある株式数 ストック・オプション	—	—
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数(株)	12,744,600	12,744,600
基本的1株当たり四半期利益(円)	7.65	6.95
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	7.65	6.95

(注) 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。発行済普通株式の加重平均株式数及び基本的1株当たり四半期利益につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。希薄化後1株当たり四半期利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため基本的1株当たり四半期利益と同額としております。

13. 金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（敷金及び保証金）

リース取引に係る敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、借手が新規に同様の借入れを実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（借入金）

借入金の公正価値は、短期借入金については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価格に近似しております。長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2025年5月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
敷金及び保証金(注)2	727,126	694,282	739,685	682,340
合計	727,126	694,282	739,685	682,340
(金融負債)				
借入金(注)1、3	4,597,350	4,558,503	4,331,593	4,316,100
合計	4,597,350	4,558,503	4,331,593	4,316,100

(注) 1. 帳簿価格と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しております。

2. 敷金及び保証金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

3. 借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

③ 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度(2024年8月31日)

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	—	—

当第3四半期連結会計期間(2025年5月31日)

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	—	—

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

14. 後発事象

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員、従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(第4回新株予約権)

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の従業員及び当社子会社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社従業員 1名、当社子会社の従業員 68名

③新株予約権の発行数 62,200個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式62,200株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2033年6月19日 至 2035年6月18日

(第5回新株予約権)

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社執行役員、従業員及び当社子会社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社執行役員及び従業員 2名、当社子会社の従業員 1名

③新株予約権の発行数 16,800個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式16,800株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資

本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。
- ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2029年6月19日 至 2035年6月18日

（第6回新株予約権）

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日 2025年6月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社取締役 1名

③新株予約権の発行数 191,169個

④新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式191,169株（新株予約権1個につき1株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額 1株につき729円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の役員もしくは従業員その他の使用人又は当社もしくは当社の子会社にサービスを提供する顧問、アドバイザー、コンサルタント等（かかるサービスを提供する会社を通じて顧問、アドバイザー、コンサルタント等の地位を有する者を含む。）の地位を有することを要する。
- ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- iv) 割当日以降、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく懲戒処分（戒告を除く。）を三度以上受けた場合、以後新株予約権を行使することができないものとする。

⑨新株予約権の行使期間 自 2027年6月19日 至 2035年6月18日

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 8 月31日)	当事業年度 (2024年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,281	40,931
売掛金	—	※1 79,200
その他	※1 53,681	※1 57,752
流動資産合計	92,962	177,884
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 11,835,869	※2 11,835,869
関係会社長期貸付金	477,340	140,000
投資その他の資産合計	12,313,209	11,975,869
固定資産合計	12,313,209	11,975,869
資産合計	12,406,172	12,153,753
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※2 213,700	※2 213,700
未払金	30,250	※1 53,739
未払法人税等	1,212	1,214
預り保証金	※1 17,232	※1 17,232
その他	—	6,197
流動負債合計	262,394	292,084
固定負債		
長期借入金	※2 3,538,700	※2 3,325,000
固定負債合計	3,538,700	3,325,000
負債合計	3,801,094	3,617,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,000	45,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	9,242,117	9,242,117
資本剰余金合計	9,242,117	9,242,117
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△682,039	△750,448
利益剰余金合計	△682,039	△750,448
株主資本合計	8,605,077	8,536,669
純資産合計	8,605,077	8,536,669
負債純資産合計	12,406,172	12,153,753

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月31 日)	当事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31 日)
営業収益		
経営指導料	—	72,000
営業収益合計	—	※1 72,000
営業費用		
一般管理費	※2 43,369	※2 78,317
営業費用合計	43,369	78,317
営業損失(△)	△43,369	△6,317
営業外収益		
受取利息	※1 11,473	※1 4,075
営業外収益合計	11,473	4,075
営業外費用		
支払利息	69,250	64,954
営業外費用合計	69,250	64,954
経常損失(△)	△101,145	△67,196
税引前当期純損失(△)	△101,145	△67,196
法人税、住民税及び事業税	1,212	1,212
法人税等合計	1,212	1,212
当期純損失(△)	△102,357	△68,408

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	45,000	9,242,117	9,242,117	△579,682	△579,682	8,707,435	8,707,435
当期変動額							
当期純損失（△）	－	－	－	△102,357	△102,357	△102,357	△102,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△102,357	△102,357	△102,357	△102,357
当期末残高	45,000	9,242,117	9,242,117	△682,039	△682,039	8,605,077	8,605,077

当事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	45,000	9,242,117	9,242,117	△682,039	△682,039	8,605,077	8,605,077
当期変動額							
当期純損失（△）	－	－	－	△68,408	△68,408	△68,408	△68,408
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△68,408	△68,408	△68,408	△68,408
当期末残高	45,000	9,242,117	9,242,117	△750,448	△750,448	8,536,669	8,536,669

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

当事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料は子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な会計上の見積り)

市場価格のない子会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
関係会社株式	11,835,869千円	11,835,869千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない子会社株式について、当該子会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、事業計画等においておおむね5年以内に回復することが十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、期末において相当の減額処理を行うこととしています。

将来の事業環境の変化などにより、事業計画等の仮定が著しく変動した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられず減損処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年 8 月31日)	当事業年度 (2024年 8 月31日)
短期金銭債権	53,681千円	136,951千円
短期金銭債務	17,232千円	58,085千円

※ 2 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年 8 月31日)	当事業年度 (2024年 8 月31日)
関係会社株式	11,835,869千円	11,835,869千円

担保に係る債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年 8 月31日)	当事業年度 (2024年 8 月31日)
1 年内返済予定の長期借入金	213,700千円	213,700千円
長期借入金	3,538,700千円	3,325,000千円
計	3,752,400千円	3,538,700千円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
営業収益	—	72,000千円
受取利息	11,473千円	4,075千円

※ 2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
人件費	—	32,977千円
手数料	43,355千円	37,107千円
地代家賃	—	7,899千円

(有価証券関係)

前事業年度 (2023年 8 月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 11,835,869千円) は、市場価格のない株式のため、時価を記載しておりません。

当事業年度 (2024年 8 月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 11,835,869千円) は、市場価格のない株式のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年 8 月 31 日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年 8 月 31 日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	234,242千円
繰延税金資産小計	234,242
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	234,242
評価性引当額小計	234,242
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2024年 8 月 31 日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年 8 月 31 日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	257,137千円
繰延税金資産小計	257,137
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	257,137
評価性引当額小計	257,137
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結財務諸表注記「3. 重要性がある会計方針 (14) 収益」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

連結財務諸表注記「35. 後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	期末配当の基準日は、毎年8月31日 中間配当の基準日は、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	定めなし（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL https://www.cypress-holdings.co.jp/company/ir.html
株主に対する特典	なし

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

- 3 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年8月31日	—	—	—	丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合 代表取締役 藤田 正敦	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号J Pタワー11階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △13,504 普通株式 1,350,400	(注) 4	(注) 4
2023年8月31日	—	—	—	㈱EAM 代表取締役 東 稔哉	東京都港区麻布台1丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △13,723 普通株式 1,372,300	(注) 4	(注) 4
2023年8月31日	—	—	—	Marunouchi Global Fund II L.P. Director 市原 康隆	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △219 普通株式 21,900	(注) 4	(注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所スタンダードの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2022年9月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することが出来るとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することが出来るとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 2023年8月31日開催の株主総会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年8月31日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。
5. 2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」は当該株式分割後の「移動株数」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2025年6月19日	2025年6月19日	2025年6月19日
種類	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行数	普通株式 61,400株	普通株式 16,800株	普通株式 191,169株
発行価格	729円	729円	729円
資本組入額	365円	365円	365円
発行価額の総額	44,760,600円	12,247,200円	139,362,201円
資本組入額の総額	22,411,000円	6,132,000円	69,776,685円
発行方法	2025年6月18日開催の臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2025年6月18日開催の臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2025年6月18日開催の臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年8月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき729円	1株につき729円	1株につき729円
行使期間	2033年6月19日から 2035年6月18日まで	2029年6月19日から 2035年6月18日まで	2027年6月19日から 2035年6月18日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡に関 する 事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。

5. 新株予約権①については、退職により当社子会社従業員1名800株分の権利が喪失しており、記載の発行数は喪失分を減算後の数値を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社子会社従業員8名	—	会社員	14,000	10,206,000 (729)	当社子会社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）60名、割当株式の総数47,400株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社執行役員1名	—	会社員	13,100	9,549,900 (729)	当社執行役員
当社子会社従業員1名	—	会社員	2,500	1,822,500 (729)	当社子会社従業員
当社従業員1名	—	会社員	1,200	874,800 (729)	当社従業員

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東 稔哉	東京都港区	会社役員	191,169	139,362,201 (729)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社代表取締 役社長、子会社代 表取締役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー11階	6,285,100	47.23
㈱EAM※1、11	東京都港区麻布台1丁目3番2号	5,728,100	43.04
東 稔哉※1、2、5	東京都港区	820,869 (191,169)	6.17 (1.44)
尾澤 一彦※3、5	—	105,200 (105,200)	0.79 (0.79)
Marunouchi Global Fund II L.P. ※1	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	101,700	0.76
稲葉 好紀※6	—	63,100 (63,100)	0.47 (0.47)
—※9	—	31,500 (31,500)	0.24 (0.24)
—※9	—	21,000 (21,000)	0.16 (0.16)
—※7	—	13,100 (13,100)	0.10 (0.10)
—※9	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
—※9	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
池田 透※4	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
—※9	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
松下 正※3	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
田中 剛※10	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
勝山 章廣※3	—	10,500 (10,500)	0.08 (0.08)
—※9	—	2,500 (2,500)	0.02 (0.02)
—※9	—	2,500 (2,500)	0.02 (0.02)
—※9	—	2,500 (2,500)	0.02 (0.02)
—※9	—	2,500 (2,500)	0.02 (0.02)
—※9	—	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
—※9	—	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
—※9	—	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
—※ 8	—	1, 200 (1, 200)	0. 01 (0. 01)
—※ 9	—	1, 200 (1, 200)	0. 01 (0. 01)
—※ 9	—	1, 100 (1, 100)	0. 01 (0. 01)
その他60名※ 8, 9	—	47, 400 (47, 400)	0. 36 (0. 36)
計	—	13, 308, 269 (563, 669)	100. 00 (4. 24)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示しております。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 - 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
 - 3 特別利害関係者等（当社取締役）
 - 4 特別利害関係者等（当社監査役）
 - 5 特別利害関係者等（子会社代表取締役）
 - 6 特別利害関係者等（子会社取締役）
 - 7 当社執行役員
 - 8 当社従業員
 - 9 当社子会社従業員
 - 10 当社アドバイザー
 - 11 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月1日

サイプレス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイプレス・ホールディングス株式会社の連結財務諸表、すなわち、2024年8月31日現在、2023年8月31日現在及び2022年9月1日現在の連結財政状態計算書、2024年8月31日及び2023年8月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、サイプレス・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年8月31日現在、2023年8月31日現在及び2022年9月1日現在の財政状態並びに2024年8月31日及び2023年8月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結財務諸表注記35. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、取締役、執行役員、従業員及び子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2025年9月1日

サイプレス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイプレス・ホールディングス株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、サイプレス・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

要約中間連結財務諸表注記12. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、取締役、執行役員、従業員及び子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月1日

サイプレス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイプレス・ホールディングス株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイプレス・ホールディングス株式会社の2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月1日

サイプレス・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイプレス・ホールディングス株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイプレス・ホールディングス株式会社の2024年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、取締役、執行役員、従業員及び子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月1日

サイプレス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 形 隆 紀
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経理の状況」のその他に掲げられているサイプレス・ホールディングス株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年3月1日から2025年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年9月1日から2025年5月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、サイプレス・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記14. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年6月18日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、取締役、執行役員、従業員及び子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
 - ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。
- 監査人は、要約四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

